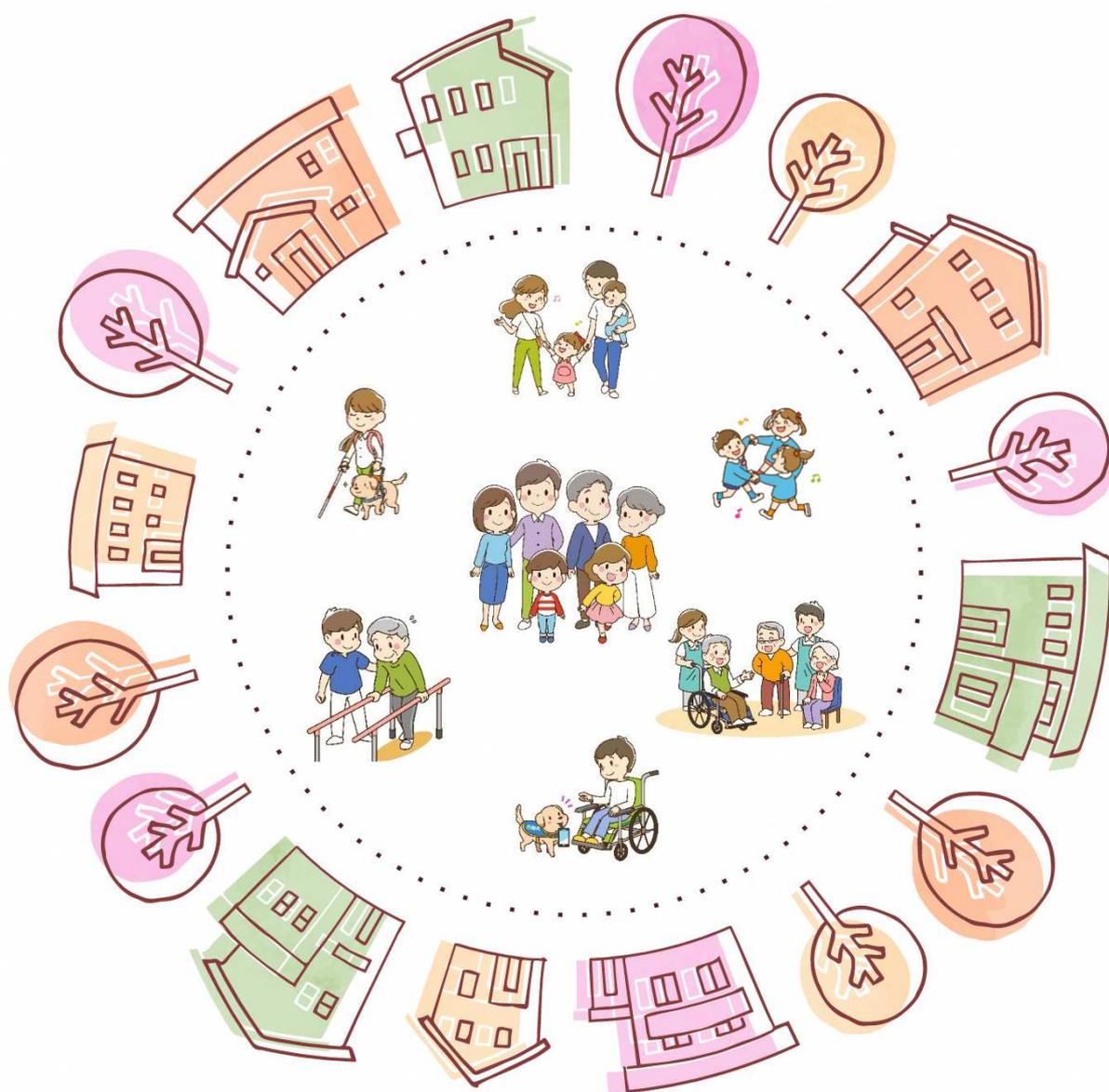


第5次安芸市障害者やさしさプラン

～障害者計画（第6期）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）～



令和6年3月

安芸市

はじめに

障害者自立支援法の施行から 17 年が経過し、障害福祉サービスの状況も時代に
応じて変化しています。近年、障害のある人とその家族の高齢化や障害の重度化、発
達障害や医療的ケアを要する障害者などニーズが多様化し、障害福祉に関する様々
な支援が求められています。

こうした中、障害者が希望する地域生活を実現する地域づくりや、社会の変化等に
伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応、持続可能で質の高い障害福祉サ
ービス等の実現のための報酬等の見直しを主要事項とした令和6年度障害福祉サー
ビス等報酬改定が予定されています。

本市では令和2年度に「第4次安芸市障がい者やさしさプラン」を策定し、様々な障
害福祉施策を推進してまいりました。この度、第4次プランに令和6年度報酬改定等の
内容を盛り込んだ「第5次安芸市障害者やさしさプラン」を策定しました。

本プランでは前期プランの基本理念「わかりあいと助けあいのもと 誰もが自分らし
くいきいきと暮らせるまち あき」を継承し、障害のある人が地域で安心して生活でき
るよう、報酬改定の趣旨に沿った支援に取り組んでまいります。

今後とも、各関係機関等と連携を図りながら、計画の着実な推進に取り組んでまい
りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「安芸市障害者施策
推進協議会」及び「安芸市障害者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご
意見、ご提言を賜りました市民の皆様、障害福祉関係者の皆様に心より感謝を申し上
げます。

令和6年3月

安芸市長 横山 歳夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 障害福祉をめぐる国の動向	4
4 国の「基本的な指針」について	7
5 計画の期間	9
6 計画の策定体制	9
第2章 安芸市の障害のある人の状況	10
1 安芸市の人口の推移	10
2 障害のある人の状況	11
3 特定医療費(指定難病)受給者の状況	15
4 障害のある子どもの状況	16
5 調査結果からみる現状	17
第3章 計画の基本的考え方	40
1 計画の基本理念	40
2 計画の基本目標	41
3 施策体系	43
第4章 障害者計画の展開	45
基本目標1 地域生活支援の充実	45
基本目標2 相談支援・情報提供体制の充実	48
基本目標3 社会参加の促進	50
基本目標4 障害のある子どもへの支援	54
基本目標5 保健・医療の充実	58
基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり	62
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	70
1 障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標の実績及び計画設定	70
2 障害福祉サービスの実績と見込量	83
3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	93
第6章 計画の推進と評価	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理と評価	99
資料編	100

「障害」の表記について

「障害」という表記については、「障がい」や「障碍」など、その表記の仕方が自治体や団体によって異なります。これは障害のある人やその家族等への心情に配慮したものと考えますが、それぞれの表記に対し、様々な意見があります。

国は平成 22 年 11 月、障がい者制度改革推進会議において、法令等の「障害」の表記について、現時点で新たに特定のものに決定することは困難であり、当面は現状の「障害」を用いることとしています。

また、高知県は「障害」の表記について、国民（県民）間で様々な見解があることから、現在のところ表記を改める意思決定はしないとしています。

本プランの前期計画となる第 4 次安芸市障がい者やさしきプランにおいては、表記を「障がい」としていますが、法令等の表記については「障害」と表記するため、一つの計画に「障がい」と「障害」が混在しています。

「害」の表記については、「害」の他に「がい」や「碍」の表記がありますが、どの表記にも受け手によってさまざまな意見があります。また「障がい」の表記を用いると、法令等は引き続き「障害」を用いるため、読みづらさがあることから、第 5 次となる本プランについては表記を「障害」に統一しました。

今後も国や高知県の対応状況を考慮し、本プランの表記について検討・対応をしていきます。

用語解説について

本文中で解説が必要な用語については、初めて登場した用語に「★」を付けています。また、資料編の用語解説一覧にて 50 音順に解説文を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

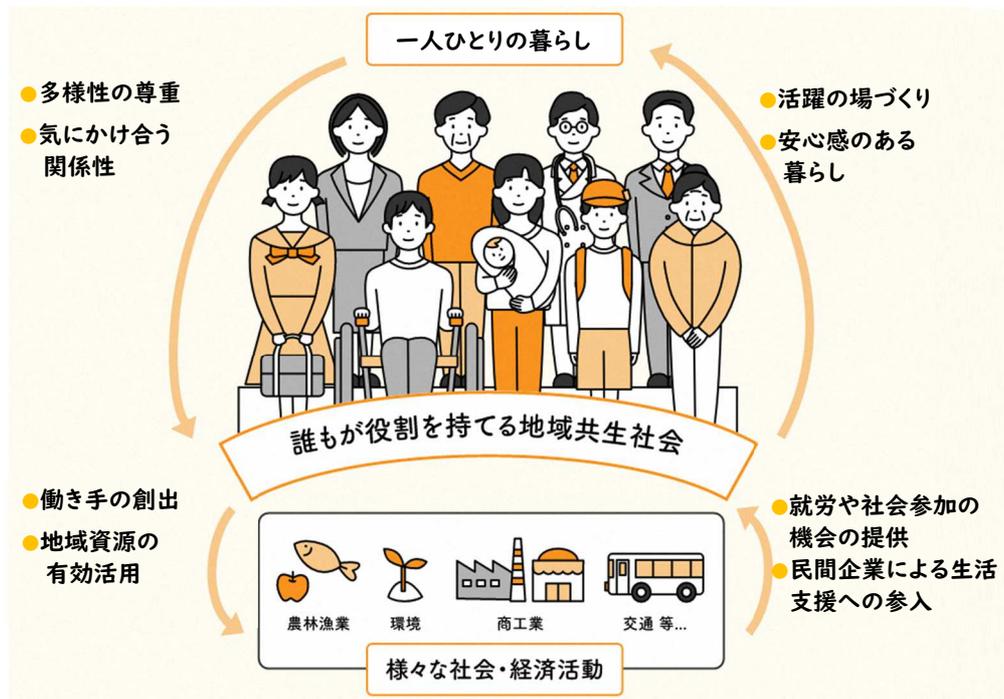
近年、障害福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重度化、発達障害や医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

こうした中、安芸市(以下、「本市」という)では、令和3年3月「第4次安芸市障がい者やさしきプラン」において、障害者施策を総合的に推進する「安芸市障害者計画(第5期)」及び計画的サービス提供のための数値目標を含む「安芸市障害福祉計画(第6期)」と「安芸市障害児福祉計画(第2期)」を策定し、本市市民の障害施策の充実と前進に努めて参りました。また、令和4年3月には「第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「地域共生社会」の実現を目指し、年齢や障害などの有無に関わらず、全ての人が住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

本年度、「第4次安芸市障がい者やさしきプラン」の期間終了を迎えることから、これまでの取組の総括、障害者の意向、国の制度動向、サービスの利用状況などを踏まえ、新たに3か年を計画期間とする「第5次安芸市障害者やさしきプラン」(以下、本プランという)として「安芸市障害者計画(第6期)」 「安芸市障害福祉計画(第7期)」 「安芸市障害児福祉計画(第3期)」を策定しました。

本プランの基本理念は、前期プラン「わかりあいと助けあいのもと誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち あき」を引き継ぎ、「ソーシャルインクルージョン★」、「ノーマライゼーション★」、「リハビリテーション★」の3つの柱に加え、障害のある人一人ひとりの「ウェルビーイング★」を高めることを念頭に置き、新プランを策定します。

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を指しています。



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

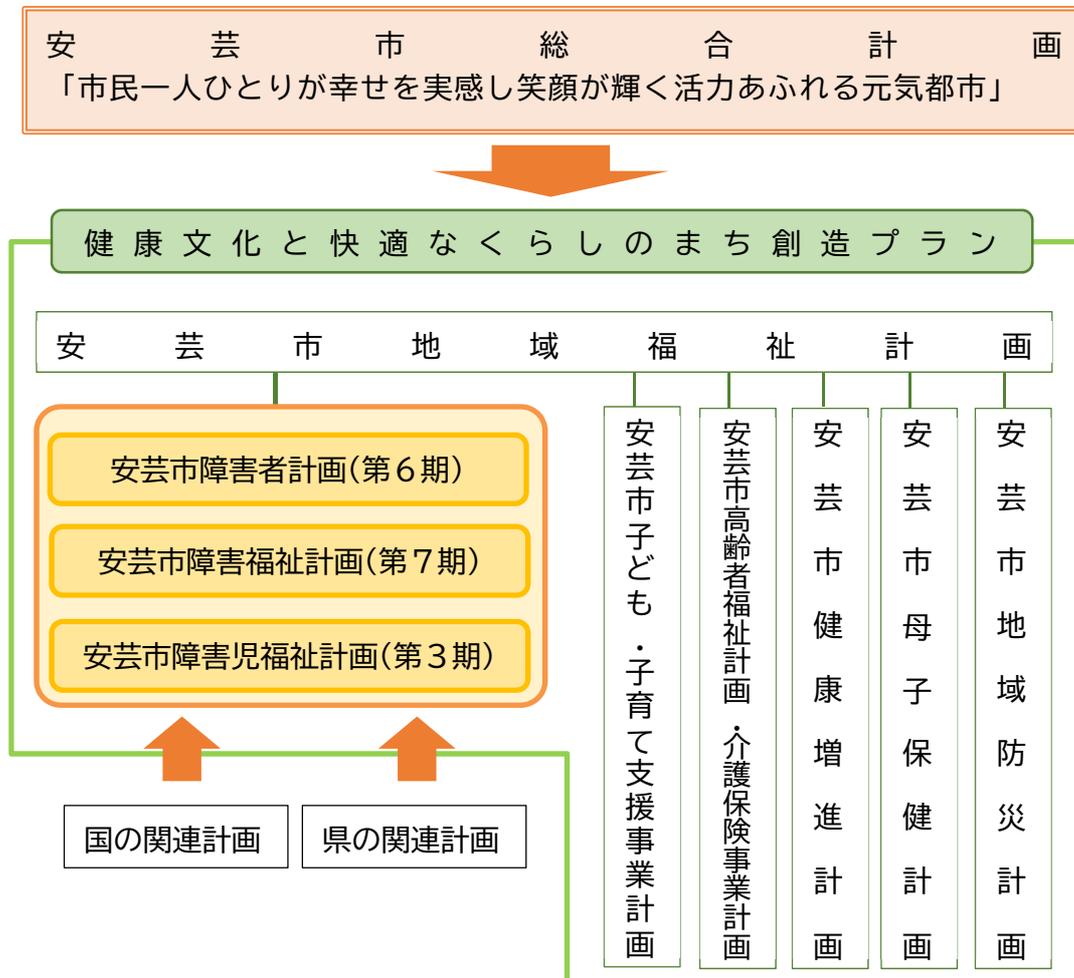
安芸市障害者計画(第6期)は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者基本計画として策定し、本市における障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標などを定める計画です。

安芸市障害福祉計画(第7期)は、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく市町村障害福祉計画に相当し、障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。

安芸市障害児福祉計画(第3期)は、児童福祉法第 33 条の 20 第1項に基づく市町村障害児福祉計画に相当し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。

(2) 市の計画における位置づけ

本プランは、「安芸市総合計画」を上位計画とし、「安芸市地域福祉計画」などの福祉分野における関連計画との連携を図りながら推進します。また、国や県の関連計画などとの整合性を保つものとします。



3 障害福祉をめぐる国の動向

本プラン策定の背景及び根拠法・法制度の整備状況は以下のとおりです。

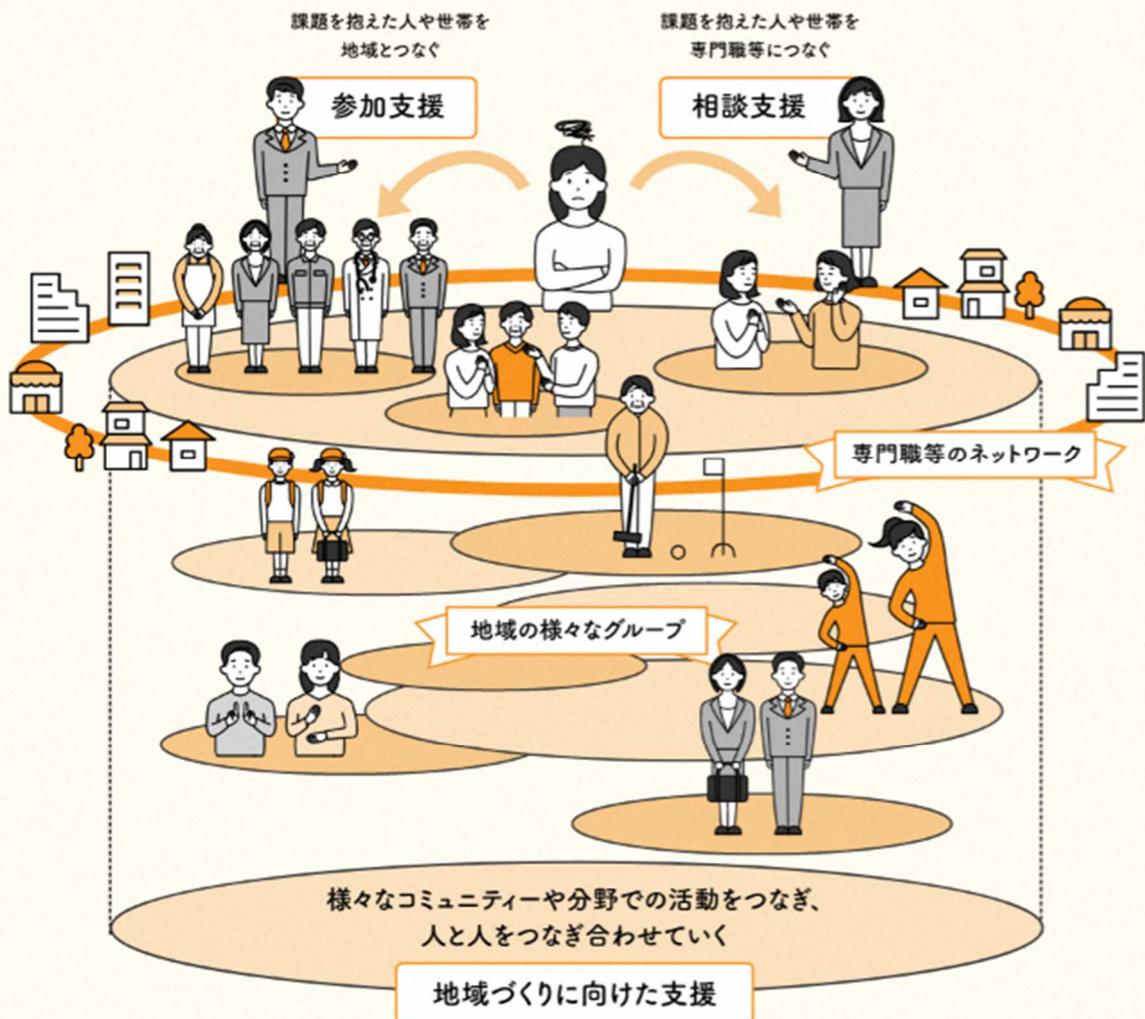
年度	制度・法の整備	概要
平成 18 年 (2006 年)	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行がはじまる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。
平成 19 年 (2007 年)	障害者権利条約署名	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組がはじまる。
平成 20 年 (2008 年)	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。
平成 22 年 (2010 年)	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
平成 23 年 (2011 年)	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、養護者に対する支援の措置等を定めた。
	障害者基本法の一部改正	障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として目的規定や障害者の定義等を見直した。
平成 24 年 (2012 年)	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
	障害者総合支援法成立	「障害者自立支援法」を改めるとともに、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大(難病等の追加)等を定めた。
平成 25 年 (2013 年)	障害者差別解消法成立	障害を理由とした差別の禁止及び、社会的障壁を排除するための合理的配慮*の提供等を定めた。
平成 26 年 (2014 年)	障害者権利条約の批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26 年 2 月 19 日より国内において効力を生じた。
	難病法の成立	難病患者に対する医療等に関する法律(難病法)が成立し、難病患者に対する医療費助成制度が確立された。
平成 28 年 (2016 年)	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。
平成 30 年 (2018 年)	障害者基本計画(第 4 次計画)の策定	障害者権利条約の完全実施を目標に掲げ、共生社会の実現を目指して、社会全体での取組を定めた。
	障害者文化芸術活動推進法の成立	障害者の社会参加を促進するため、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
	ユニバーサル社会実現推進法の成立	障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する。
令和元年 (2019 年)	障害者活躍推進プラン	地域共生社会に向けて障害者の活躍の場の拡大を加速するため、労働、教育、スポーツ、文化芸術等 6 つの政策プランを定めた。
	農福連携等推進ビジョン	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組を規定した。

年度	制度・法の整備	概要
令和元年 (2019年)	読書バリアフリー法 成立	視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害によって読書が困難な人々の、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
	障害者雇用促進法等の 一部改正	自ら率先して障害者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務とし、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が規定された。
令和2年 (2020年)	バリアフリー法の一部 改正	公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化とともに、国民に向けた広報啓発の取組促進を規定した。新たに市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項も追加された。
	電話リレーサービス法 の成立・施行	聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」(パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの)を制度化し、交付金制度を創設した。
	社会福祉法等の 一部改正	地域共生社会の実現を図るため、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによるひきこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる「重層的支援体制整備事業」が新たに創設された。
令和3年 (2021年)	障害者差別解消法の 一部改正	事業者に対し合理的配慮の提供を義務づけるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図ること、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを定めた。
令和4年 (2022年)	障害者情報アクセシビリティ★・コミュニケーション 施策推進法の成立	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進する。
	障害者総合支援法、精神 保健福祉法、障害者雇用 促進法、難病法及び児童 福祉法の一部改正	障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化等の措置を講ずる。
令和5年 (2023年)	障害者基本計画 (第5次計画)の策定	障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、障害者権利条約が目指す社会の実現につなげることに加え、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこと等を明確化した。

市町村における既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とし、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援の5事業を一体的に実施するものです。重層的支援体制整備事業は市町村の手あげ方式による任意事業ですが、①から⑤までの事業を実施することが必須条件となっています。

本市では令和5年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施しています。

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

4 国の「基本的な指針」について

「安芸市障害福祉計画(第7期)」「安芸市障害児福祉計画(第3期)」の策定にあたっては、障害者総合支援法に基づく国の基本指針に示される成果目標やサービス見込み量を含む内容とすることになっています。基本指針の成果目標及びサービス見込み量の項目は以下のとおりです。

●成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上
うち移行支援事業：1.31 倍、就労 A：1.29 倍、就労 B：1.28 倍
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41 倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：25.0%以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1か所以上設置
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置と体制の確保(複数市町村による共同設置可)【新】※令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置は法改正により努力義務。
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保【新】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

●活動指標

①障害(児)福祉サービス

- ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
- ・見込み量確保のための方策

②地域生活支援事業(必須事業、任意事業)

- ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
- ・見込み量確保のための方策

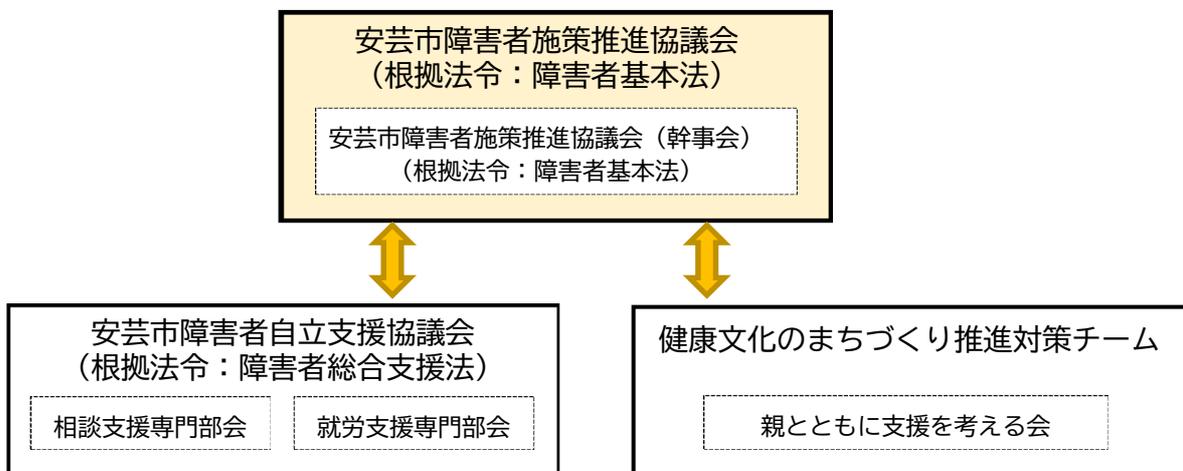
5 計画の期間

本プランの計画期間は、国の基本指針において計画期間を「3か年を1期」として定めていることから、「障害者計画(第6期)」「障害福祉計画(第7期)」「障害児福祉計画(第3期)」を一体的に策定するために、令和6年度から令和8年度までの3年間としました。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次安芸市障がい者やさしさプラン [障害者計画(第5期) 障害福祉計画(第6期) 障害児福祉計画(第2期)]			第5次安芸市障害者やさしさプラン [障害者計画(第6期) 障害福祉計画(第7期) 障害児福祉計画(第3期)]		

6 計画の策定体制

本プランの策定にあたっては、本市の特性に応じた計画とその後の事業展開が必要なことから、障害のある人を対象としたアンケート調査結果と、市内外のサービス事業者に対するヒアリング結果を参考に、安芸市障害者自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という)、親とともに支援を考える会*の意見を反映しながら、行政機関だけでなく、知識経験者、関係事業者団体代表、保健・医療・福祉関係者などで構成する安芸市障害者施策推進協議会(以下、「施策推進協議会」という)において、意見聴取し、議論を重ね、より地域の実情に沿った計画となるよう努めました。



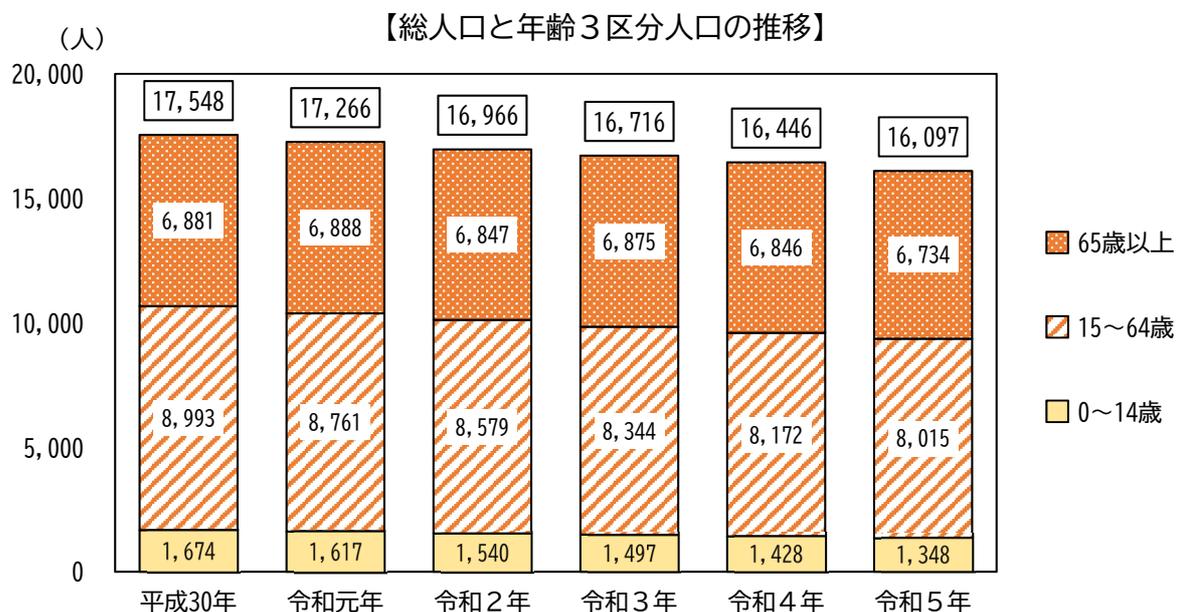
第2章 安芸市の障害のある人の状況

1 安芸市の人口の推移

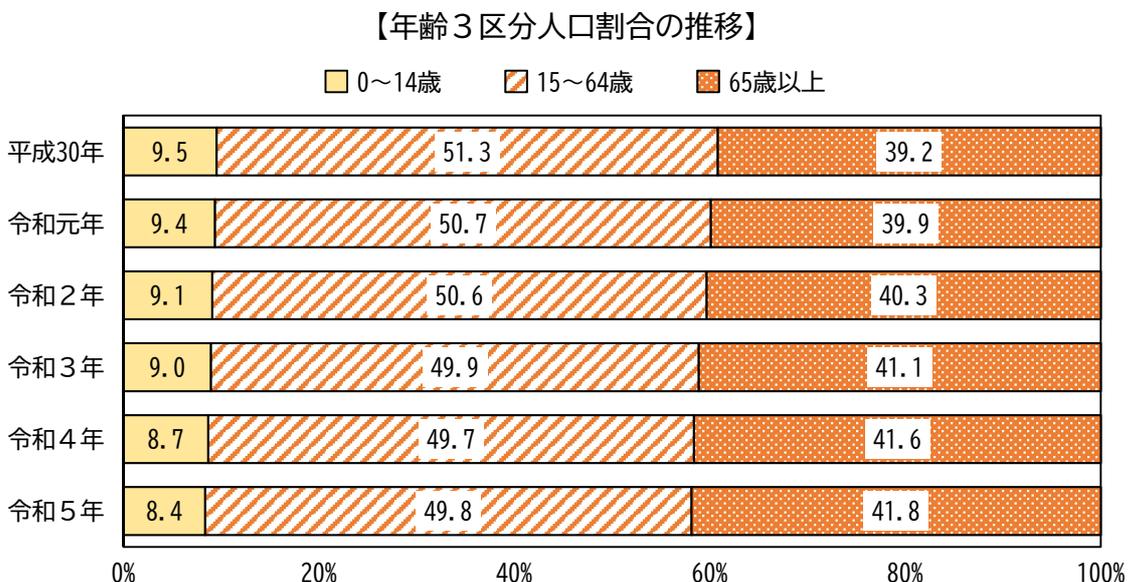
人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、令和5年3月末日現在、16,097人です。

年齢3区分人口では、0～14歳、15～64歳の人口が減少を続け、65歳以上の人口は、ほぼ横ばい傾向にあります。

年齢3区分人口割合は、65歳以上の割合が毎年増加しており、平成30年の39.2%から令和5年には41.8%となっています。



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）



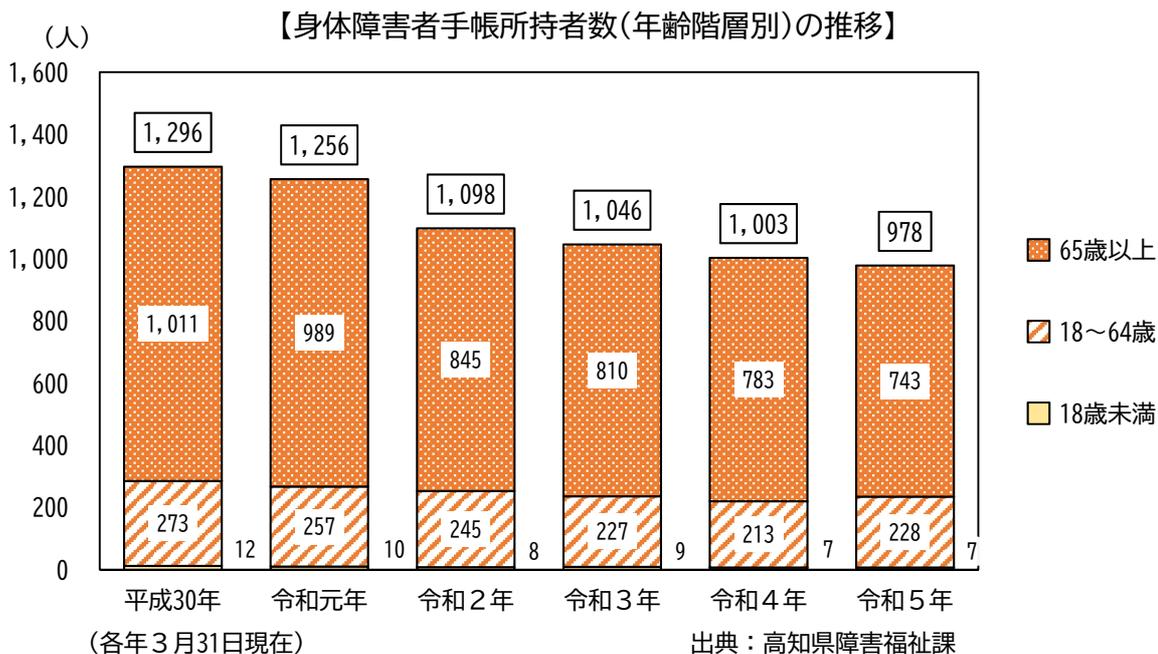
出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障害のある人の状況

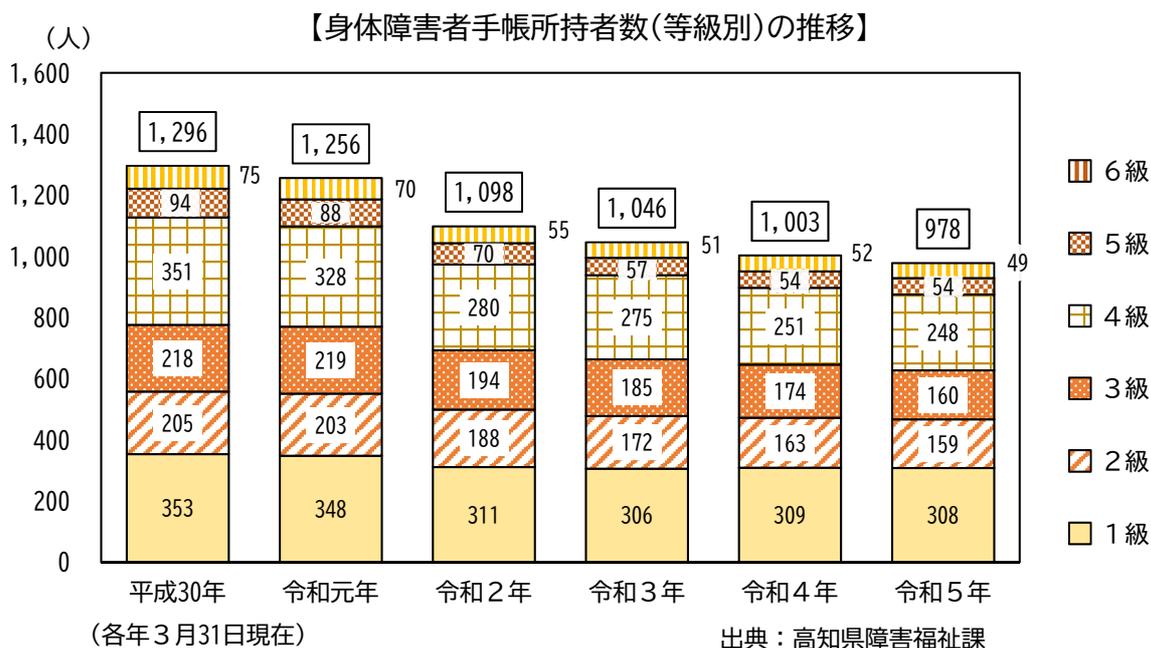
(1) 身体障害者

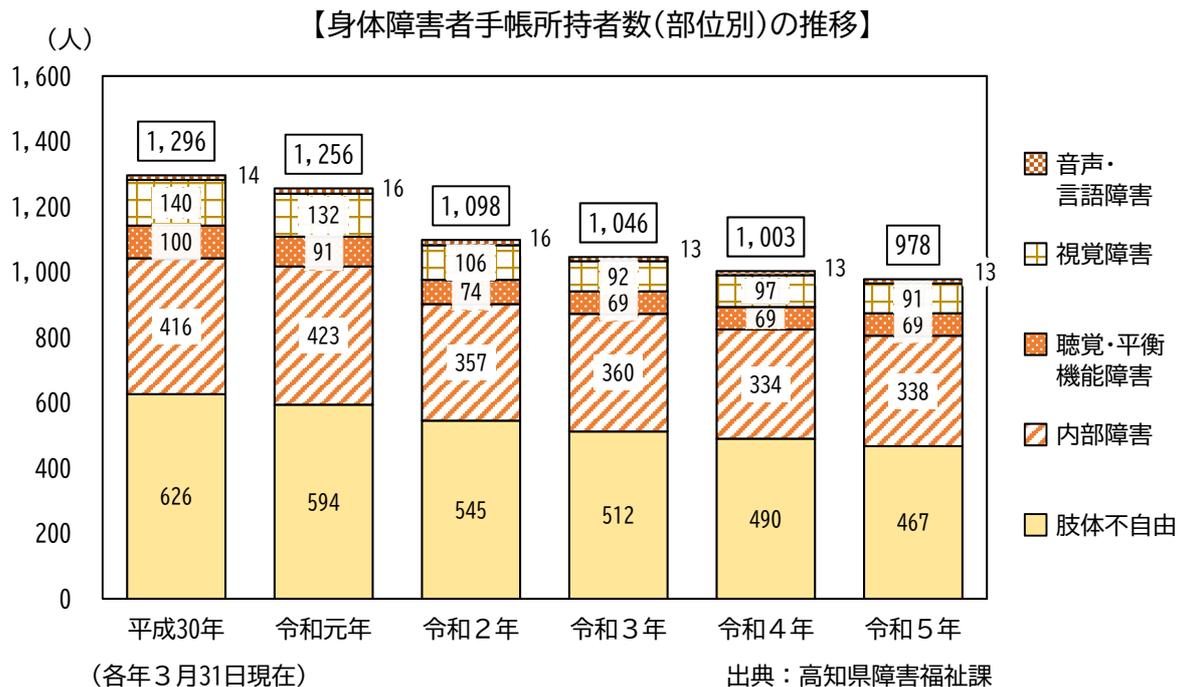
身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和5年は978人となっています。

年齢階層別にみると、特に65歳以上の人数が減少しており、等級別では4級が大きく減少しています。



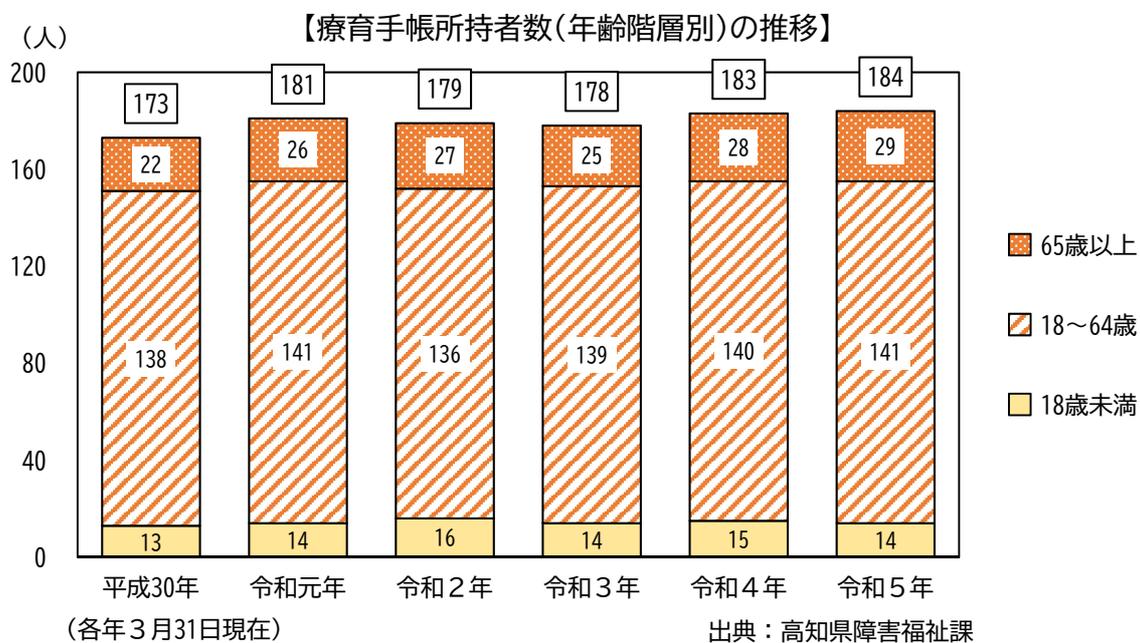
身体障害者手帳所持新規取得者数	令和3年度	令和4年度
	53人	59人

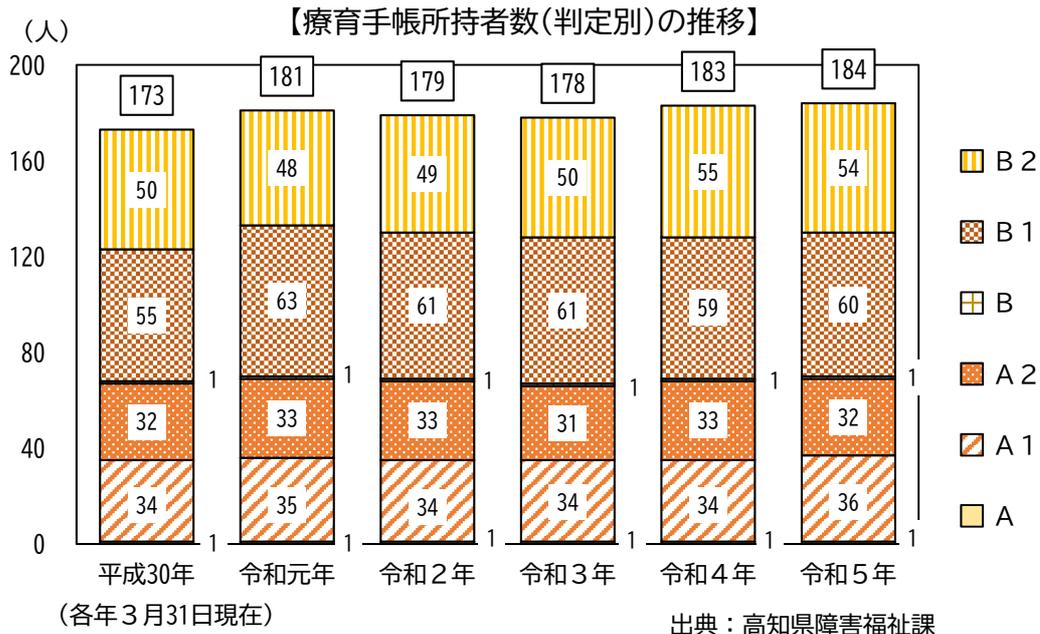




(2) 知的障害者

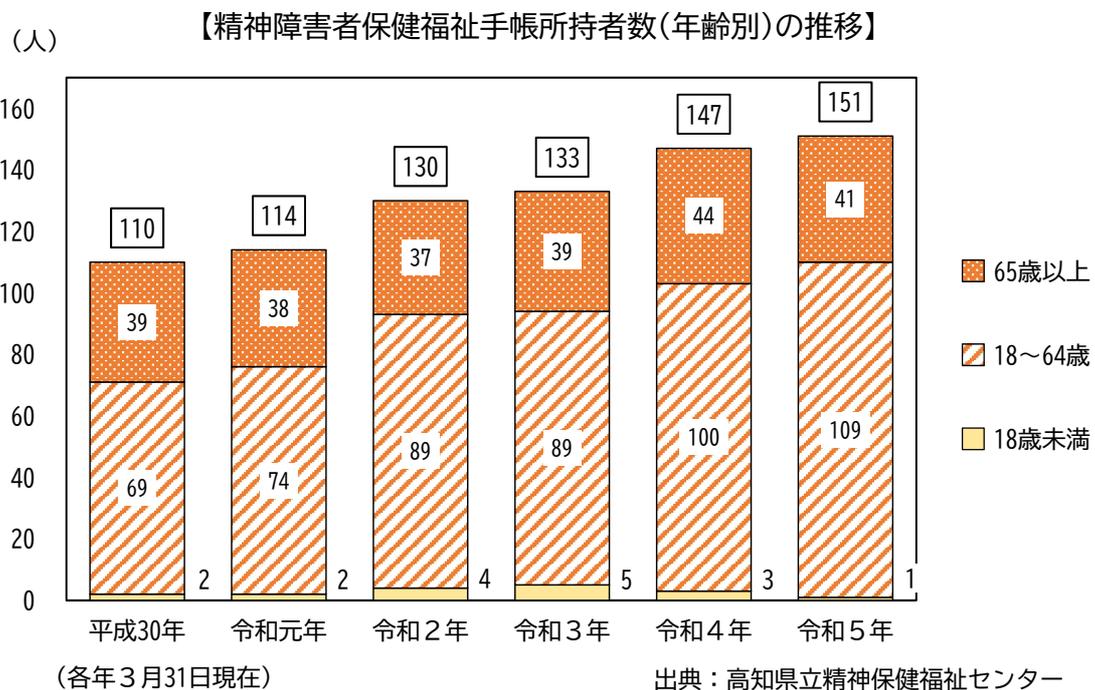
療育手帳所持者数は、緩やかに増加傾向にあり、令和5年は184人となっています。障害程度別にみると、B2の増加が大きくなっています。



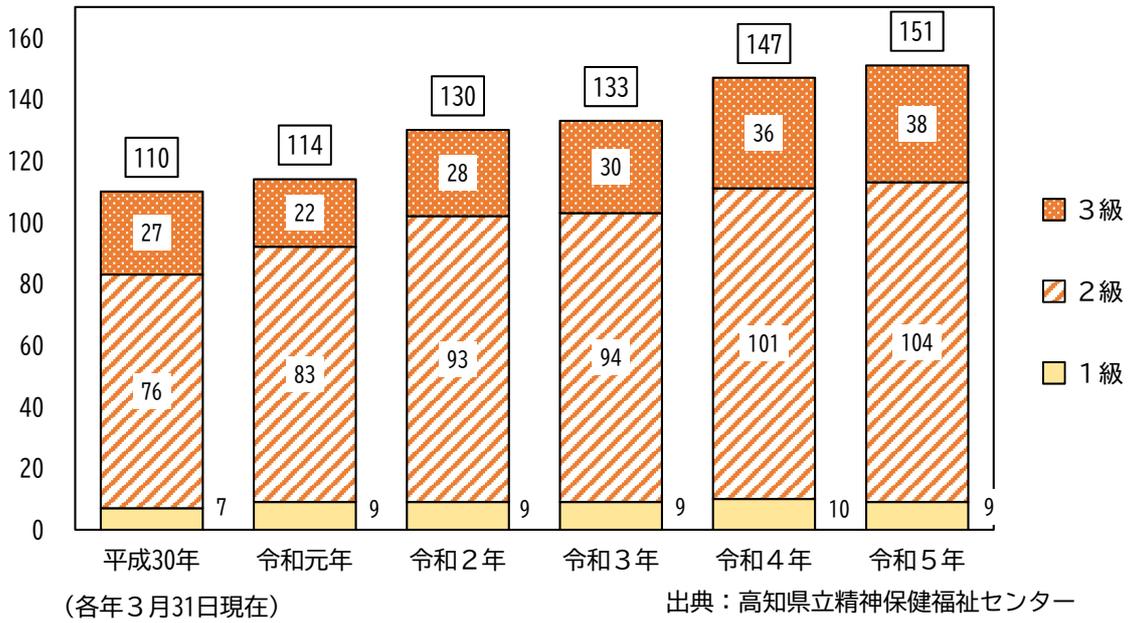


(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和5年は151人となっています。年齢別にみると、18～64歳の増加が大きく、等級別にみると、2級が増加しています。

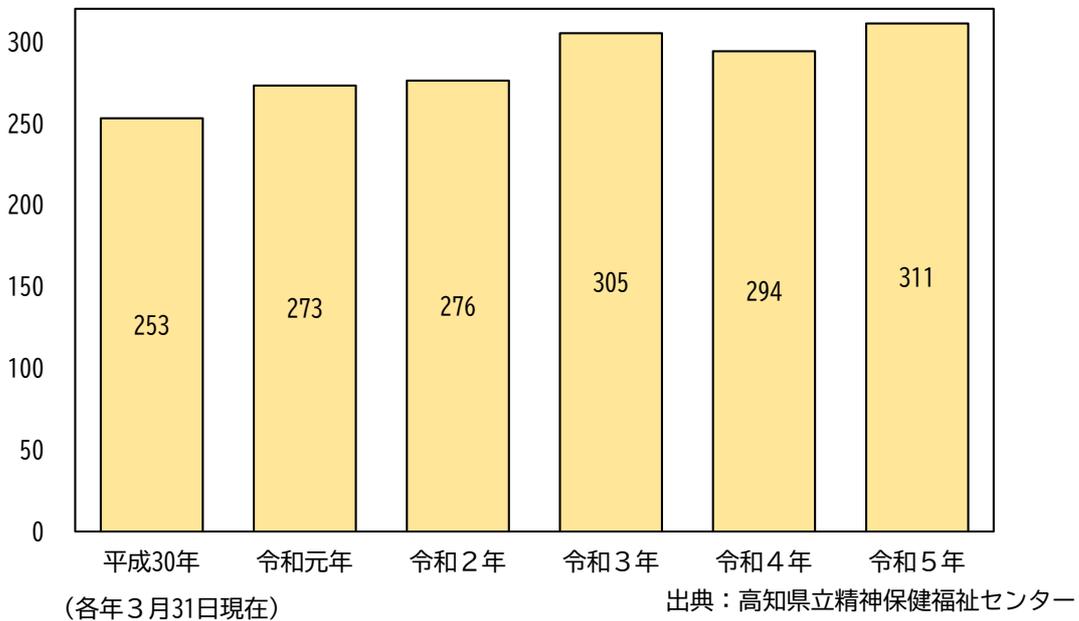


【精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移】



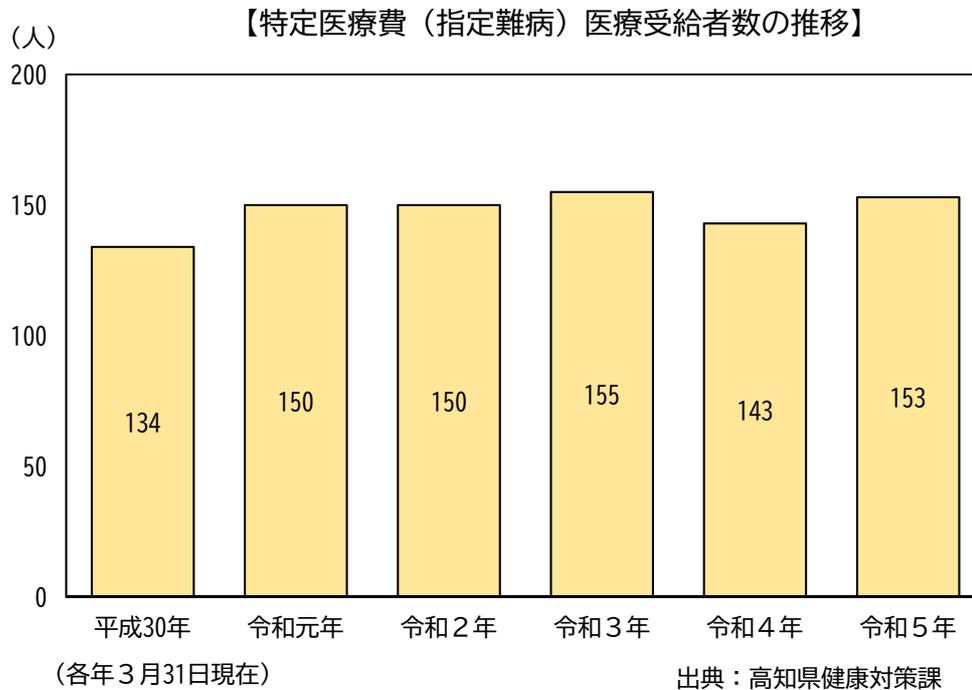
自立支援医療(精神通院)受給者数については増加傾向にあり、令和5年は311人で手帳所持者数の倍以上となっています。

【自立支援医療(精神通院)受給者数の推移】



3 特定医療費（指定難病）受給者の状況

特定医療費(指定難病)受給者数は、年度により増減がありますが、令和元年以降 150 人程度で推移しており、令和5年は 153 人となっています。



4 障害のある子どもの状況

(1) 保育所在籍児童

保育所に在籍している児童は減少傾向にあり、障害のある子どもも、減少しています。

【保育所在籍児童数の推移（4月1日現在）】 (単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在籍児童数	3歳未満	155	145	144	142	138	141
	3歳	83	80	72	81	79	68
	4歳以上	200	187	167	155	160	162
	計	438	412	383	378	377	371
在籍 障害児※数	3歳未満	1	0	1	0	0	0
	3歳	8	4	3	10	7	1
	4歳以上	21	21	15	11	18	20
	計	30	25	19	21	25	21

出典：安芸市福祉事務所 こども係

※在籍障害児：障害のある子ども、または心身の発達に遅滞が起きる心配のある子どもで、要支援児保育判定委員会により認定された子ども。

(2) 特別支援学級

小学校、中学校ともに平成30年以降、特別支援学級の設置校数は横ばいとなっています。

令和5年では、小学校の学級数は15学級、児童数は55人、中学校の学級数は6学級、生徒数は25人となっています。

【特別支援学級の設置校数、学級数、児童生徒数の推移（4月1日現在）】

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	設置校数	8	7	8	8	8	7
	学級数	19	16	18	18	17	15
	児童数（人）	60	50	52	54	53	55
中学校	設置校数	2	2	2	2	2	2
	学級数	6	7	8	6	4	6
	生徒数（人）	21	23	18	19	17	25

出典：安芸市教育委員会

5 調査結果からみる現状

本プランの対象の中心となる障害当事者とその家族の声は、プランを検討していく上で大変重要です。障害のある人の暮らしの現状と課題を、障害福祉サービス事業者へのヒアリングを含む実態調査アンケートから一部抽出し「課題」をまとめました。なお、今回当事者回答を頂いた人は137人で、令和5年の3手帳所持数合計1,313件の約1割となっています。

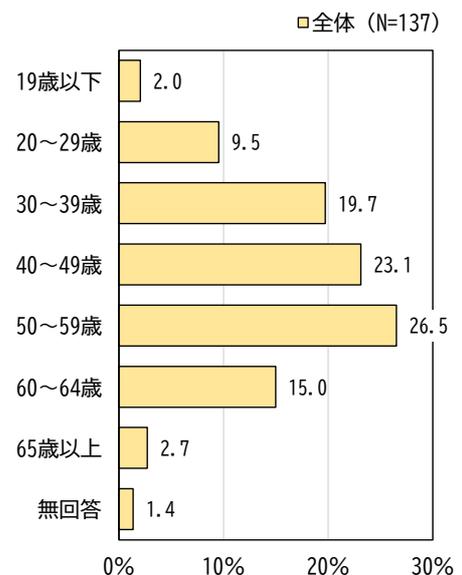
この項で、問いや回答の始めに付した「**者**」は18歳以上アンケート、「**児**」は18歳未満(障害児)アンケート、「**事**」は事業所ヒアリングからの引用を示します。また、問いの内容は要約し、設問に対する回答選択数を「1つだけ回答」、「複数回答」と記載しています。

また、「1つだけ回答」の場合、本文および図表の数字は全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの表記としているため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

(1) 回答者の属性とその障害について

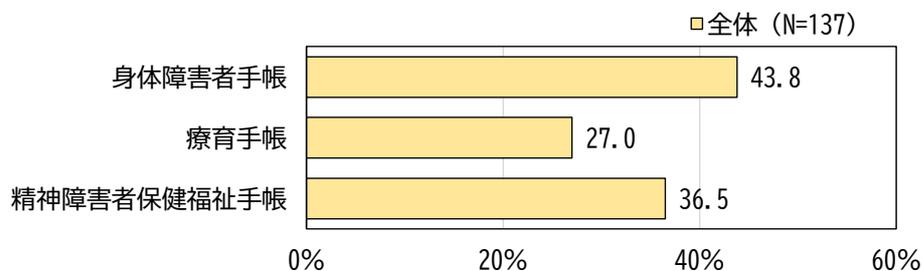
者 問3 年齢層 (1つだけ回答)

18歳以上の手帳をもつ回答者の年齢層は、50～59歳が26.5%と最も多く、40～49歳が23.1%、30～39歳が19.7%、60歳以上が17.7%、29歳以下が11.5%となっています。



者 問4①②③ 障害種別 (複数回答)

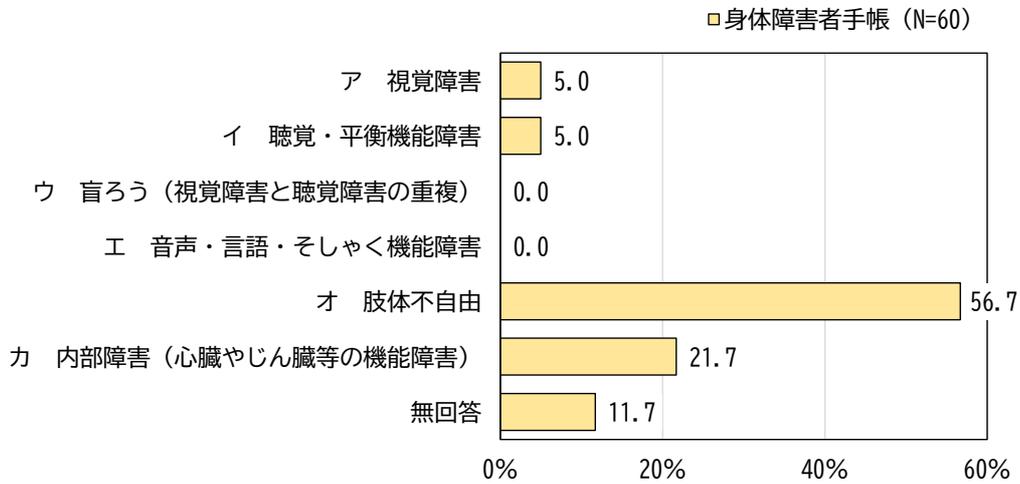
回答者の障害種別は、身体障害者手帳をもつ人が60人(43.8%)、療育手帳をもつ人が37人(27.0%)、精神障害者保健福祉手帳をもつ人が50人(36.5%)となっています。



※重複障害者も含むため、合計は100.0%とならない。

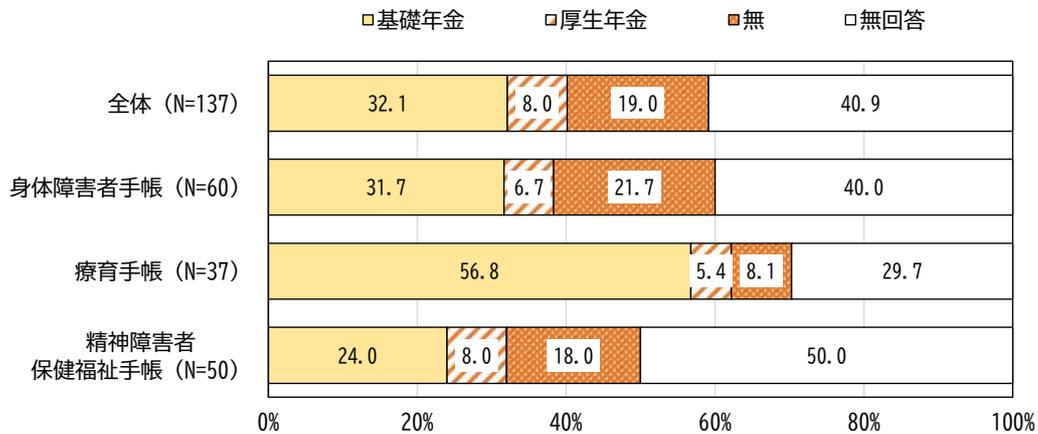
者 問4① 身体障害者手帳をもつ人の障害種別（複数回答）

身体障害者手帳をもつ人の身体障害の部位は「肢体不自由」が 56.7%と最も多く、次いで「内部障害」が 21.7%などとなっています。



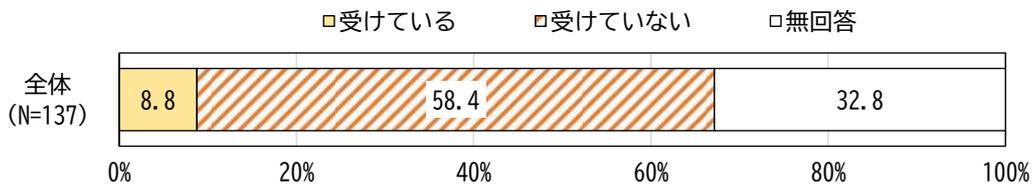
者 問4④ 障害年金の種別と有無（複数回答）

障害年金の種別と有無について、全体では「基礎年金」32.1%、「厚生年金」8.0%、「無」19.0%、「無回答」40.9%となっています。



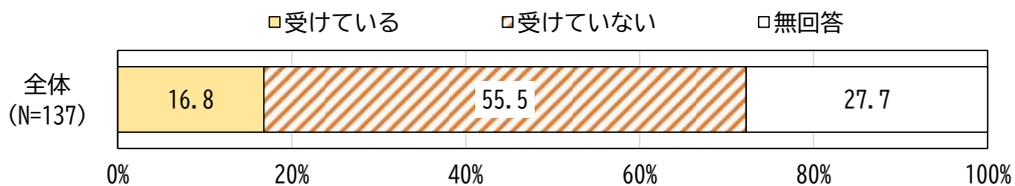
者 問4⑦ 難病の認定（1つだけ回答）

難病の認定状況について、「受けている」が8.8%となっています。



者 問4⑧ 発達障害の診断（1つだけ回答）

発達障害の診断状況について、「受けている」が16.8%となっています。



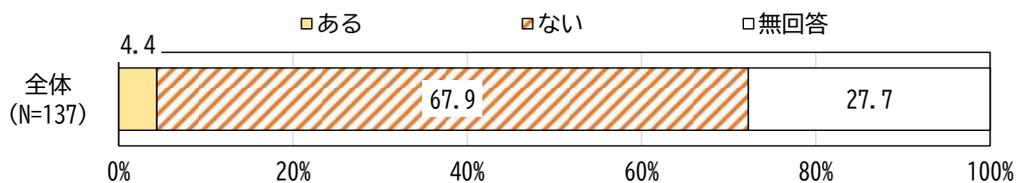
者 問4⑨ 高次脳機能障害の診断（1つだけ回答）

高次脳機能障害の診断状況について、「受けている」が3.6%となっています。



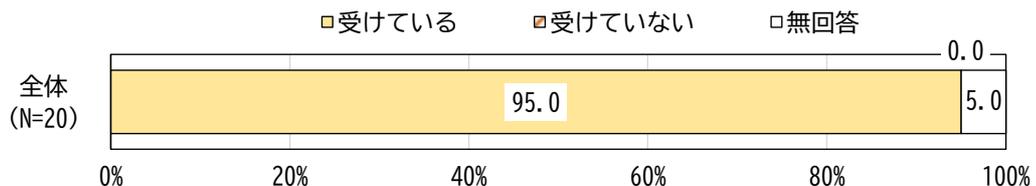
者 問4⑦ 強度行動障害と言われたことがあるか（1つだけ回答）

強度行動障害と言われたことがあるかについて、「ある」が4.4%となっています。



児 問6 お子さんの発達障害の診断（1つだけ回答）

お子さんの発達障害の診断状況は、「受けている」95.0%となっています。



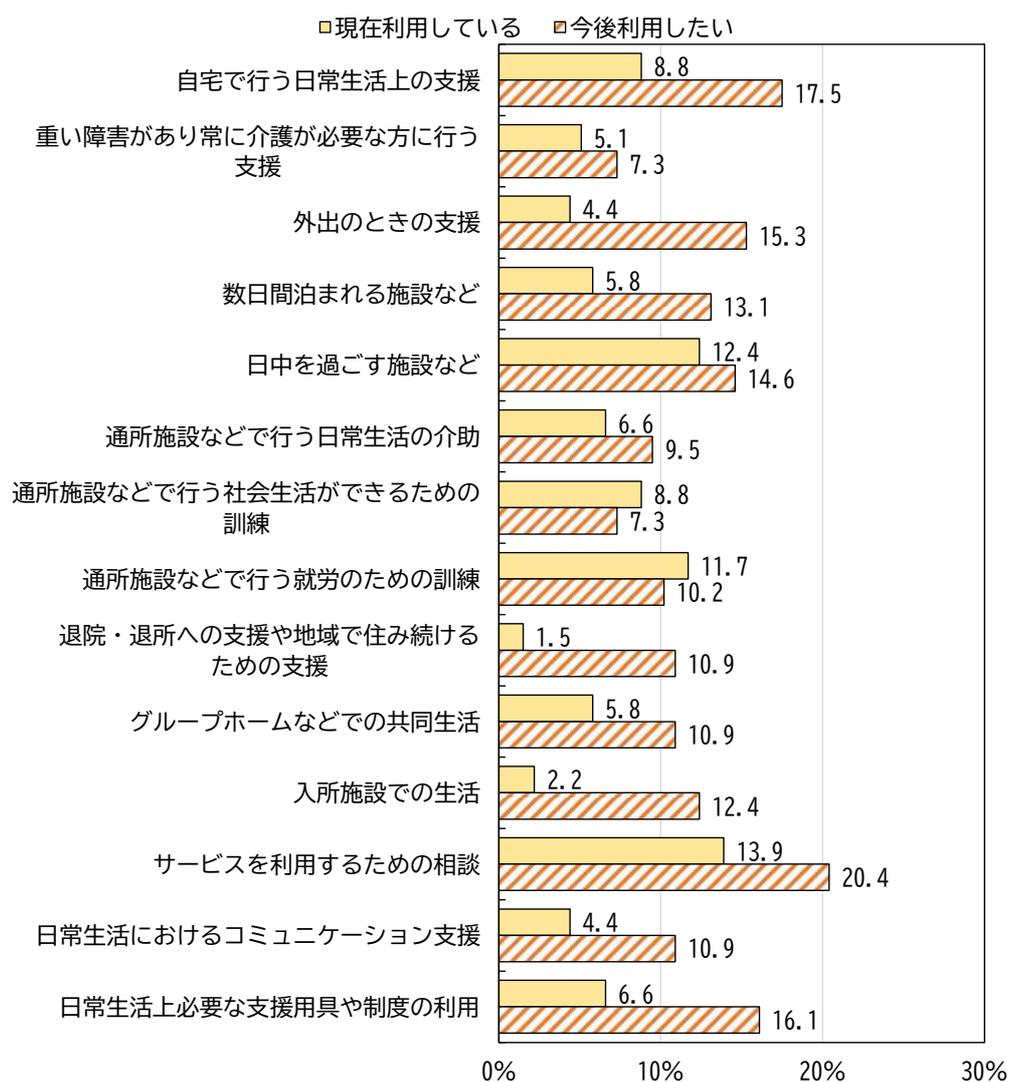
(2) 福祉サービスについて

課題

現在利用しているサービスと今後利用をしたいサービスの乖離がみられることから、必要なサービスが不足なく提供できる体制づくりが求められています。

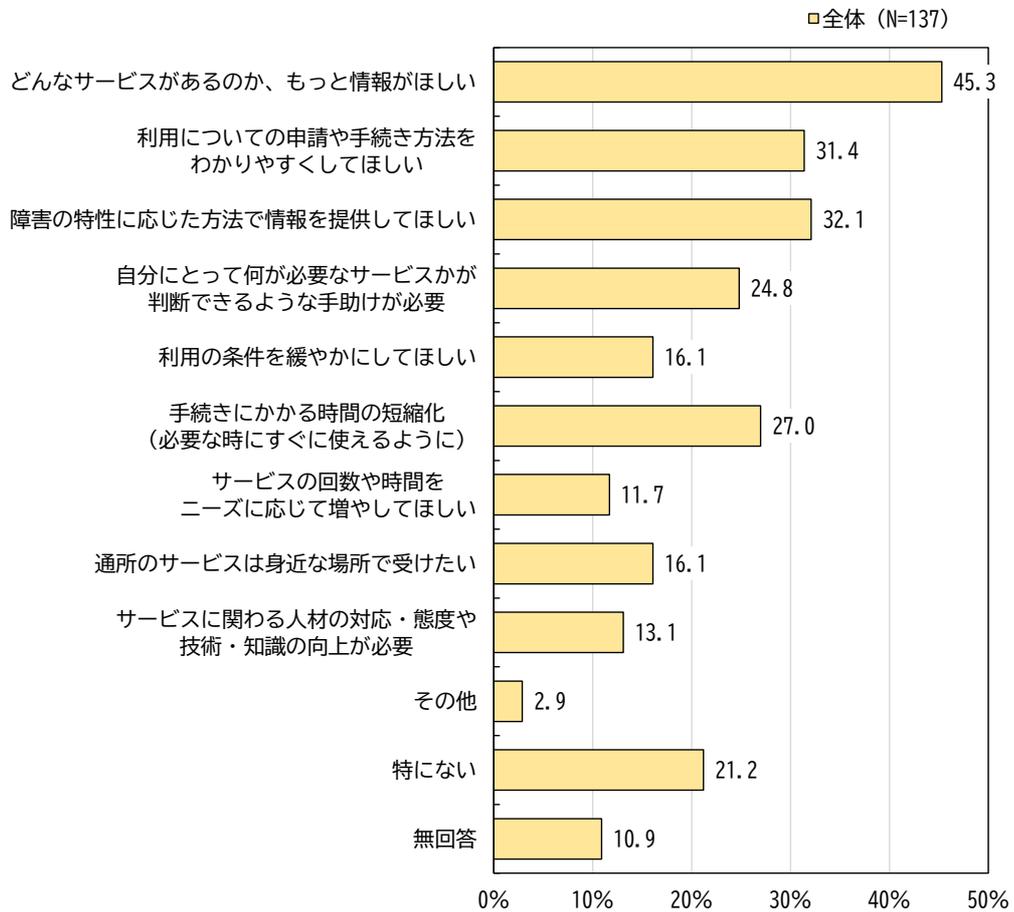
者 問16 利用しているサービス、利用したいサービス（複数回答）

福祉サービスの現在の利用と今後の利用意向について、今後の意向が高いのは「サービスを利用するための相談」20.4%、「自宅で行う日常生活上の支援」17.5%などとなっています。また、今後の意向が現在の利用を大きく上回っているのは、「自宅で行う日常生活上の支援」（現在の利用：8.8%→今後の意向：17.5%）、「外出のときの支援」（現在の利用：4.4%→今後の意向：15.3%）、「数日間泊まれる施設など」（現在の利用：5.8%→今後の意向：13.1%）、「入所施設での生活」（現在の利用：2.2%→今後の意向：12.4%）などとなっています。



者 問 18 障害福祉サービスを利用しやすくするために、希望すること（複数回答）

障害福祉サービスを利用しやすくするために、希望することとして、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」45.3%、「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」32.1%、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」31.4%などとなっています。



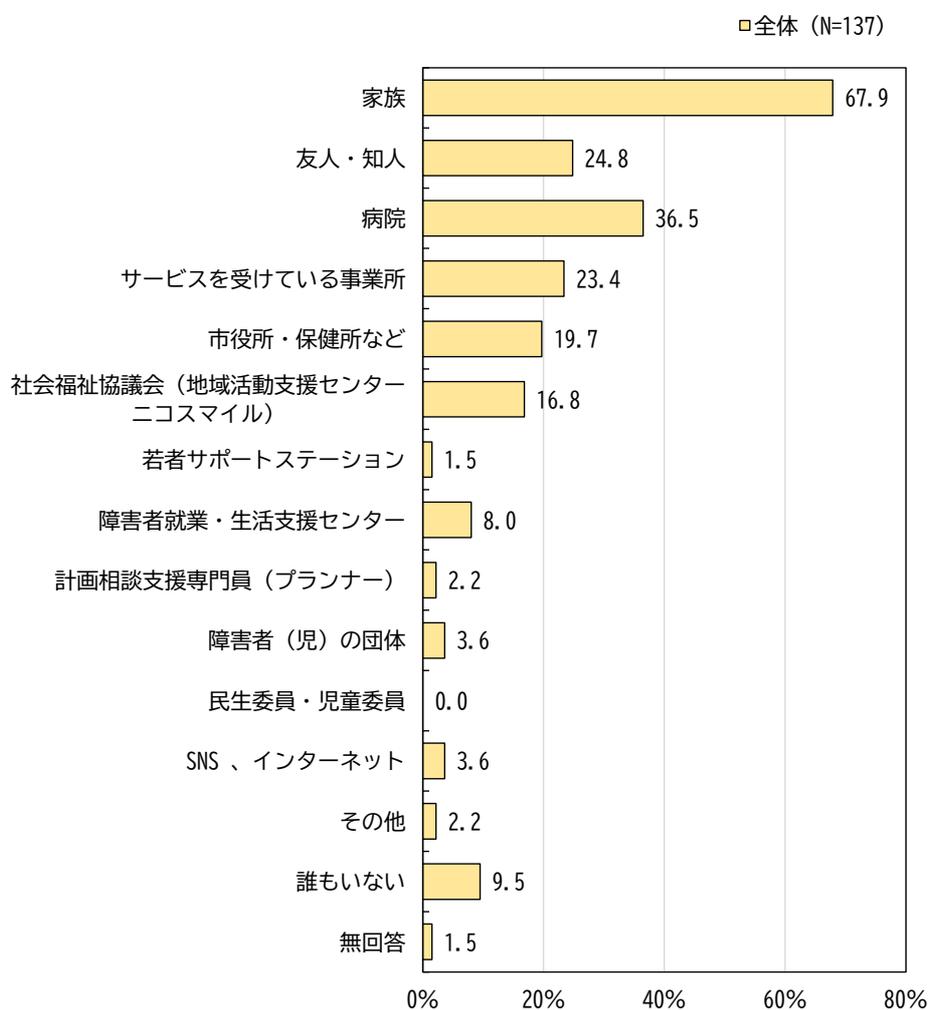
(3) 相談や支援について

課 題

アンケート調査結果によると、当事者が相談の相手に求めることは、信頼性、気軽さ、身近な場となります。今後の相談支援には、アウトリーチでより深刻な問題に悩む当事者にアプローチし、伴走型のサポートにつなげていく仕組みが求められています。

者 問 19 悩みや困ったことを相談する相手（複数回答）

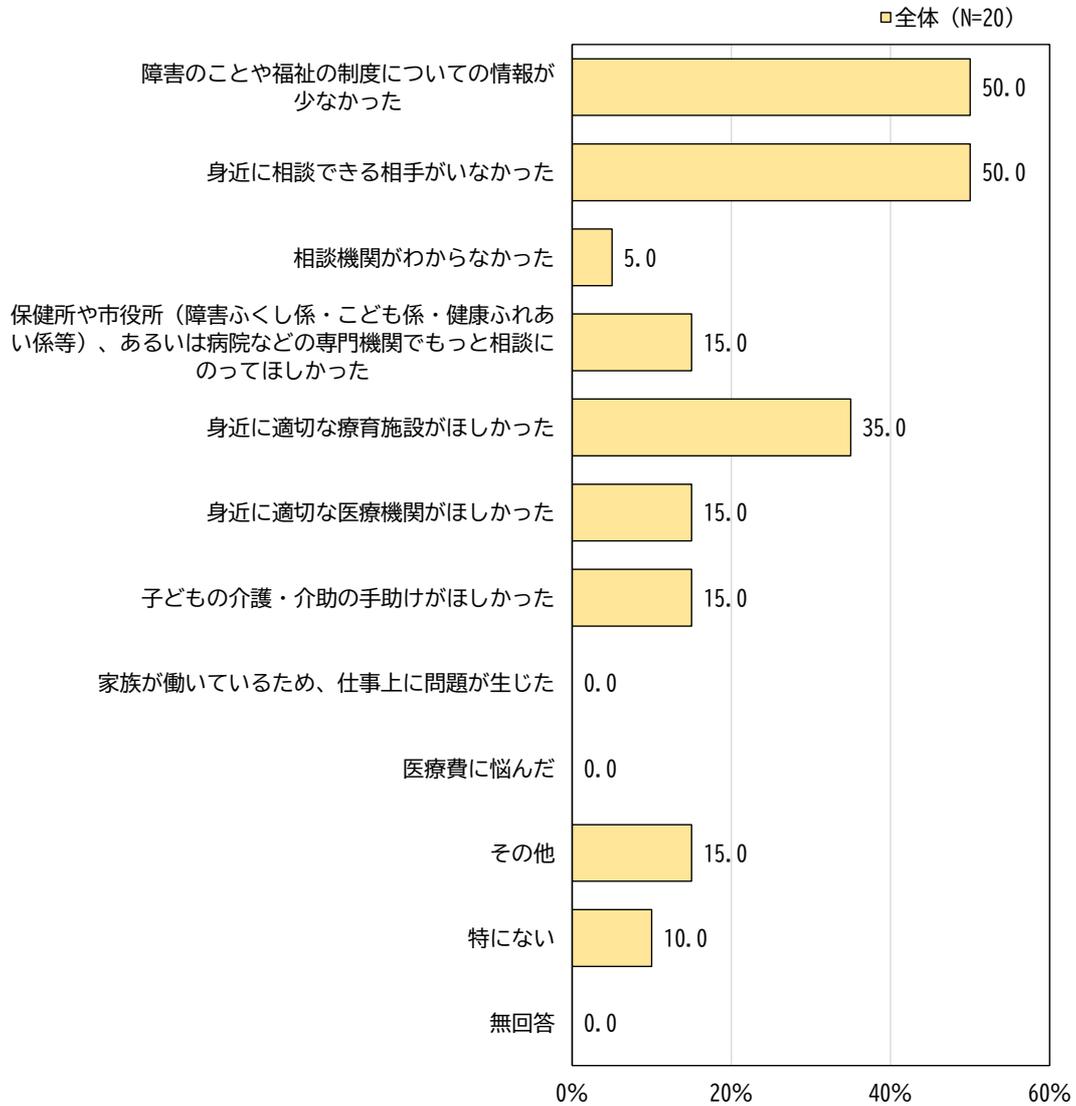
悩みや困ったことを相談する相手は、「家族」67.9%が特に多く、「病院」36.5%、「友人・知人」24.8%となっています。





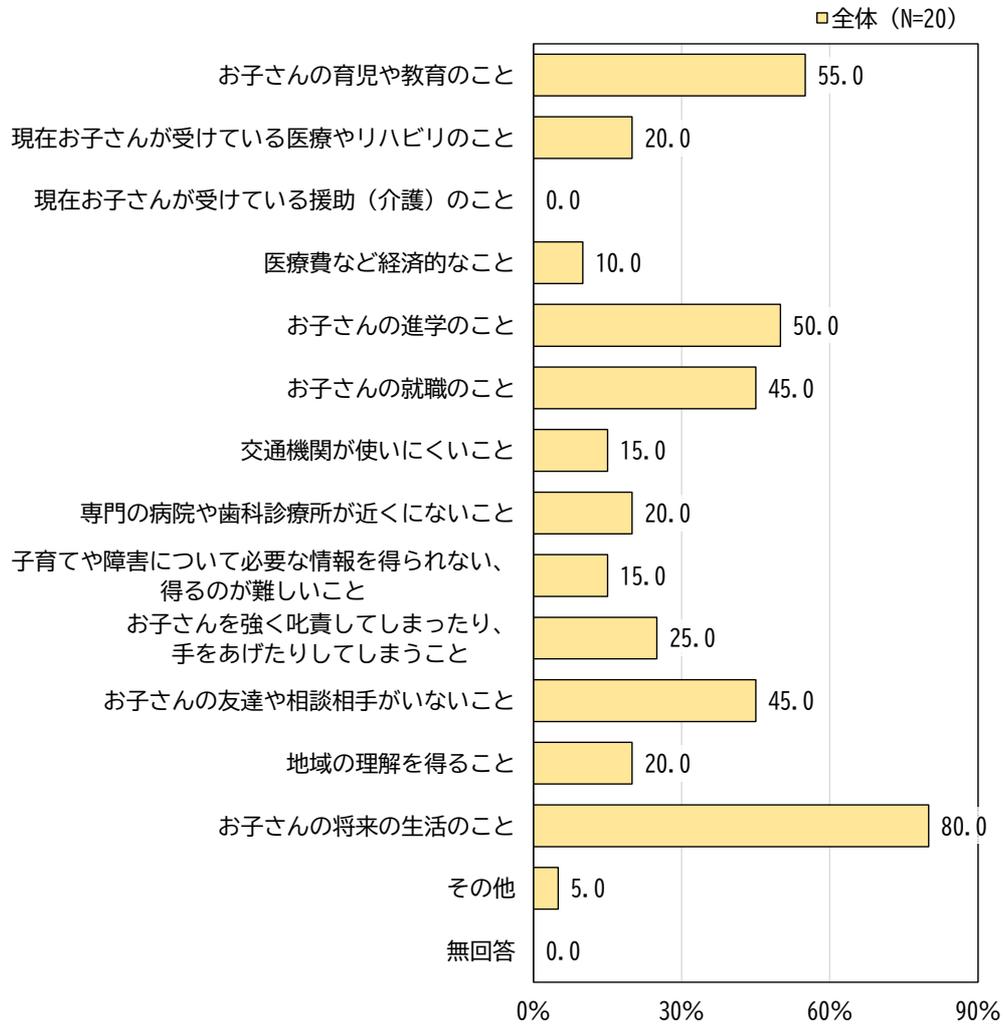
問9 お子さんの障害の状況について、診断・判定を受けた頃の苦勞、悩み、不安の有無 (複数回答)

お子さんが障害について診断・判定を受けた頃の家族の苦勞や悩み、不安は、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」及び「身近に相談できる相手がいなかった」がそれぞれ50.0%、「身近に適切な療育施設がほしかった」35.0%などとなっています。



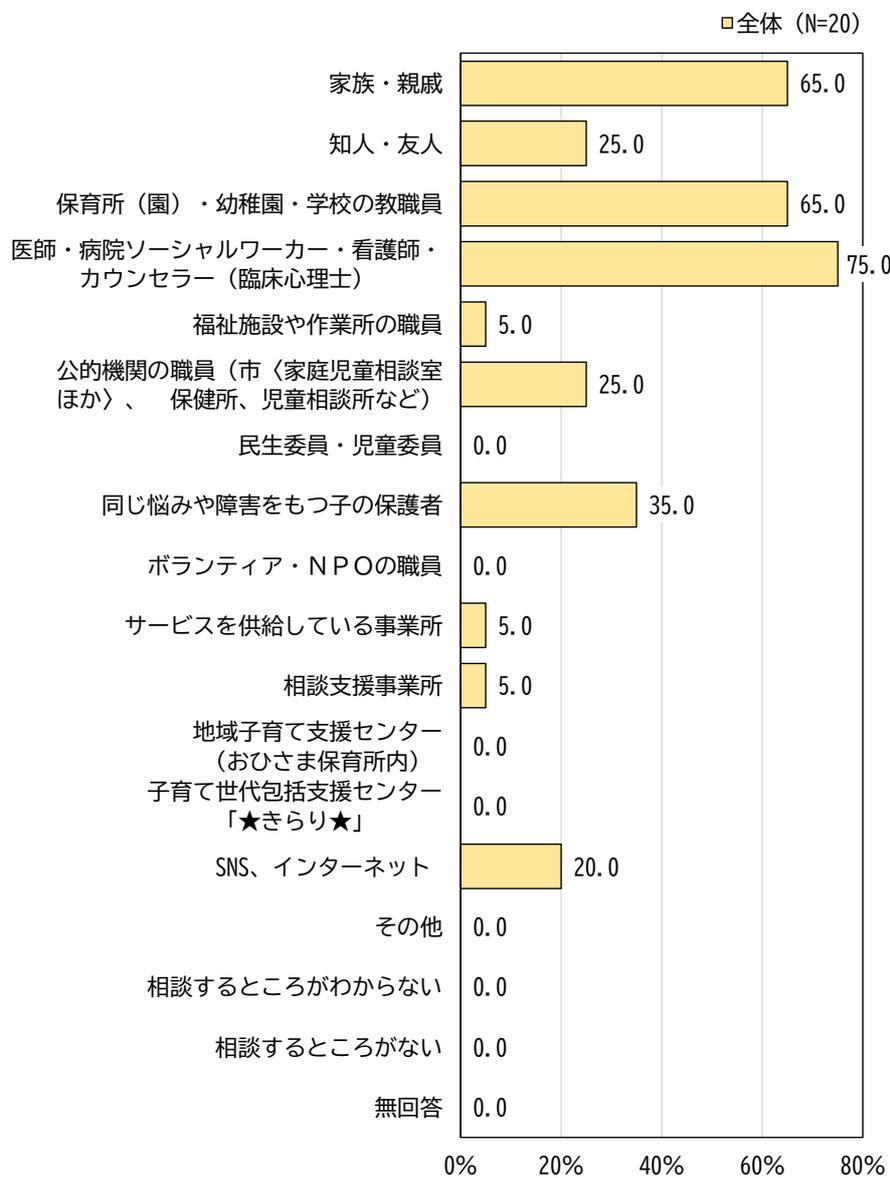
見 問 15 お子さんのことでの悩みごとや困ったこと（複数回答）

お子さんのことでの悩みや困っていることは、「お子さんの将来の生活のこと」80.0%、「お子さんの育児や教育のこと」55.0%、「お子さんの進学のこと」50.0%などが多くなっています。



見 問 22 お子さんのことについて相談する相手（複数回答）

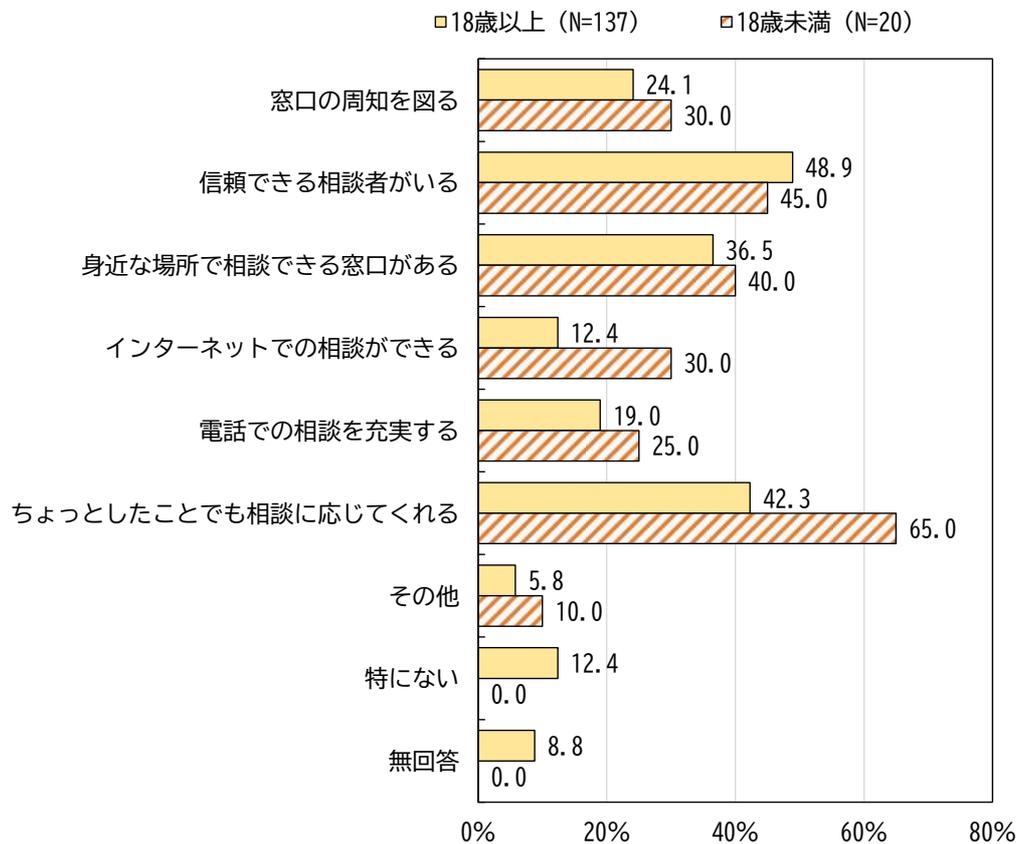
お子さんのことで悩んでいることや困ったことを相談する相手は、「医師・病院ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー（臨床心理士）」75.0%、「家族・親戚」、「保育所（園）・幼稚園・学校の教職員」65.0%が特に多くなっています。



者 問20 当事者が相談しやすい体制をつくるために必要なこと（複数回答）

見 問23 お子さんのことについて相談しやすい体制をつくるために必要なこと（複数回答）

相談しやすい体制のために必要なこととしては、18歳以上、18歳未満調査共に、「信頼できる相談者がいる」、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」などが多くなっています。



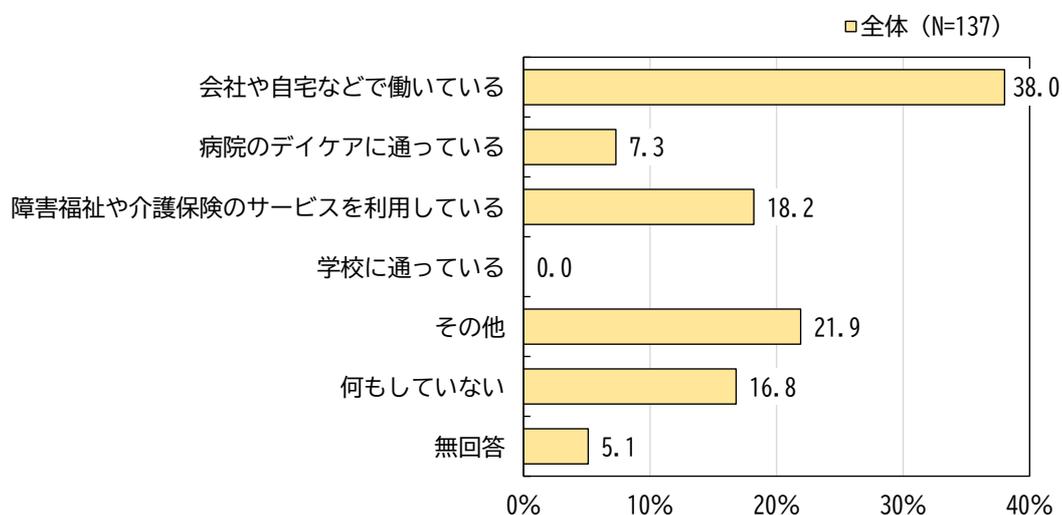
(4) 社会参加の促進について

課題

アンケート調査結果では、日中の過ごし方について、何もしていない人が一定数いることがわかります。社会参加の促進を図るため、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくり、移動手段の確保を行うこと等が求められています。

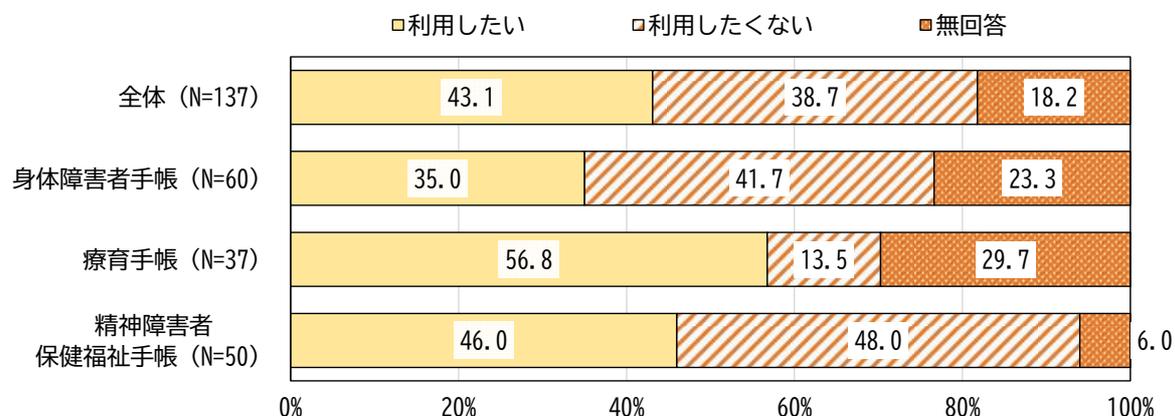
者 問9 現在の日中の過ごし方（複数回答）

日中の主な過ごし方は、「会社や自宅などで働いている」38.0%が最も多くなっています。医療や福祉のケアサービス利用といった過ごし方も多い一方、「何もしていない」も16.8%となっています。



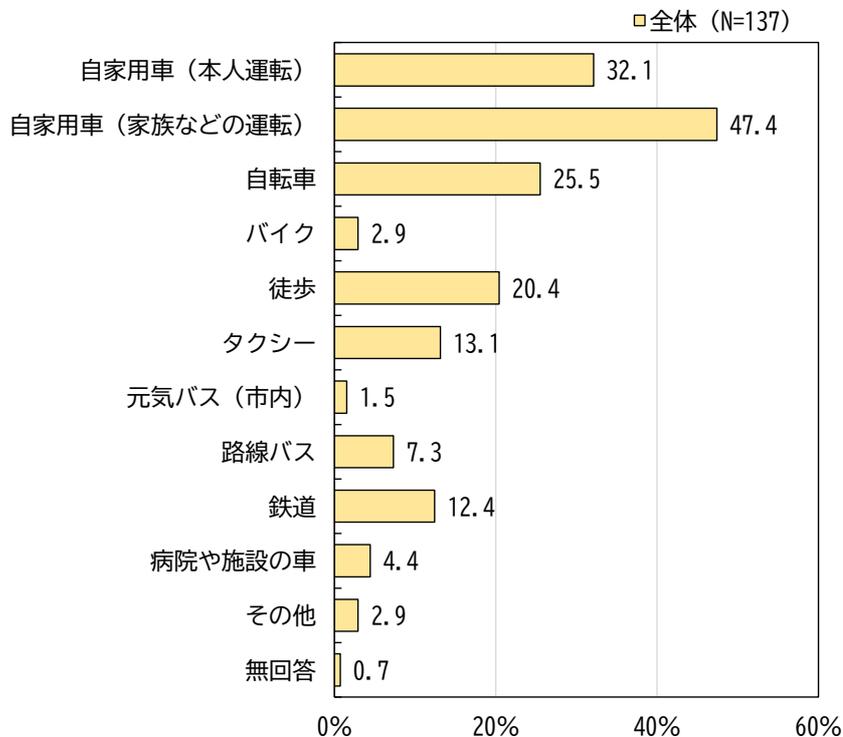
者 問11 日中活動（余暇活動・生活訓練など）の場の利用意向（1つだけ回答）

日中活動の場の利用意向について、「利用したい」が全体で43.1%となっており、特に療育手帳をもつ人が56.8%と多くなっています。



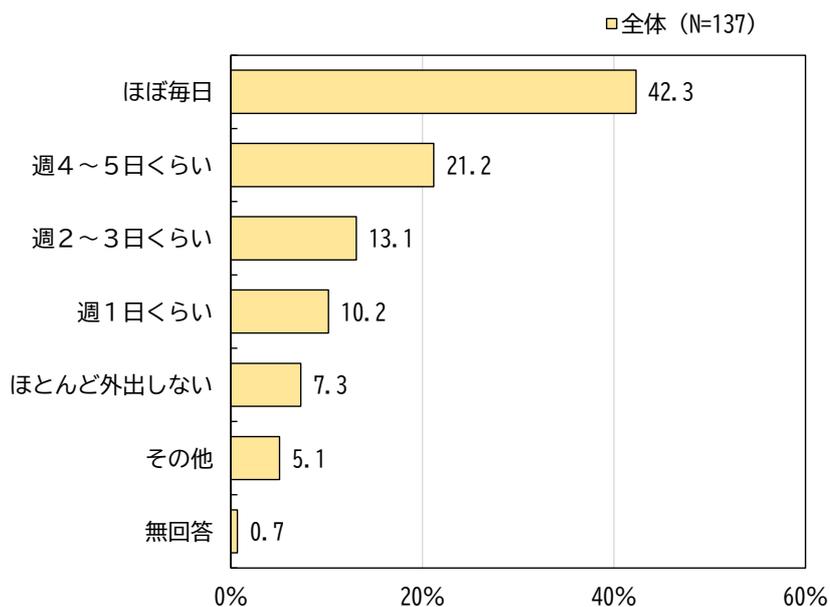
者 問 21 外出する際の交通手段（複数回答）

外出の際の交通手段は、「自家用車（家族などの運転）」47.4%、「自家用車（本人運転）」32.1%、「自転車」25.5%、「徒歩」20.4%となっています。



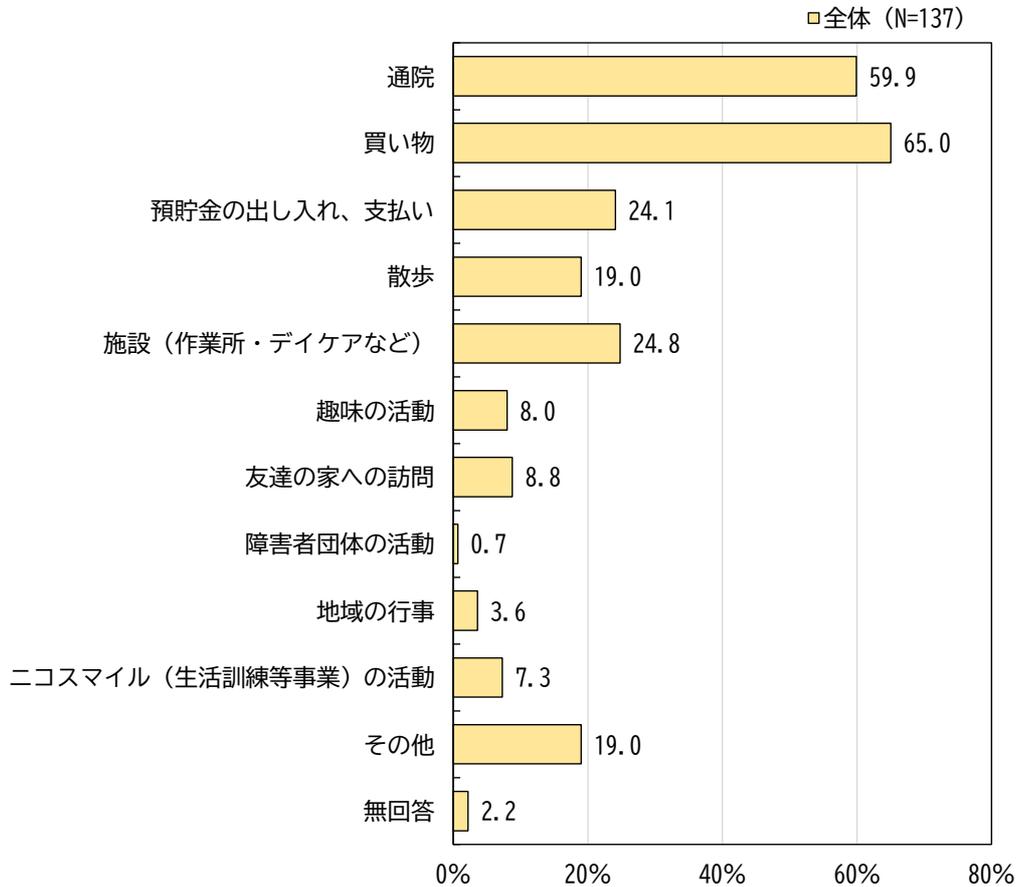
者 問 22 外出の頻度（1つだけ回答）

外出の頻度は、「ほぼ毎日」42.3%が最も多くなっていますが、「週1日くらい」10.2%、「ほとんど外出しない」7.3%といった人たちも比較的少数ながらいることがわかります。



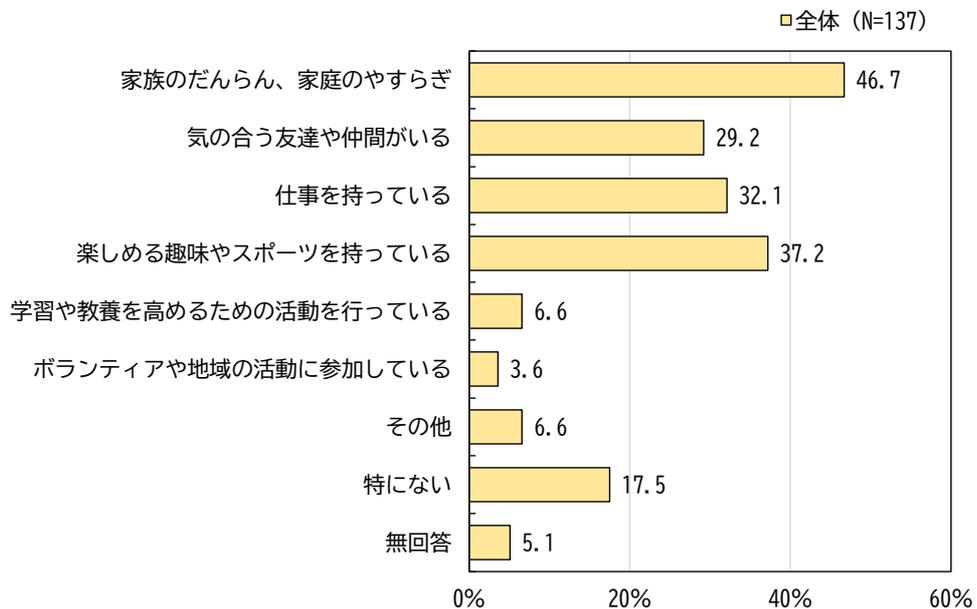
者 問 23 外出目的（複数回答）

外出の目的は、「買い物」65.0%、「通院」59.9%が多く、「施設（作業所・デイケアなど）」24.8%、「預貯金の出し入れ、支払い」24.1%、「散歩」19.0%などとなっています。



者 問 27 生きがい（複数回答）

生きがいは、「家族のだんらん、家庭のやすらぎ」46.7%、「楽しめる趣味やスポーツを持っている」37.2%、「仕事を持っている」32.1%が多くなっています。



(5) 就労について

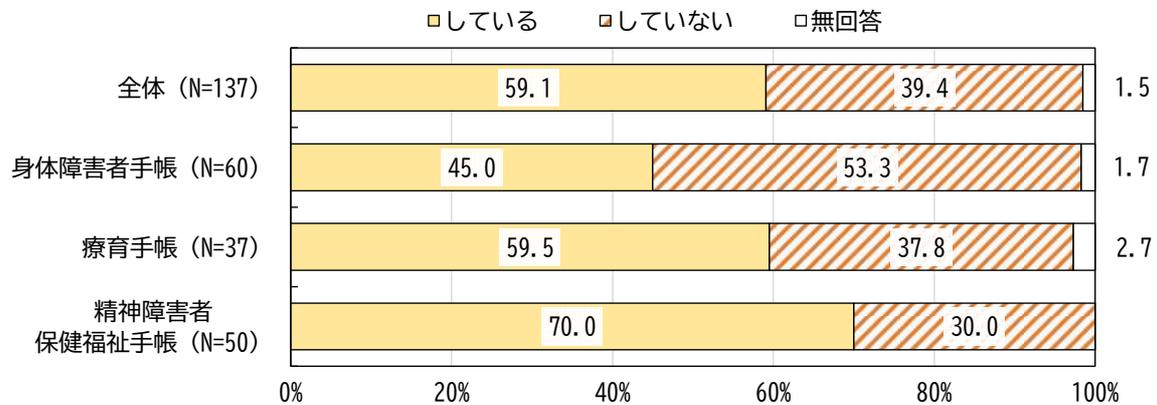
課題

アンケート調査結果では、調査回答者の約6割が就労している状況ですが、収入が少ない、職場の人間関係が難しい等の困りごとも多く、就労促進に向けて、当事者・雇用者それぞれへの支援を充実する必要があります。

また、働いている人の中では福祉的就労の人が多いため、一般企業で障害者として雇用されている方たちの声を聞き、その実態を精査していくことも必要です。農福連携については、繁忙期の一時的労働として利用されている面もあり、改善が必要と考えられます。

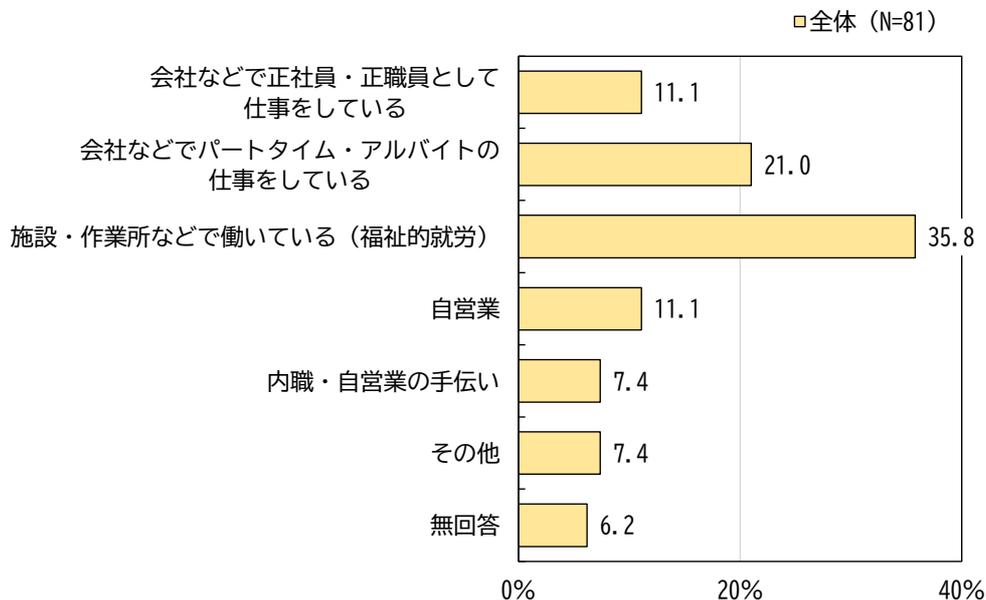
者 問 28 仕事をしているか（1つだけ回答）

現在の仕事の状況について、「している」59.1%、「していない」39.4%となっています。



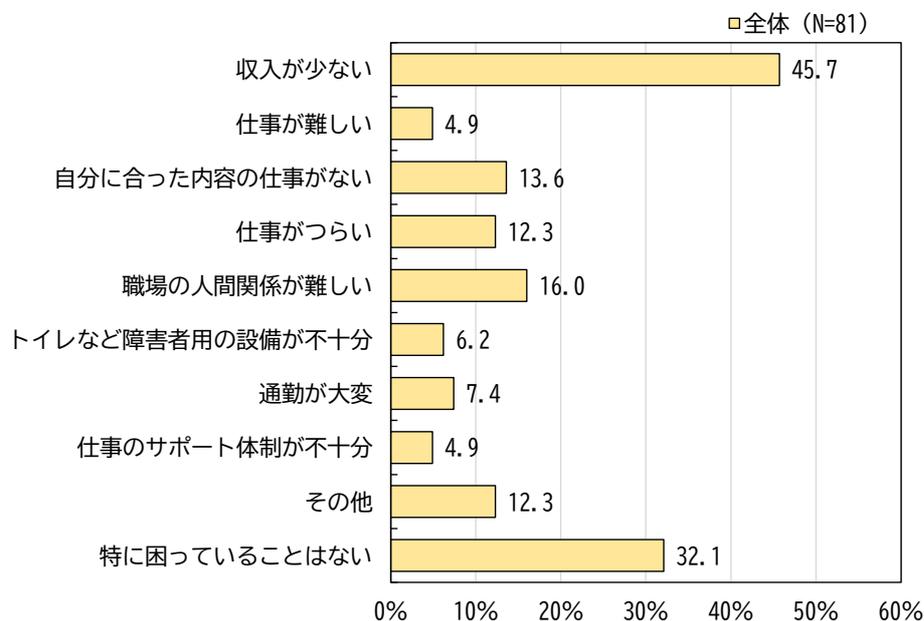
者 問 29 就労の状況や形態（1つだけ回答）

就労については、「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」35.8%が多く、「会社などでパートタイム・アルバイトの仕事をしている」21.0%、「会社などで正社員・正職員として仕事をしている」11.1%となっています。



者 問30 仕事をする上での困りごと（複数回答）

仕事をする上での困りごとは、「収入が少ない」45.7%が特に多く、「職場の人間関係が難しい」16.0%、「自分に合った内容の仕事がない」13.6%などとなっています。



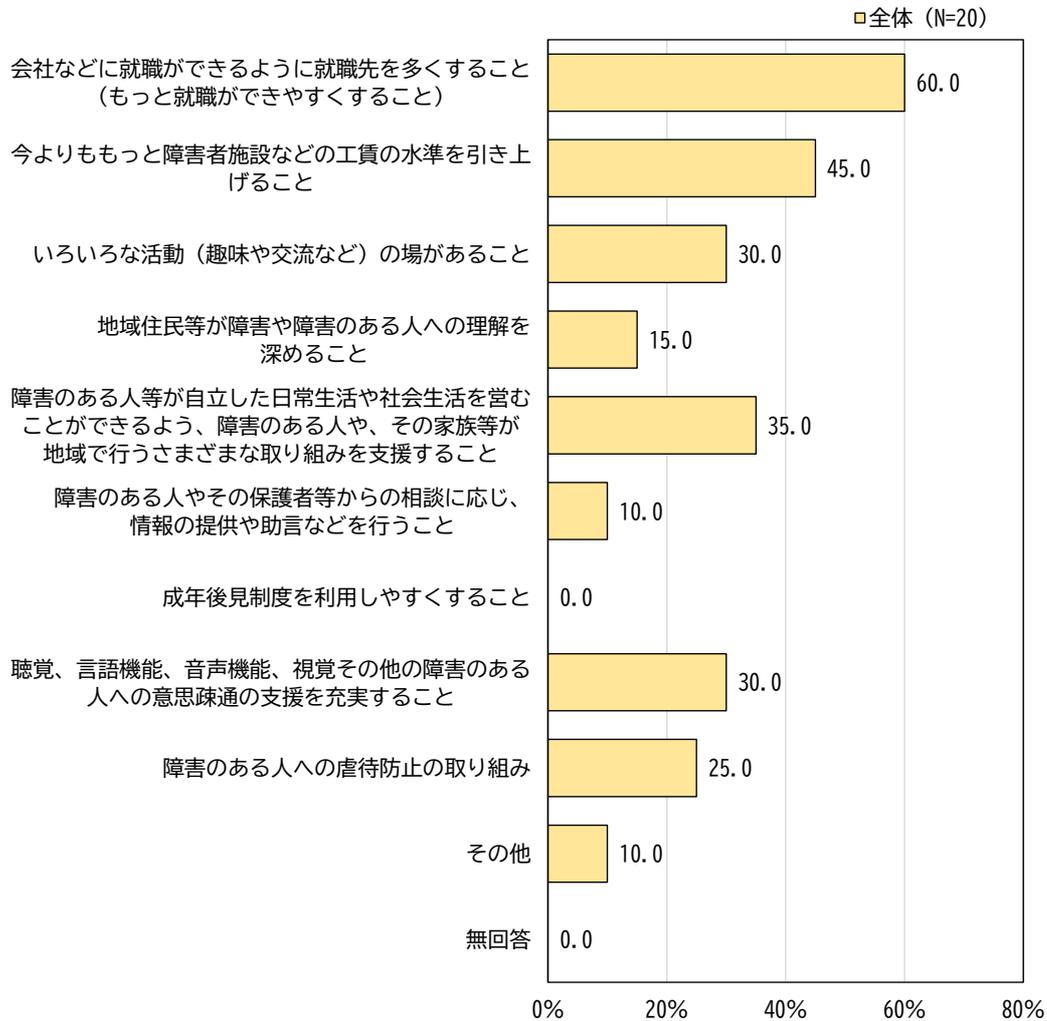
事 問4 現在支払われている（福祉的就労）工賃の金額

(円)

		A事業所	B事業所	C事業所	D事業所
令和3年	最高工賃	116,600	13,000 (ボーナス加点あり) 無の場合 11,940	116,110	110,880
	最低工賃	600	11,000 弱	1,250	13,200
	平均工賃	29,988	11,297	42,001	35,420
令和4年	最高工賃	170,600	11,500	105,470	110,880
	最低工賃	200	11,000 弱	1,150	13,200
	平均工賃	31,286	11,513	36,248	36,150

見 問 40 今後、お子さんのための障害者福祉に必要なだと思うこと（複数回答）

児童の今後に関わる障害者福祉に必要なこととしては、会社など「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職がしやすいこと）」60.0%、「今より障害者施設などの工賃水準を引き上げること」45.0%などが多くなっています。



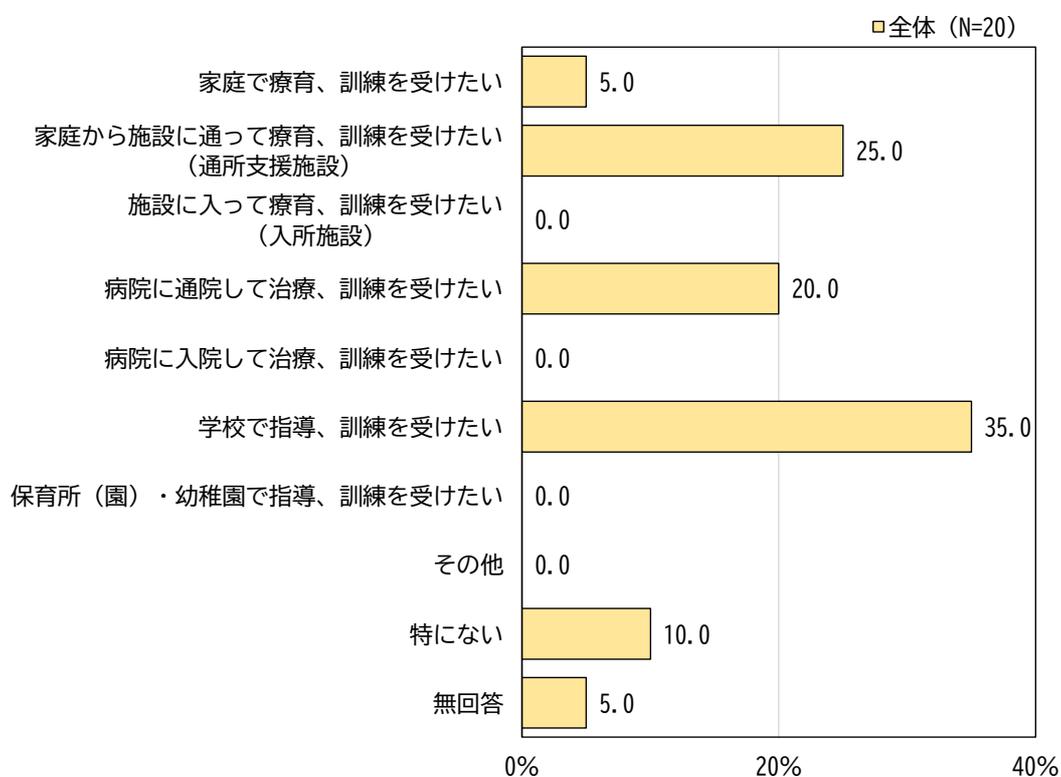
(6) 障害児の保育・教育について

課 題

市や保育・教育現場ではつながるノートの普及と支援ミーティングの開催を推進してきましたが、一貫した支援の継続に向け、一人ひとりの児童生徒や保護者と学校の間、就学や通学について定期的に話し合う場を設けるなど、新たな取組を検討することも必要です。

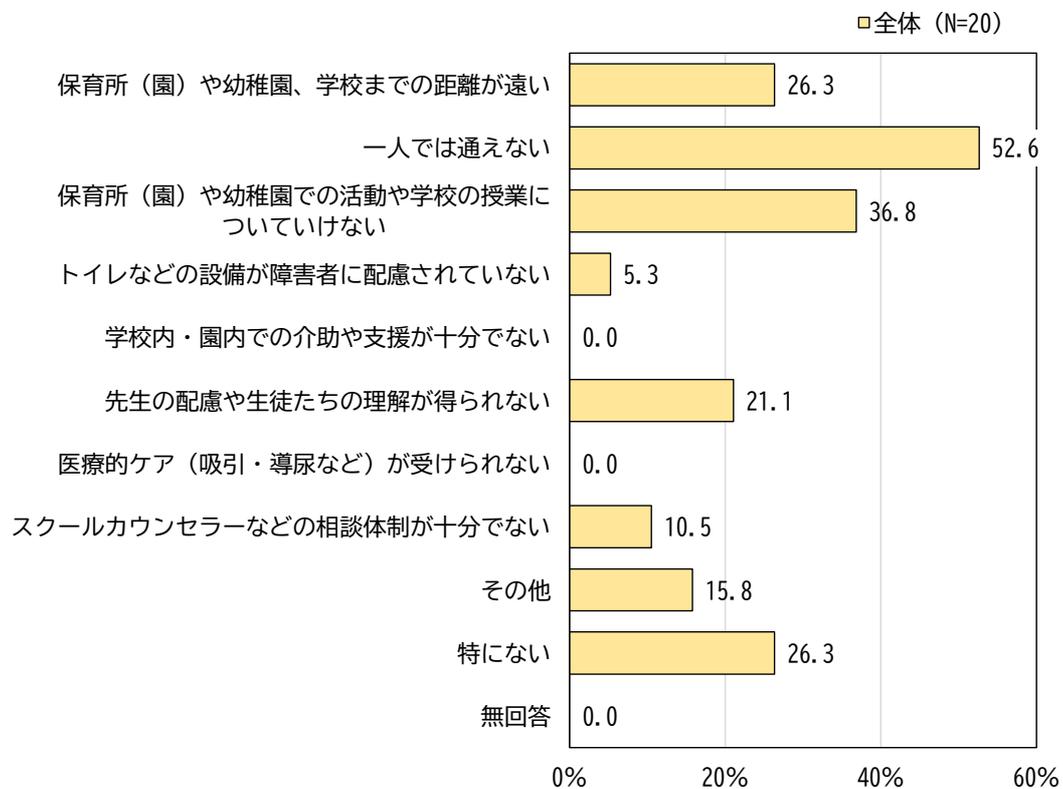
見 問 28 今後の療育・訓練に対する希望（1つだけ回答）

今後の療育・訓練に対する希望をみると、「学校で指導、訓練を受けたい」35.0%、「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい(通所支援施設)」25.0%が多くなっています。



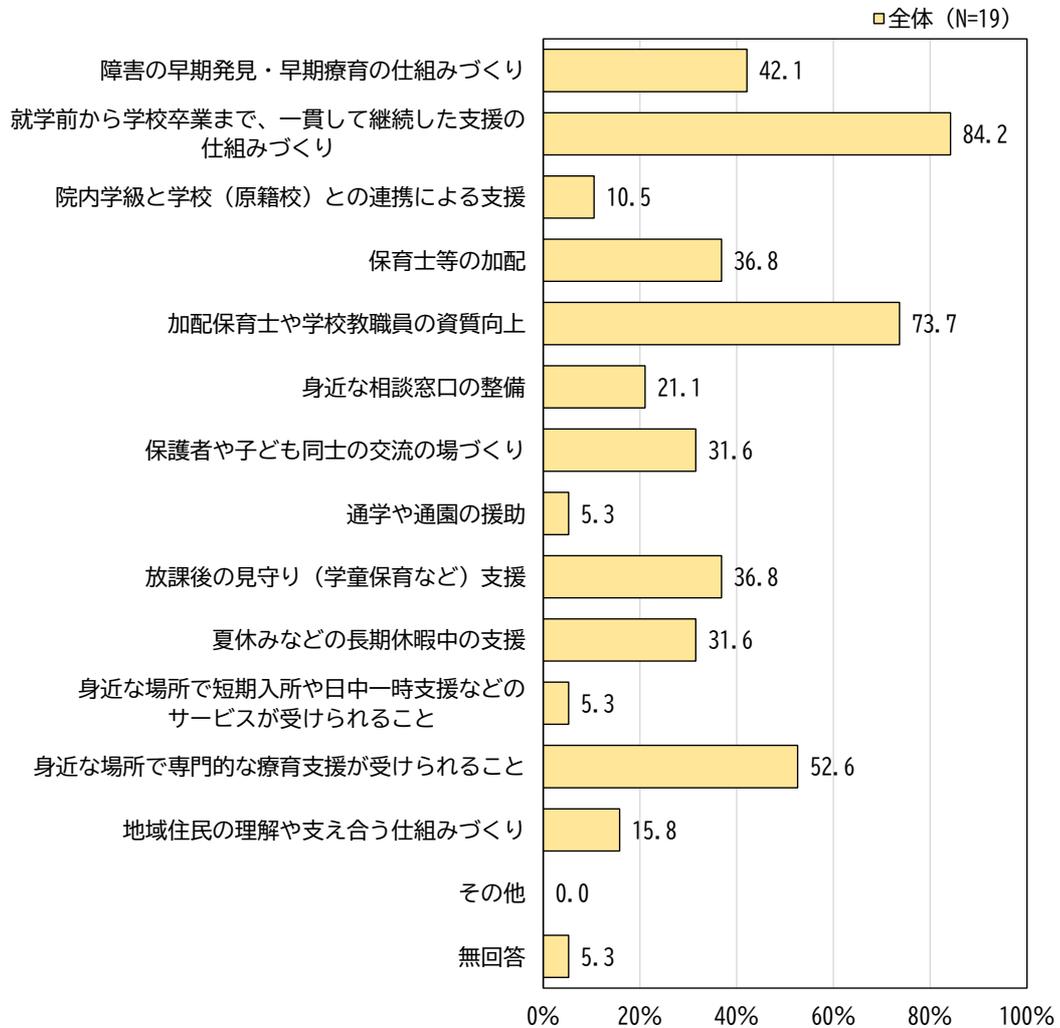
見 問 30 通園・通学で困っていること（複数回答）

通園・通学で困っていることでは、「一人では通えない」52.6%が最も多く、「保育所（園）や幼稚園での活動や学校の授業についていけない」36.8%などとなっています。



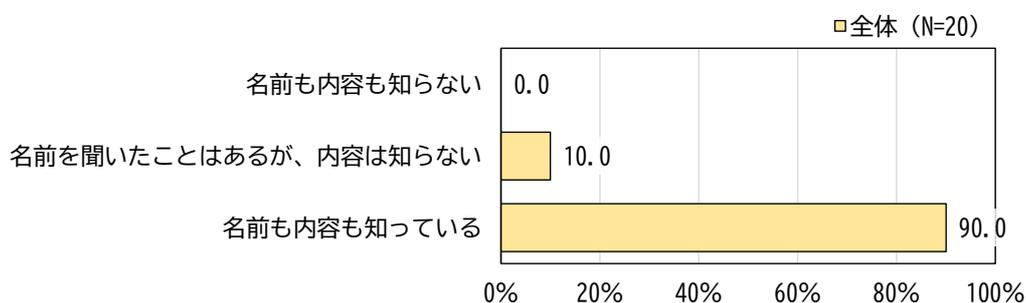
児 問 31 療育や教育について必要だと思うことや支援（複数回答）

療育や教育について必要だと思うことや支援について、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」84.2%、「加配保育士や学校教職員の資質向上」73.7%、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」52.6%などが多くなっています。



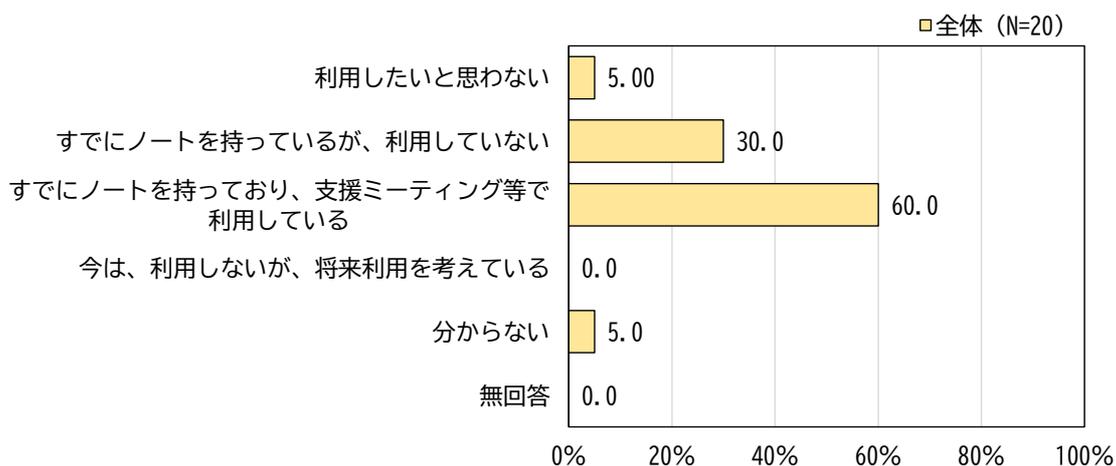
見 問 37 「つながるノート*」の認知度（1つだけ回答）

つながるノートの認知度は、「名前も内容も知っている」90.0%となっています。



見 問 38 「つながるノート」の利用と利用意向（1つだけ回答）

つながるノートの利用については、「すでにノートを持っており、支援ミーティング*等で利用している」60.0%、「すでにノートを持っているが、利用していない」30.0%となっています。



(7) 差別や障害への理解について

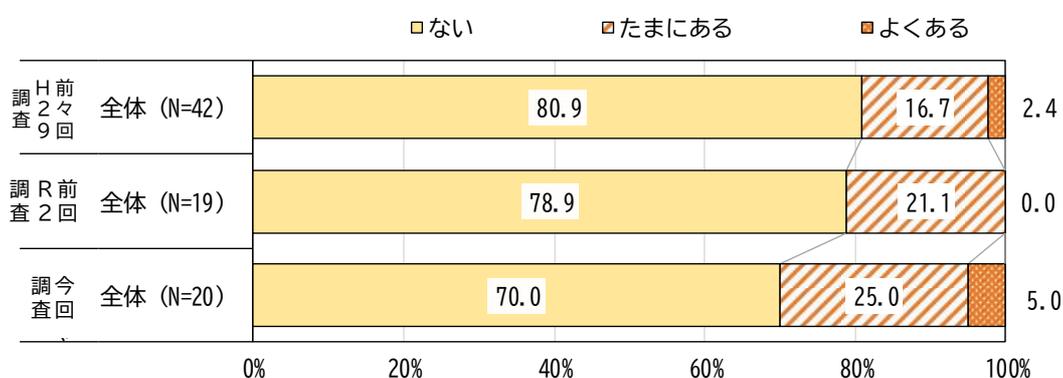
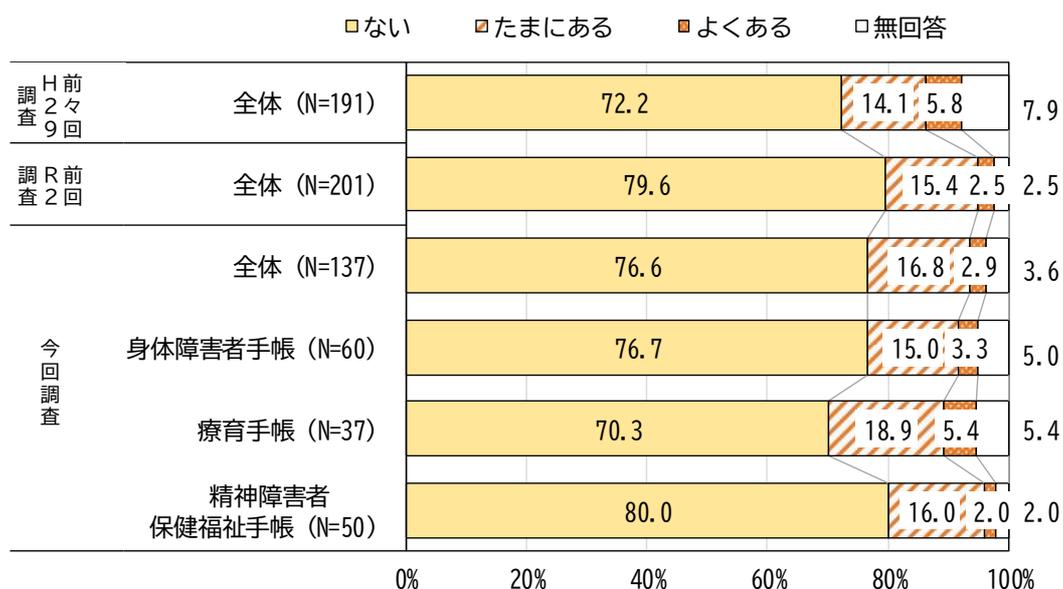
課題

アンケート調査結果では、障害等を理由に差別されたり、いやな思いをしたことがある人が1割以上いる結果でした。周囲の人や地域社会が障害や病気等を特別視するのではなく、本人の個性として尊重し偏見をもたずに、共に地域をつくる仲間として受け入れ、「多様性」を認め合うことがますます重要となっています。

者 問13 この1年に障害等を理由に差別されたり、いやな思いをしたこと
(1つだけ回答)

見 問16 お子さんはどのようなことで差別、いやな思いをしましたか(1つだけ回答)

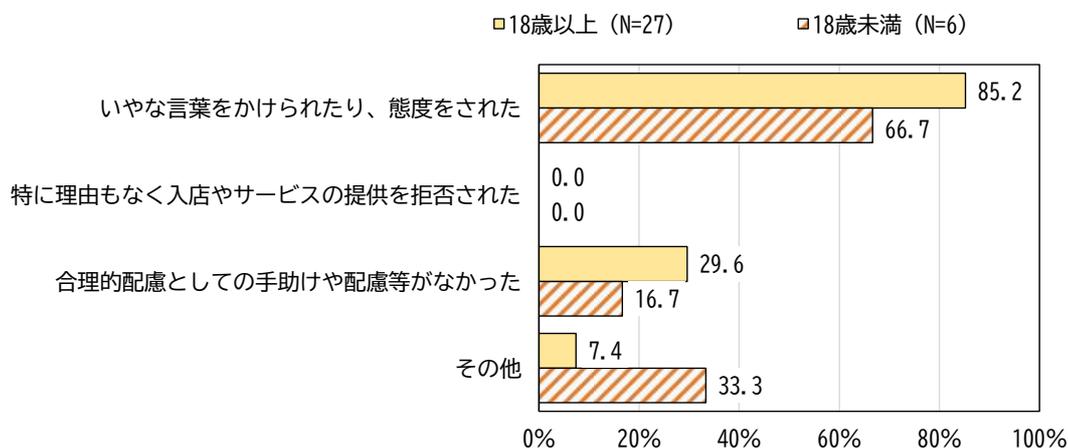
差別されたりいやな思いをした経験について、18歳以上、18歳未満調査共に「たまにある」「よくある」が前回(令和2年調査)と比較して増加しています。



者 問 14 差別されたり、いやな思いをした内容（複数回答）

児 問 17 お子さんが差別されたり、いやな思いをした内容（複数回答）

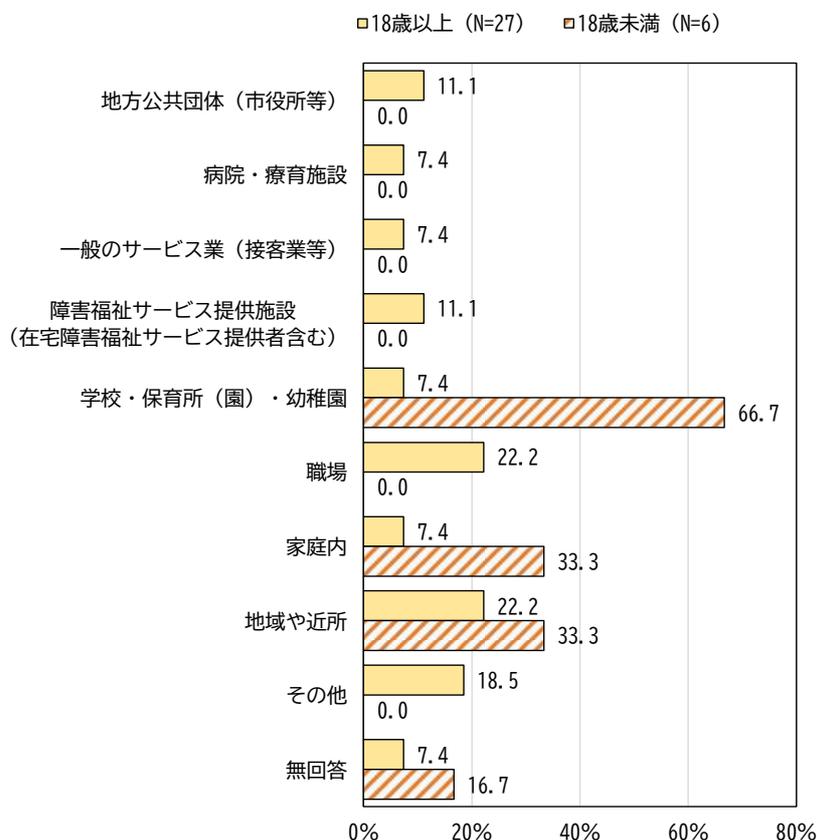
差別されたり、いやな思いをした具体的な内容は、「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」で18歳以上調査が85.2%、18歳未満調査が66.7%となっています。



者 問 15 差別されたり、いやな思いをしたのはどこ（誰）か（複数回答）

児 問 18 お子さんが差別されたり、いやな思いをしたのはどこ（誰）か（複数回答）

差別されたり、いやな思いの体験をした場または相手は、18歳以上調査では「地域や近所」、「職場」がそれぞれ22.2%、18歳未満調査では「学校・保育所（園）・幼稚園」66.7%となっています。



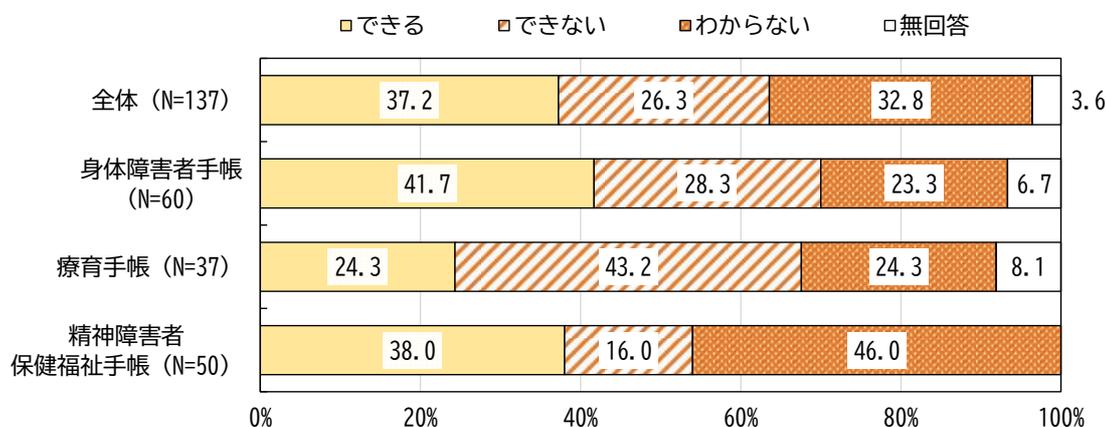
(8) 防災について

課題

アンケート調査結果では、災害時に一人で避難できない人が約3割、近所に助けてくれる人がいない人が約5割となっています。南海トラフ大地震等により将来的に大きな被害が起こることが想定されるため、災害時の支援体制の整備に向け、平常時から備えておく必要があります。

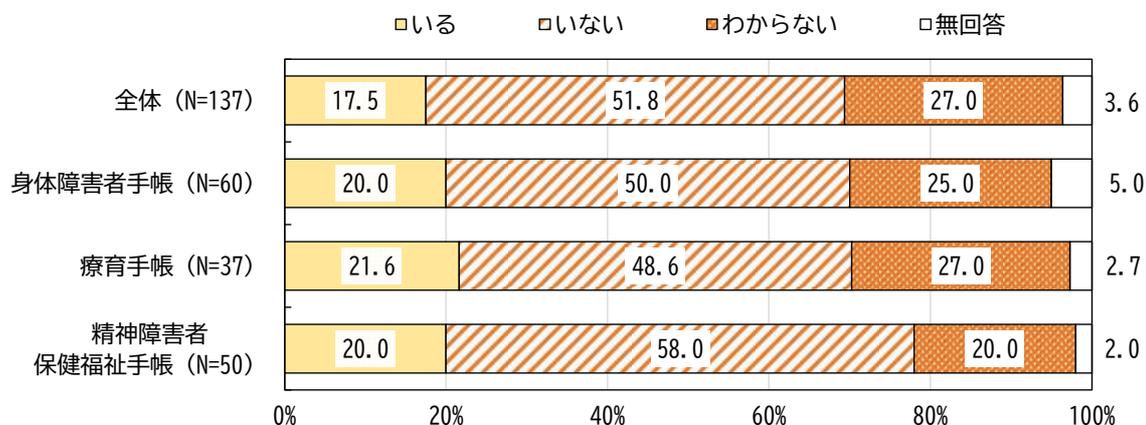
者 問 34 災害時に一人で避難できるか（1つだけ回答）

災害時に一人で避難できるかについて、「できる」37.2%、「できない」26.3%、「わからない」32.8%となっています。



者 問 35 災害時に一人の際に近所にあなたを助けてくれる人がいるか（1つだけ回答）

災害時に近所に助けてくれる人がいるかについて、「いる」17.5%、「いない」51.8%、「わからない」27.0%となっています。



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本プランの基本理念については、前期プランにおいて、障害のある人が、個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができ、地域社会で共生することができるよう、「わかりあいと助けあいのもと 誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち あき」と定め、障害の有無に関わらず、全ての住民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会を目指したまちづくりを行ってきました。

今後も地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

本プランでは、障害のある人が生きがいをもって生活できる環境づくりと、障害のある人もない人も共に暮らせるまちを目指して、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」の理念と、個人の権利や自己実現が保障され身体的、精神的、社会的に良好な状態である「ウェルビーイング」の考えを踏まえ、引き続き次の基本理念のもとに計画を推進します。

【基本理念】

わかりあいと助けあいのもと
誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち あき

【基本理念の考え方】

- 「わかりあいと助けあい」とは、障害のある人が自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができ、この地域で共に暮らしていきたいと思えることを意味します。
- 「誰もが自分らしくいきいきと暮らせる」とは、障害があってもなくても、また、どのように障害が重くても、一人ひとりが自分らしく生きていくことができることを意味します。

ウェルビーイング

ソーシャルインクルージョン

ノーマライゼーション

リハビリテーション

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、6つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 地域生活支援の充実

障害者を支える障害福祉サービス及び障害年金や自立支援医療などの経済的支援により地域生活の安定を目指します。障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らすためには、障害者福祉に関する情報提供や地域生活を支える福祉サービスが必要です。そのため、制度やサービスに関するきめ細かい情報提供に努めるとともに、質の高いサービスの提供に努めます。

また、施設入所者や入院中の人についても、地域生活へと移行するために必要な支援について充実を図ります。

さらに、障害のある人の高齢化、親亡き後を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できるよう、地域生活支援拠点の構築、支援基盤の充実に向け取り組みます。

基本目標2 相談支援・情報提供体制の充実

相談支援に対するニーズは、より高度な知見と強い信頼感が求められる方向へ変わってきています。これに対応し、相談窓口を担う職員や相談員の資質の向上に努めるとともに、障害特性に応じた広報・情報提供の革新を図ります。

また、手話通訳者や筆記者の派遣などコミュニケーション支援の充実を図ります。

基本目標3 社会参加の促進

障害のある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、仕事を求める障害者の就労支援及び地域活動やスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動参加を推進します。

就労では、福祉的就労と共に一般企業での雇用を拓げるために、新たな仕組みづくりに向け取り組みます。

また、エンパワメントを重視した支援体制の構築に向け、障害の有無の垣根を越え、自らの意思で共通の目標のもとに協力、活動することを通じて地域のインクルーシブ社会*への変容を進めます。

基本目標4 障害のある子どもへの支援

障害のある子ども及びその家族に対し、身近な地域でサービスの利用ができるように、障害児通所支援などの充実を図るとともに、障害の早期発見・早期療育を行い、子どものできることを増やし、力を引き出すため、療育支援体制の整備を図ります。保育所(園)から学校卒業まで一貫した支援の仕組みづくりを通じて、子どもたちの自我の成長と社会的自立を応援します。

基本目標5 保健・医療の充実

人々の健康を守る地域の保健事業、そして障害のある人のウェルビーイングを意識した活動を推進します。

また、医療的ケアが日常的に必要な子ども(医療的ケア児)や難病患者等が必要な支援を円滑に受けることができるよう、さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携体制を充実します。

基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

障害のある人の社会参加促進に向け、移動手段を確保するとともに、公共施設や道路、公共交通機関などのバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*化など総合的な福祉のまちづくりを推進します。

また、障害のある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、大規模災害の発生に対する避難行動要支援者名簿*の整備と活用、地域住民による日常的な声かけ・見守り体制の構築、避難誘導、救出、救護などの災害・防災、防犯などの対策を整備します。

さらに、「地域共生社会」の実現を目指して、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と組み合わせて、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制の強化を図ります。

障害のある人との交流やふれあいの機会を充実し、障害に対する差別や偏見を解消し、支援を必要とする人を住民同士で助け合い、支え合う意識を高めることが大切です。そのために、より一層の啓発活動や理解促進研修、福祉教育を充実することにより、障害に対する理解や配慮の促進に努めるとともに、権利擁護事業を活用しながら虐待防止に努めます。

3 施策体系

基本目標	施策展開	施策課題
1 地域生活支援の 充実	(1) サービス提供体制 の整備	①質の高い障害福祉サービスの提供 ②地域生活支援事業等の充実 ③地域移行・定着の支援 ④障害のある人の高齢化に伴うサービス提供体制の 整備
	(2) 経済的支援	①各種助成制度の実施と周知 ②各種福祉手当の支給 ③自立支援医療・公的医療助成制度の推進
2 相談支援・情報 提供体制の充実	(1) 相談支援体制の 充実	①相談窓口の充実 ②相談員の資質向上 ③相談支援事業の充実
	(2) 情報提供体制の 充実	①広報あき・ホームページなどを活用した情報提供 ②障害特性に応じた情報提供方法 ③コミュニケーション支援の充実
3 社会参加の促進	(1) 就労の支援	①障害のある人の雇用推進 ②特性や希望に応じた多様な就労支援 ③自立支援協議会での協議促進 ④障害者就労施設等への発注拡大
	(2) エンパワメント (生活における主 体性)を重視した 社会参加の実践	①地域活動支援センターへの参加促進 ②日中活動の充実 ③スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進 ④ピアサポートの推進 ⑤住まいの確保

基本目標	施策展開	施策課題
<p>4</p> <p>障害のある子どもへの支援</p>	<p>(1)ライフステージに沿った切れ目ない支援の充実</p>	<p>①早期からの関わりの充実 ②つながるノートを活用した相談体制の充実 ③障害児保育の充実 ④特別支援教育の推進 ⑤教育から就労への支援 ⑥従事者の資質向上</p>
<p>5</p> <p>保健・医療の充実</p>	<p>(2)家族の支援</p>	<p>①本人や家族の不安を解消する支援の充実 ②放課後・長期休暇支援の充実</p>
<p>6</p> <p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(1)健康づくり・疾病予防</p>	<p>①母子保健事業等の充実 ②健康診査・がん検診などの健康管理の充実</p>
<p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(2)医療体制の充実・ウェルビーイングの推進</p>	<p>①関係機関との連携強化 ②ウェルビーイングの推進 ③医療的ケア児や難病患者に配慮した支援の実施 ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>
<p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(1)福祉のまちづくりの推進</p>	<p>①住み慣れた地域での生活を維持するための資源の充実 ②移動支援事業の充実</p>
<p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(2)防災・防犯体制の整備</p>	<p>①災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援の推進 ②防災対策の意識の向上 ③福祉避難所などの整備 ④防犯体制の充実</p>
<p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(3)地域で支えあう仕組みづくり</p>	<p>①身近な地域での支えあいの推進 ②制度を活用したボランティアの参加促進</p>
<p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(4)障害に対する理解や配慮の促進</p>	<p>①福祉教育活動の推進 ②理解促進研修の充実 ③障害を理由とする差別解消の推進 ④障害に配慮した公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化</p>
<p>人にやさしく安心・安全なまちづくり</p>	<p>(5)権利擁護・虐待防止の推進</p>	<p>①権利擁護事業の活用 ②虐待防止に向けた周知・啓発 ③虐待の早期発見・早期対応 ④虐待を受けた障害のある人の自立支援</p>

第4章 障害者計画の展開

基本目標1 地域生活支援の充実

(1) サービス提供体制の整備

■ 現状と課題 ■

- 恒常的なヘルパー人材不足により、居宅介護をはじめ、訪問系サービスの確保が困難になっています。一方、重度障害者の支援を行う重度訪問介護事業所が、近隣自治体に事業所を開設したことから、在宅支援が可能になったケースもあります。
- 日中活動系のサービスは、在宅利用者の送迎が事業所によって対応できず、家族が送迎をしているケースがあり、介護者の負担が大きくなっています。また、県下的にもサービス事業所自体が少なく、利用が難しいサービスがあります。
- 日中活動系のサービスのうち、就労継続支援B型事業所については、市内に4か所あり、農福連携をはじめ、地域や多様な就労先との連携が進んでいます。
- 居住系サービスは、近隣自治体にグループホームが新設され、障害のある人の地域移行が進んでいます。しかし、アンケート調査結果でも意見があるように、市内のグループホームの需要は依然高く、市内での新設が期待されますが、土地等の選定や人材の確保が困難なことから、引き続き新設に向けた支援が必要となっています。
- また、施設入所支援については、より高度な支援が必要な強度行動障害に対応が困難なことを理由に入所が進まず、退院できないケースがみられます。強度行動障害等への対応が可能な人材確保・育成が課題となっています。
- 障害のある人が、地域で生活するためには、障害に対する理解や多様な支援策が必要です。これまでも障害に対する理解促進研修や、日常生活用具給付、訪問入浴などの地域生活支援事業に取り組んできました。
- 障害のある人の高齢化により、心身状態が変化することで、これまでと同様の支援では、対応できないケースも増えています。また、介護サービスを受けていても、必要なサービス量が確保できない重度障害者も見られ、介護保険を利用できる場合であっても、引き続き障害福祉サービスが求められています。

■ 今後の取組 ■

推進施策

- ① 質の高い障害福祉サービスの提供
- ② 地域生活支援事業等の充実
- ③ 地域移行・定着の支援
- ④ 障害のある人の高齢化に伴うサービス提供体制の整備

具体的な内容

① 質の高い障害福祉サービスの提供

- ・障害のある人が在宅生活を続けるためには、ヘルパーをはじめ不足する介護人材の確保や送迎への対応が急務です。必要なサービスが確保できるよう、事業所の人材確保・育成を支援するとともに、障害福祉サービスだけに頼らない多様な支援の確保に努めます。
- ・市内や近隣自治体に障害福祉サービス事業所がない場合であっても、相談支援事業所と連携し、障害福祉サービス事業所の情報収集や、遠方の利用を支援するなど、利用者のニーズに対応できるよう努めます。

② 地域生活支援事業等の充実

- ・障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、日常生活用具給付事業、訪問入浴、登録介護、日中一時支援事業などを実施し、障害のある人やその家族の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。また、障害のある人のニーズを踏まえて、地域の実情に合ったサービス基盤の確保に努めます。

③ 地域移行・定着の支援

- ・障害のある人が、地域での生活を実現・維持できるよう、相談支援事業所や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携し、地域生活に移行できるよう体制を整備するとともに、地域生活を継続できるよう、関係機関と協力し、支援します。

④ 障害のある人の高齢化に伴うサービス提供体制の整備

- ・障害のある人が 65 歳以上となり、加齢に伴う状態変化がみられたときに、その状態に応じ適切なサービスを選定できるよう、障害部門と介護部門が連携し、適切に支援します。また、介護保険の利用をしてもなお不足する支援については、障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護等)で対応します。
- ・相談支援専門部会において、地域包括支援センターと介護保険移行対象者の協議を継続し、障害福祉サービスから介護保険サービスへ円滑な移行を支援します。



(2) 経済的支援

現状と課題

- 障害のある人とその家族に対する年金・各種手当は、経済的な負担を軽減する上で重要な役割を果たしており、アンケート調査結果をみると、障害年金の有無について、全体では「基礎年金」32.1%、「厚生年金」8.0%の人が障害年金を受給しています。
- アンケート調査結果では生活苦を訴える内容や、一般的な生活水準を求める内容もあり、経済的に困窮しており、その中には、すでに生活保護を受給している人もいました。病状や障害の状況、就労に関する悩みから、経済的な部分や将来への不安を抱える人の声が多く寄せられ、制度での支援と併せ、相談体制や伴走型の支援により、障害のある人またはその家族の負担を軽減することが求められています。

今後の取組

推進施策

- ①各種助成制度の実施と周知
- ②各種福祉手当の支給
- ③自立支援医療・公的医療助成制度の推進

具体的な内容

① 各種助成制度の実施と周知	<ul style="list-style-type: none">・障害のある人に対する、補装具費や日常生活用具の給付、運転免許取得や自動車改造費用の助成、心身障害者扶養共済掛金の助成を実施します。・税制上の優遇措置や移動・交通に係る各種助成制度、NHK受信料の減免制度や有料道路通行料金割引制度等の周知を図ります。
② 各種福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none">・在宅で生活をする重度の障害のある人に対して、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給します。また、一定の障害のある子どもの保護者に対して、障害児福祉年金を支給します。・受給資格者に不利益が生じないよう、市広報などにおいて手続きに関して適切な情報提供を行います。
③ 自立支援医療・公的医療助成制度の推進	<ul style="list-style-type: none">・障害の軽減や機能回復、疾病の治療のための自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を実施し、医療費の自己負担額の軽減を図ります。・重度心身障害児・者の医療費負担軽減のための医療助成制度を実施し、特定の障害によらない保険診療の自己負担分の助成を行います。

基本目標2 相談支援・情報提供体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- アンケート調査結果では、相談しやすい体制に必要なこととして「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」「信頼できる相談者がいる」という回答が多く、相談に対する気軽さや信頼感、安心感が求められる傾向があります。
- 本市では、地域活動支援センターニコスマイルにおいて一般相談事業を実施し、障害に関する様々な相談に対応しています。また、令和6年度より総合的・専門的な相談支援や地域移行・地域定着の取組など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置が求められています。
- 相談支援専門部会を月1回開催し、関係機関が連携し対象者に応じた支援方法を検討することで、課題を抱えた対象者に多職種で関わる体制を整えるとともに、相談や支援に関する質の向上を図っています。
- 複合的な課題を抱える方に対応できる「いろいろ相談窓口」を福祉事務所障害ふくし係と安芸市社会福祉協議会へ令和5年度に設置し、障害だけでなく課題を抱えた人の相談体制を整備しました。

今後の取組

推進施策

- ①相談窓口の充実 ②相談員の資質向上 ③相談支援事業の充実

具体的な内容

①相談窓口の充実	・福祉事務所、安芸市社会福祉協議会、相談支援事業所など関係機関が連携し、障害の特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図るとともに、相談窓口の周知・啓発に努めます。
②相談員の資質向上	・相談支援専門部会や基幹相談支援センターを軸に、医療・福祉・教育の専門職や事業所職員など広い範囲を対象とした研修会を多層的に開催し、相談者の資質の向上を図ります。 ・相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、福祉保健所主催の研修をはじめ、様々な機関が開催する研修会に積極的な参加を促し、より一層の資質の向上に努めます。
③相談支援事業の充実	・引き続き、一般相談事業を実施し、障害に関する様々な相談に対応します。また、基幹相談支援センターを設置し、身体・知的・精神障害のある人の総合相談、専門相談に応じるとともに、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着支援に向けた取組を実施します。

(2) 情報提供体制の充実

現状と課題

- アンケート調査結果をみると、障害福祉サービスを利用しやすくするために希望することとして、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」という意見が多くあり、障害福祉サービスを利用するために、利用者側がよりわかりやすい情報を求めていることがわかります。
- 情報提供に関しては、障害のある人の特性に対応した情報提供のあり方が課題となっています。情報の活用方法や個人情報の保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報整理や提供方法に努める必要があります。
- 情報発信には、広報あき、ホームページやSNSなどを活用し、様々な媒体での情報発信に努めました。

今後の取組

推進施策

- ① 広報あき・ホームページなどを活用した情報提供
- ② 障害特性に応じた情報提供方法
- ③ コミュニケーション支援の充実

具体的な内容

① 広報あき・ホームページなどを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 広報あき、ホームページ、フェイスブックを活用し、各種制度や手当等について、障害のある人が利用しやすいよう情報発信を行います。また、イベント情報等は SNS を活用し、タイムリーな情報発信に努めます。・ 手帳交付時には窓口において、障害のある人本人やその家族に対して制度の説明を行い、制度を活用できるよう支援します。
② 障害特性に応じた情報提供方法	<ul style="list-style-type: none">・ 障害のある人へ情報提供を行う際には、イラストやふりがなを使い、説明に配慮するなど、わかりやすい表現方法で作成し、障害のある人が情報不足とならないよう、様々な手法で情報を提供します。・ 情報提供の媒体は、メール、SNS、FAX など、年齢や障害に配慮した多様な媒体を使用します。
③ コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣について、申請手続きや費用負担等を継続し、円滑に利用ができるよう支援します。・ 障害のある人の特性に応じて、ジェスチャーや筆談、コミュニケーション支援ボードを使うといった、柔軟な対応をするとともに、障害がある人への配慮や理解促進に努めます。

基本目標3 社会参加の促進

(1) 就労の支援

現状と課題

- アンケート調査結果では、回答者の約6割が何らかの就労をしている状況ですが、収入の少なさや、職場の人間関係などの困りごとも多く、就労が継続できるよう当事者と雇用者への支援が必要です。また、自分に合った内容の仕事がないという意見も聞かれ、多様な就労先が求められています。
- 本市では、障害者就業・生活支援センター*やハローワークと連携して、障害のある人の就労支援に取り組んでいます。また、就労支援専門部会を毎月開催し、情報共有や事例検討、課題について協議するなど、各関係機関の連携強化を図っています。
- 農業と福祉が連携し、障害のある人が農業に従事することで社会参画を実現する「農福連携」に取り組み、労働力が不足する農業分野と、収入や居場所を必要とする障害分野の双方の課題解決を目指しています。また、安芸市農福連携研究会を毎月開催し、農福連携事業の促進と関係機関の情報共有を行っています。
- 障害のある人の就労にあたり、就労継続支援B型事業所などにおける工賃向上や就労支援に携わる支援者の不足、特性に応じた職場とのマッチング、高齢化や障害の重度化に対応した就労支援などが課題としてあげられます。
- 就労や就労継続のためには生活リズムの確立と安定した生活環境、コミュニケーション力が必要であり、それらを維持、向上できるような連携した支援体制が必要です。

今後の取組

推進施策

- ① 障害のある人の雇用推進
- ② 特性や希望に応じた多様な就労支援
- ③ 自立支援協議会での協議促進
- ④ 障害者就労施設等への発注拡大

(2) エンパワメント(生活における主体性)を重視した社会参加の実践

現状と課題

- 障害のある人が地域社会で自立した生活を行うためには自身の主体性を高め、生活力を維持していくことが重要です。そのため、日中活動や生活訓練の機会や場所が必要となっています。
- アンケート調査結果では、18 歳以上の障害のある人のうち、日中何もしていない人が16.8%と多く、日中活動(余暇活動・生活訓練など)の場があれば利用したい方は43.1%となっています。気軽に利用できる日中活動の場の創出・確保が求められています。
- 本市では、障害のある人への集いの場の提供、創作的活動、社会との交流を促進する地域活動支援センターニコスマイルを令和5年5月より開設し、積極的な社会参加の推進する活動を展開しています。今後は障害福祉サービス事業所等の交流にも力を入れ、地域活動支援センターを障害がある人にとっての地域の拠点としていくことを目指しています。
- 日中活動の場として、年齢や障害の有無に関わらず利用できる「めだかの学校★」や「あったかふれあいセンター★」があり、交流や社会活動の場を提供しています。
- アンケート調査結果では、スポーツやイベントに対するニーズが多く、スポーツをはじめ、文化芸術活動など、多様な社会参加の機会の創出を図り、参加しやすい環境を整備することが求められています。
- 令和5年 12 月2日には障害者週間に併せ、スポーツ交流会を開催し、障害者スポーツセンターの車椅子ラグビー等の体験や、市内外の障害福祉サービス事業所のブースを設置し、事業所やその利用者間の交流が図られ、貴重な障害スポーツ体験の機会となりました。
- 障害のある人やその家族が、自分の体験を活かし他の障害のある人の相談に応じ、仲間同士の交流を深める場として「いっぼいっぼ★」や「ほっと会★」、発達障がい者当事者の会「はしる会」★がありますが、参加者の減少や固定化が課題となっています。
- また、障害のある人の多くが住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいることから、安心して地域で生活を送れるよう、引き続き、グループホームなどの住まいの場の確保を図る必要があります。

今後の取組

推進施策

- ①地域活動支援センターへの参加促進
- ②日中活動の充実
- ③スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進
- ④ピアサポート★の推進
- ⑤住まいの確保

■具体的な内容

①地域活動支援センターへの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に開設した地域活動支援センターニコスマイルを中心に、日中活動の場と社会交流の場の充実を図ります。また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を維持するための地域生活支援拠点として地域活動支援センターを位置づけ、障害がある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害のある人を地域全体で支える体制づくりを行います。
②日中活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「めだかの学校」は、年齢や障害の有無に関わらず、地域の人々が気軽に集え、交流が図れる場として、地域リハビリテーションの推進を図り、住民が主体的に運営する体制づくりを目指します。 ・「あったかふれあいセンター」は、地域福祉の拠点として集いの場の活動を実施するほか、地域活動支援センターニコスマイルとの交流活動（ポッチャ★や手話学習など）や農福連携を通じた社会参加活動を推進します。また、地域の支え合い活動を行う拠点として、地域のニーズや生活課題に対応した活動を推進します。
③スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターニコスマイルなどの活動として、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を実施し、障害のある人もない人も交流できる活動を地域に広がります。 ・より多くの障害のある人がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、活動の選択肢の充実を図るとともに、活動を支援する人材を育成し、障害特性に応じた支援の充実を図ります。
④ピアサポートの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に身近な相談体制を構築するために、当事者やその親の会の活動を支援するとともに、一人ひとりが話せる雰囲気、機会づくり、就労支援や自己実現への支援を進め、当事者・家族のピアサポートの充実を図ります。 ・精神的な辛さを経験した人が自分らしくあり続けるための元気回復行動プラン(WRAP(ラップ))などを活用し、ピアサポート活動を推進します。 ・障害のある人やその保護者による相談員を配置し、身近な場所で障害のある人の立場に立った相談支援を実施します。
⑤住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での暮らしの実現に向け、グループホームの整備促進を図ります。市内にグループホームを整備する法人に対し、法人負担分の一部を助成し、障害のある人の住まいの場の確保を図ります。 ・建築する市営住宅については、障害のある人や高齢者に配慮し、車椅子での出入りや廊下に十分な広さをとる、ベランダとの段差をなくするなど、安全性と快適性の向上を図ります。 ・日常生活における利便性の向上を図るための住宅改造などの費用助成や居住の場の確保に努めます。

基本目標4 障害のある子どもへの支援

(1) ライフステージに沿った切れ目ない支援の充実

現状と課題

- 発達に様々な課題をもつ子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な対応が必要で、地域での健やかな成長を支援することが大切です。そのためには、早い段階から子どもたちの特性を把握し、一人ひとりに応じた子育てをしていく必要があります。
- アンケート調査結果をみると、子どもの療育・訓練に関する希望として、「学校で指導、訓練を受けたい」「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい(通所支援施設)」の声が多くなっています。また、保育所(園)や幼稚園、学校に必要と思うこととして、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」を求める声が多く、就学後に学校で十分な学習活動ができるよう、就学前からの教育・療育の一貫した支援を行うことが重要です。
- 本市では、セラピスト2名、保育士1名、保健師2名のスタッフ体制による親子療育教室を月1回開催しています。早期療育、また、個別の状態に応じて毎回セラピストが面談を行うなどきめ細やかな対応に努めています。
- 1歳6か月児健診・3歳児健診は子どもに応じてその成長を促す工夫を確認する場としてだけでなく、広く子どもの育ちを相談する場として「子どもの育ち相談」を実施し、親や保育士などが子どもの特性や関わり方を理解するための助言を得られる機会となるよう努めています。
- つながるノートの活用や支援ミーティングの開催により、本人を主体とした切れ目のない支援の充実を図っています。
- 医療的ケア児については、相談支援専門部会において支援に対する協議を実施していますが、身近な地域で成長していくために、医療、保健、福祉、教育分野の各機関が連携し、重層的な支援を行っていくことが求められます。

今後の取組

推進施策

- ①早期からの関わりの充実
- ②つながるノートを活用した相談体制の充実
- ③障害児保育の充実
- ④特別支援教育の推進
- ⑤教育から就労への支援
- ⑥従事者の資質向上

(2) 家族の支援

現状と課題

- 障害のある人本人への支援だけではなく、家族が障害について理解し、子どもが安心して暮らせる家庭環境や社会環境を築くため、家族の負担軽減に向けた支援も必要不可欠です。
- アンケート調査結果をみると、子どものことで悩みごとや困ったことは、「お子さんの将来の生活のこと」「お子さんの育児や教育のこと」「お子さんの進学のこと」が多くなっています。また、悩んでいることや困っていることの相談先として、「医師・病院ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー（臨床心理士）」「保育所（園）・幼稚園・学校の教職員」「家族・親戚」などが多い状況です。
- また、アンケート調査結果では子どもが障害について診断・判定を受けた頃の家族の苦労や悩み、不安は、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」「身近に相談できる相手がいなかった」「身近に適切な療育施設がほしかった」が多くなっています。家族の不安解消には、早期から保健、医療、福祉が連携し、家族が安心して相談できる体制を整え、適切な情報や支援の提供が求められています。
- 一貫した支援に利用できるつながるノートの認知度は9割、すでにノートをもって支援ミーティングなどに活用している人は6割となっています。引き続き、子育てに対する悩みや不安について、気軽に相談できる体制の充実を図りつながるノートの周知・活用を通して、一貫した切れ目のない支援体制づくりに取り組む必要があります。
- 障害のある人とその親の高齢化により、「親亡き後」の支援を想定する必要があります。親が亡くなった後も自立した生活ができるよう、支援の提案や後見人制度の啓発などをさらに進めていく必要があります。

今後の取組

推進施策

- ① 本人や家族の不安を解消する支援の充実
- ② 放課後・長期休暇支援の充実

具体的な内容

① 本人や家族の不安を解消する支援の充実

- ・障害の特性や子育てについて、学校や地域社会との関わりの中で生じる悩みや不安などを解消するため、市内保育所(園)・学校別に担当保健師を配置し、引き続き各関係機関と連携します。また、各相談窓口において気軽に相談できる体制や、個別対応の充実を図ります。
- ・当事者や支援者が将来像を想像できるよう、情報提供や研修等を実施し、障害についての理解を深め、課題の共有に努めます。また、成年後見制度等の啓発など、本人の自立度を高め意思決定できるよう、定期的な支援会の開催や研修会を行います。

② 放課後・長期休暇支援の充実

- ・学童保育への入所要件を満たす家庭の児童に対して、障害の程度に応じ、加配支援員の配置や環境整備を行うことにより、受け入れに努めます。
- ・夏休み等の長期休暇支援事業について、学生などのボランティアの確保に努め、長期休暇期間中全日で事業を実施できる体制を維持します。また、必要な子どもが利用できるよう、支援ミーティング等での個別啓発も実施します。
- ・全ての対象者向けに、子どもの居場所等をまとめたチラシを配布し、周知を図ります。



基本目標5 保健・医療の充実

(1) 健康づくり・疾病予防

現状と課題

- 本市では、安芸市健康増進計画や母子保健計画に基づき、住民主体の健康づくり活動や母子保健事業を推進しており、各世代や地域のニーズに対応しつつ、住民一人ひとりの健康状態に応じてきめ細かく支援しています。人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障害特性にも配慮した方法で日常的に必要な情報や助言が得られるような環境整備に努める必要があります。
- 障害の重度化や障害のある人の高齢化もみられることから、生活習慣病の予防対策の強化とともに、疾病などを早期に発見し、早期治療につなげていくことが重要になっています。このため、健康診査やがん検診及び健康教育、健康相談など保健事業の一層の充実を図ることが重要です。
- シングルでの妊娠、出産や精神疾患合併の若年妊婦など支援が必要な妊産婦が増加しており、子どもが育つ環境を支えるため、子育て世代包括支援センター★きらり★★が担う母子保健機能の充実と関係機関の連携の強化が必要です。
- 令和5年度に「乳幼児期の生きる力を育むためのプログラム」を「あきっ子育ちの木」として冊子にまとめ、市内保育所(園)・小中学校へ配布しており、引き続き、妊娠期から出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援の提供と周知に取り組む必要があります。

今後の取組

推進施策

- ①母子保健事業等の充実
- ②健康診査・がん検診などの健康管理の充実

■ 具体的な内容 ■

① 母子保健事業等の充実

- ・障害の早期発見・早期療育・早期対応のため、妊娠期からの支援や指導、乳幼児健診の実施や受診率の向上、その他の事業の充実を図ります。また、乳幼児健診未受診児については、訪問等を通じて状況の把握に努め、他機関との連携・情報共有を図ります。
- ・「子育て世代包括支援センター★きらり★」と母子保健事業が連携し、妊娠期から出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援を行います。妊娠早期から助産師などの家庭訪問や育児相談により、相談しやすい関係を構築し、家庭や地域での妊産婦などの孤立感の解消を図ります。
- ・シングルでの妊娠、出産や精神疾患合併の若年妊婦など支援が必要な妊産婦は増加しており、医療機関等、関係機関と連携し、タイムリーな支援に取り組みます。

② 健康診査・がん検診などの健康管理の充実

- ・疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病などの疾病を要因とする障害を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診などを実施します。
- ・生活習慣病予防などについて、広報活動やサービス事業所訪問などを通して広く啓発し、健(検)診受診の必要性について周知を図ります。
- ・保健師などの訪問指導、各地区への出前講座、健康相談・健康教育を実施し、日常的な健康管理の支援を行います。
- ・健診会場で支援が必要な方(視覚障害者など)に職員が同行する、健診会場は筆談等での対応とするなど、障害のある人に対して、障害特性に配慮した健康診断を受けやすい体制づくりに努めます。



(2) 医療体制の充実・ウェルビーイングの推進

現状と課題

- 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態を「ウェルビーイング」といいます。障害のある人がウェルビーイングを追求するために、身体面での支援に限らず、地域や家族とのつながりや学びの場、社会的活動の場に参加することなど、精神的・社会的な活動を支援し、その人の生活を豊かにする取り組みが必要です。
- 重症心身障害児・者のためのリハビリテーション機能や精神障害者のための救急機能などは身近に対応できる機関が少なく、本人や家族の不安は大きくなっています。
- アンケート調査結果をみると、難病の認定を受けている人は 8.8%、高次脳機能障害の診断を受けている人は 3.6%となっています。また、強度行動障害と言われたことが「ある」と回答した人は 4.4%となっています。
- 医療行為が必要となる障害の場合、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中など、本人の置かれた状況やライフステージに応じた医療機関との連携が重要です。また、途中で障害を受けた場合には、精神面でのリハビリテーションなども必要となり、きめ細かい支援が求められます。

今後の取組

推進施策

- ① 関係機関との連携強化
- ② ウェルビーイングの推進
- ③ 医療的ケア児や難病患者に配慮した支援の実施
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 具体的な内容 ■

<p>① 関係機関との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none">・医療機関との連携を強化することで対象者に関する情報を共有し、共通した認識をもち、一貫した医療支援体制の整備を図ります。そのため、県立あき総合病院・芸西病院などの相談員と共に、連絡会や退院時支援会議の参加を通じて連携・強化を図ります。・相談支援専門部会及び就労支援専門部会で地域移行に向けた協議の場を設け、医療機関等とのさらなる連携を推進します。
<p>② ウェルビーイングの推進</p>	<ul style="list-style-type: none">・障害や生活のしづらさがある人に対し、障害の軽減や機能回復など、生活の質を向上できるよう、地域でのリハビリテーションや社会参加の体制充実を図り、本人の自己実現に向けた多様な支援や、地域全体で周囲の理解と見守りの体制づくりを進めます。そのために、医療機関をはじめ障害福祉サービス事業所等と連携し、ふれあいサロン、生活訓練等事業、ボランティア活動などを推進し、障害がある人のウェルビーイングを意識した活動に取り組みます。
<p>③ 医療的ケア児や難病患者に配慮した支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none">・相談支援専門部会において保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図れる協議の場を設置し、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。・難病患者に対し、福祉保健所、福祉事務所、健康ふれあいセンター、相談支援事業所などが連携して相談支援体制を充実します。・市広報などを通じて、難病患者も障害福祉サービスの対象であることを周知し、必要な人が適切なサービスを受けられるよう努めます。
<p>④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none">・精神保健に関する正しい知識の啓発、精神保健相談など、心の健康保持に関する事業の推進に努めます。・相談支援専門部会及び就労支援専門部会において関係機関が連携し、社会復帰を目指す精神障害者の地域移行のため、長期入院者の退院後の生活支援や相談支援などについて保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 障害のある人が地域生活をする上で、買い物や通院等のための移動手段の確保や、地域資源の充実が求められています。外出に家族の支援を受けている人も多く、介護者が高齢化しているケースでは、介護者負担の軽減も課題となっています。
- アンケート調査結果をみると、外出の際の交通手段については、「自家用車(家族などの運転)」47.4%、「自家用車(本人運転)」32.1%、「自転車」25.5%、「徒歩」20.4%となっています。外出の頻度は、全体で「ほぼ毎日」42.3%が最も多く、「週1日くらい」10.2%が最も少なくなっています。このほかに、比較的少数ながら、「ほとんど外出しない」7.3%という人も一定数いることがわかります。また、外出目的は買い物や通院が多くなっています。
- 同行援護、行動援護、移動支援事業については、利用件数が減少傾向にあります。ヘルパー人材不足や、新たな利用者のマッチングが進んでいないことが課題です。必要な方への支援が行き届くよう、提供体制の確保や情報提供等について、今後とも取り組む必要があります。

今後の取組

推進施策

- ① 住み慣れた地域での生活を維持するための資源の充実
- ② 移動支援事業の充実

具体的な内容

- | | |
|----------------------------|--|
| ① 住み慣れた地域での生活を維持するための資源の充実 | ・移動手段がなく買い物が困難な地域に対し、移動販売を実施する団体等への後方支援など、地域資源の充実に努めます。
・社会参加のための外出に伴う移動支援に係る助成の実施や、公共交通機関の利用が困難な人への移送サービス事業を実施します。 |
| ② 移動支援事業の充実 | ・行動援護、同行援護、移動支援事業による外出時の移動支援を推進します。また、事業所の体制確保のための介護人材確保、育成に努めます。 |

(2) 防災・防犯体制の整備

現状と課題

- 近年、日本では異常気象や震災、風水害などの自然災害が多発しており、本市においても災害時に必要な支援を適切に提供できる体制整備の充実が急務となっています。
- アンケート調査結果をみると、災害時に一人で避難「できる」37.2%、「できない」26.3%、「わからない」32.8%となっており、さらに、災害時に近所に助けてくれる人が「いる」17.5%、「いない」51.8%、「わからない」27.0%となっています。様々な支援が必要な障害のある人にとって、暮らしている身近な地域との関わりが重要になってきます。このため、地域のどこに支援を必要な人がいるのか、災害発生時には誰が支援できるのか、どこに避難したらいいのかなどの情報を、体系的に整理し、個人情報保護への配慮もしながら、関係機関との情報共有を行うことが重要です。
- 本市では、避難行動要支援者名簿を作成・更新することで、自主防災組織などとの情報共有を図り、避難行動要支援者の福祉避難所*開設・運営訓練への参加や、個別計画の確認などの実施につなげています。
- 避難場所では、障害のある人の心身状況に応じた備蓄や環境の整備、コミュニケーションの仕組みなどが必要です。その後の継続した福祉サービスの提供体制の確保も求められています。
- 障害者や高齢者を狙った詐欺などが多発しており、障害者の防犯、消費者被害の防止などに向けた取組も重要です。

今後の取組

推進施策

- ①災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援の推進
- ②防災対策の意識の向上
- ③福祉避難所などの整備
- ④防犯体制の充実

(3) 地域で支えあう仕組みづくり

現状と課題

- 近年、人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足等により、全国一律の仕組みでは必要なサービスが提供しづらい状況となっています。また、過疎化の進行により集落機能が低下するなど、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まっています。
- 地域住民の支え合い(共助)の意識を高め、住民主体の活動を行政等が継続して支援する仕組みづくりが必要です。地域住民等がボランティアとして、地域の担い手となる活動を推進することで、公的サービスに依存しない体制を構築することが求められています。
- 障害のある人が支援者の立場でボランティアとして参加する「福祉あき元気応援マイレージ」制度を実施し、支える側、支えられる側という立場を問わない活動も推進しています。

今後の取組

推進施策

- ①身近な地域での支えあいの推進
- ②制度を活用したボランティアの参加促進

具体的な内容

- | | |
|---------------------|---|
| ①身近な地域での支えあいの推進 | <ul style="list-style-type: none">・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、自治会などの住民組織などが連携して、地域で障害者やその家族を見守り、支える体制を推進します。・学生ボランティア活動を推進し、早い段階から地域の担い手となる機会を設けることで、障害に対する理解促進や、福祉分野を将来の就職先として選択するきっかけとして、福祉人材確保の一助となるよう取り組みます。 |
| ②制度を活用したボランティアの参加促進 | <ul style="list-style-type: none">・障害のある人の社会参加をさらに広げるために、障害のある人がボランティア参加をすることでポイントを獲得できる「福祉あき元気応援マイレージ」制度を活用し、障害のある人が、社会参加活動を通して自身の主体性の向上や生きがいをもち、より自立した生活を維持できるよう取り組みます。 |

(4) 障害に対する理解や配慮の促進

現状と課題

- 障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、障害や障害のある人への理解が不可欠です。
- アンケート調査結果をみると、差別されたりいやな思いをした経験について、「たまにある」16.8%、「よくある」2.9%となっており、前回(令和2年調査)と比べると、いずれも増えています。具体的な内容では「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が約9割と大半を占めており、「合理的配慮としての手助けや配慮等がなかった」29.6%となっています。また、差別されたり、いやな思いの体験をした場または相手については、「地域や近所」、「職場」が多くなっており、障害のある人に対する人々の偏見や差別も依然として存在している状況です。
- 本市では令和5年度に地域活動支援センターニコスマイルが中心となり、障害者啓発週間に市内の就労支援B型事業所や自主グループの活動と協働し、啓発イベントを開催しました。今後も継続した啓発活動を推進します。
- 障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、手話が言語であるとの認識に基づき、令和3年度に手話言語条例*を制定しました。今後も、全ての市民が障害に対する理解を深めるよう、啓発活動や福祉教育、障害のある人もない人も共に交流する事業などを推進する必要があります。
- 障害のある人が、地域で自由に社会参加するためには、建物や施設、道路などの物理的障壁を取り除く、いわゆるバリアフリー化を進める必要があります。また、障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいまちのユニバーサルデザイン化を推進することも求められています。

今後の取組

推進施策

- ①福祉教育活動の推進
- ②理解促進研修の充実
- ③障害を理由とする差別解消の推進
- ④障害に配慮した公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化

■ 具体的な内容 ■

<p>①福祉教育活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの社会を担う子どもたちが障害に対して正しい理解を身につけていくよう、学校における福祉教育を積極的に推進します。 ・安芸市社会福祉協議会や地域包括支援センター、介護事業所と連携し、認知症サポーター養成講座や福祉教育を実施します。
<p>②理解促進研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催を行います。 ・障害や人権への理解促進、支援者などの資質向上のために、障害のある人に関わる支援者・従事者に対する研修を実施します。
<p>③障害を理由とする差別解消の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人もない人も共に理解し合い交流できる機会の充実に図るとともに、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が行われるよう企業・事業所や住民に広く周知、啓発を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。
<p>④障害に配慮した公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や公園のトイレなどの整備には、障害の有無、年齢、性別などに関わらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインを推進します。 ・市が作成する書類等について、見えない・読めないなど、情報入手が困難な状況の方に対応し、できるだけ多くの人に、必要な情報が正しく伝わるようなデザインに配慮します。 ・障害のある人の投票を促進するため、投票所の段差の解消や点字など投票しやすい環境づくりに配慮します。また、人的介助が必要な人に対しては、迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。



(5) 権利擁護・虐待防止の推進

現状と課題

- 障害のある人は、障害特性によっては身の回りのことや金銭管理ができないため、詐欺や金銭詐取などの重大な権利侵害を受ける危険があります。このため、成年後見制度などの権利擁護に関する制度の利用を促進する必要があります。
- 障害者虐待防止法では、障害のある人に対する虐待を禁じるとともに、虐待行為の発見者に対して通報が義務づけられています。本市においては、福祉事務所障害ふくし係内に安芸市障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談などに応じています。また、虐待防止を図るため、障害児・者の理解と対応研修において、虐待防止の研修を実施しています。
- 虐待は、早期発見と適切な対応や支援を行うことで、問題の深刻化を未然に防ぐことが可能です。一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、虐待の防止、虐待を受けた人の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行える体制を整備する必要があります。

今後の取組

推進施策

- ①権利擁護事業の活用
- ②虐待防止に向けた周知・啓発
- ③虐待の早期発見・早期対応
- ④虐待を受けた障害のある人の自立支援

具体的な内容

①権利擁護事業の活用

- ・本人が判断を下すことが困難な障害のある人を対象とした成年後見制度のほか、安芸市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業*などの活用を促進するとともに、各事業内容や相談窓口などの周知を徹底します。
- ・権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、福祉事務所障害ふくし係を中核機関に位置づけ、広報・啓発活動、相談受付、成年後見制度の利用促進等に取り組みます。
- ・弁護士、司法書士、介護支援専門員、地域包括支援センター、安芸市社会福祉協議会等関係機関により、成年後見制度や虐待対応について、事例検討や意見交換を行い資質の向上に努めます。
- ・地域包括支援センター等での相談を通じ、申立人がいないケースの場合には市長申立を実施します。

<p>②虐待防止に向けた周知・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待は、発生してからの対応よりも、未然に防ぐことがなにより重要です。住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法や通報義務の周知・啓発、虐待相談等の窓口周知等、障害や虐待防止に関する正しい知識と理解の普及に努めます。 ・定期的に虐待防止に関する研修会を実施することにより、虐待を予防していく地域づくりや対応力の向上を図ります。 ・ケース内容によって高知県権利擁護センターからのアドバイザー派遣を要請します。
<p>③虐待の早期発見・早期対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の協力・連携、高齢者権利擁護、虐待対応に関する研修会への参加などにより、早期発見・対応の体制を整備するとともに、入院や措置入所などの緊急保護が必要な場合もあるため、緊急時対応の体制づくりに取り組みます。 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との意見交換を行うとともに、教育機関や障害者支援施設等との日頃の情報共有を図ります。 ・安芸市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報、届出、支援などの相談を受け付け、被害者や家族などを支援するために関係機関と連携して対応します。
<p>④虐待を受けた障害のある人の自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた障害のある人を保護し、自立に向けて生活の全てに関する支援に努め、状況に応じて家族・本人への訪問・面談等を迅速に実施し、関係機関等との虐待防止ネットワークのコア会議を開催することで連携強化を図ります。 ・養護者による虐待については、養護者自身も支援を必要としている場合も多くみられるため、養護者に対する支援も行います。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

安芸市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

1 障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標の実績及び計画設定

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績、令和5年度障害福祉に関するアンケートなどの実態調査、本市の実情などを踏まえ、以下のとおり令和8年度までの成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①第6期計画の状況

項目	数 値	備 考
令和元年度末時点の施設入所者数	41 人	
令和5年度末※時点の施設入所者数	39 人	
令和3年度から5年度末までの地域生活移行者数	【目標値】1 人	【令和4年度実績】 地域生活移行者数0 人

※令和5年度の数値は見込み値。以下同様。

②第7期計画の目標値

国の指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス(訪問系、日中活動系、居住系、相談支援)の利用者数、利用時間数、利用日数
------	--

基 準 値	数 値
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	37 人
令和8年度末時点の施設入所者数 (B)	41 人

項目	数値	考え方
地域生活移行者数 (令和8年度末まで)	2人	令和8年度末までの地域移行者数 (C) (6.0%以上)
	5.4%	(C) / (A)
施設入所者の削減数 (令和8年度末時点)	4人増	令和5年度末までの削減見込み数 (D) (A) - (B) (5.0%以上)
	10.8%増	(D) / (A)

③安芸市の方針

- ・地域生活移行者及び施設入所者削減数については、本市の現状の入所者や家族の状況等を踏まえ、現実的な数値を設定しました。
- ・地域生活への移行を望む施設入所者については、グループホーム等への生活に移行ができるよう、必要な支援を提供します。また、国の指針では施設入所者の削減が目標値として設定されていますが、対象者の希望や状況を考慮し、必要な施設入所については、引き続き、入所に向けた支援を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①第6期計画の状況

精神障害のある人が地域で暮らしていくために、住民の精神障害への理解促進や、長期入院者の退院後の生活支援、相談支援など保健・医療・福祉関係者が既存の協議会(相談支援専門部会及び就労支援専門部会)において連携し、包括的な支援体制に取り組みました。

②第7期計画の目標値

国の指針	<p>《成果目標》 (都道府県、市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は325.3日以上を基本とする。 ○令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。 ○令和5年度末までの精神病床における早期退院率は、入院後3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上を基本とする。
	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域/各市町村)の設置。 ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数。 ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数。 ○協議の場における目標設定及び評価の実施回数。 ○精神障害者の地域移行支援の利用者数。 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数。 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数。 ○精神障害者の自立生活援助の利用者数。 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数。(新規) <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数。

項目	単位	実績		計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	か所	2か所 (相談支援専門部会、就労支援専門部会)				
協議の場の開催回数	回	24	24	24	24	24
協議の場への関係者の参加者数	人/回	相談支援専門部会：約12人/回 就労支援専門部会：約15人/回				
協議の場における評価の実施回数	回/年	3	3	3	3	3

項目	単位	実績		計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援 事業利用者数	人/年	0	0	0	0	0
精神障害者の地域定着支援 事業利用者数	人/年	0	0	0	0	0
精神障害者の共同生活援助 (グループホーム) 利用者数	人/年	6	6	6	7	7
精神障害者の自立生活援助 利用者数	人/年	0	0	0	0	0
精神障害者の自立訓練 (生活訓練) 利用者数 (新 規)	人/年	2	2	2	2	3

③安芸市の方針

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場については、引き続き、自立支援協議会(相談支援部会及び就労支援部会)を活用し、圏域内外の各種支援機関や専門職で、地域移行やピアサポートの推進、ひきこもり支援、就労支援等、地域の精神保健の課題に対する協議検討を図ります。
- ・精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、県及び関係機関と連携して取り組みます。

(3) 地域生活支援の充実

①第6期計画の状況

「地域生活支援拠点」とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援機能をもつ場所や体制のことをいいます。主な機能は①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会や場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5つの機能を柱としています。

令和5年5月に開設した地域活動支援センターニコスマイルでは、5つの機能のうち②緊急時の受け入れ対応を除く4つの機能について対応が可能となりました。

強度行動障害のある人への支援については、病院や相談支援部会、家族等関係者からの情報提供を受け、支援ニーズを確認し、個別に支援をしています。

②第7期計画の目標値

国の指針	《成果目標・活動指標》 ○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ○令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。(新規)
------	--

③安芸市の方針

- ・地域活動支援センターニコスマイルを地域生活支援拠点に位置づけ、令和6年度より開始予定の基幹相談支援センターと共に体制の強化を図ります。また、地域活動支援センター及び基幹相談支援センターの職員が、地域生活支援拠点のコーディネーターとして機能の充実を図ります。緊急時の受け入れ体制については、圏域の資源を活用し、体制確保に努めます。
- ・強度行動障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や人材育成に努めます。
- ・地域生活支援拠点や強度行動障害のある人への支援体制に対する評価は、自立支援協議会において、年1回運用状況を検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①第6期計画の状況

1. 全体数

項目	数値
令和元年度における一般就労移行者数※	2人
【目標値】令和5年度における一般就労移行者数	8人
【令和4年度実績】一般就労移行者数	6人

※一般就労移行者…福祉施設を退所し、企業などに就職した人や在宅で勤労した人(家業への従事含む＝農林漁業含む)及び自ら起業した人をいう(就労継続支援A型を利用する場合を除きます)。障害福祉サービス(就労継続支援など)を利用しながら働く場合や、特別支援学校から一般企業などに直接就職する人は含まれない。

2. 就労移行支援事業を通じた一般就労数

項目	数値
令和元年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	2人
【目標値】令和5年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する数	6人
【令和4年度実績】就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	2人

3. 就労継続支援A型事業を通じた一般就労数

項目	数値
令和元年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0人
【目標値】令和5年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行する数	1人
【令和4年度実績】就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0人

4. 就労継続支援B型事業を通じた一般就労数

項目	数値
令和元年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	0人
【目標値】令和5年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行する数	1人
【令和4年度実績】就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	4人

②第7期計画の目標値

国の指針	<p>《成果目標》</p> <p>■就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標</p> <p>○就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て、一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業: 令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業: 令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業: 令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。 <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)</p> <p>■一般就労後の定着支援に関する目標</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>※就労定着実績体制加算: 前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。</p> <p>(都道府県等のみ)</p> <p>○都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。(新規)</p>
------	---

国の指針	<p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援の利用者数、利用日数。 ○就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数。 ○就労定着支援の利用者数。 ○就労選択支援の利用者数。(新規) (都道府県) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数。 ○障害者に対する職業訓練の受講者数。
------	--

1-1. 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
福祉施設を退所して一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	3人	令和3年度に、一般就労した人数
	【目標】 (令和8年度)	5人	令和8年度に、一般就労した人数 (1.28倍以上)

1-2. 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	1人	令和3年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数
	【目標】 (令和8年度)	2人	令和8年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数 (1.31倍以上)

1-3. 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労継続支援A型を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数
	【目標】 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数 (1.29倍以上)

1-4. 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労継続支援B型を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	1人	令和3年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数
	【目標】 (令和8年度)	2人	令和8年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数 (1.28倍以上)

2. 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

市内に事業所が1か所しかなく、利用実績も少ないため、数値目標は設定しません。

3. 就労定着支援事業の利用者数

圏域に事業所がなく、利用実績も少ないため、数値目標は設定しません。

4. 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

圏域に就労定着支援事業所がないため、数値目標は設定しません。

③安芸市の方針

- ・本市では、国の指針に基づき、市の現状や、提供実績等を勘案し目標設定行いました。障害がある人の状況に応じ、就労を希望する障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援の充実を図ります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①第2期計画の状況

障害児への支援について、令和4年2月に市内に放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を提供する事業所が開所されました。圏域にすでに設置されている児童発達支援センターと共に、数少ない障害児支援を担う事業所として、体制整備が進んでいます。今後は、強度行動障害児や医療的ケア児への支援体制の構築に向け、取り組む必要があります。

②第3期計画の目標値

<p>国の指針</p>	<p>《成果目標》</p> <p>■障害児に対する重層的な地域支援体制の構築に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること) ○令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。(新規) <p>■難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標 (都道府県のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。 ○令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。 <p>■重症心身障害児・医療的ケア児への支援に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ○各都道府県、各圏域または各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(新規) <p>(都道府県のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。 (新規)
-------------	---

<p>国の指針</p>	<p>■障害児入所施設からの円滑な移行調整に関する目標 (都道府県及び政令市)</p> <p>○令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。(新規)</p> <p>《活動指標》 (都道府県・市町村)</p> <p>○児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数。 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数。 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○障害児相談支援の利用児童数。 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数。 (都道府県)</p> <p>○都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数。(新規)</p> <p>○福祉型障害児入所施設の利用児童数。 ○医療型障害児入所施設の利用児童数。</p>
-------------	--

③安芸市の方針

- ・引き続き、圏域の児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを確保するとともに、関係機関が連携し障害児支援に取り組みます。
- ・障害の有無に関わらず、それぞれの子どもが共に過ごし、互いに学び合うことができるよう、既存の資源を活用し、年少期から地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、物理的環境及び職員の資質向上等、受け入れ事業所の体制構築の支援を行います。
- ・医療的ケア児への支援については既存の相談支援部会を活用し、必要な支援について協議し医療的ケア児に対応する体制を構築します。また、地域活動支援センターや基幹相談支援センターに医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修修了者を配置するよう努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①第6期計画の状況

相談支援体制の充実・強化を図るため、相談支援事業所などと連携し、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援事業所への人材育成のための研修案内や、関連機関との連絡会の開催などを行っています。

令和5年度に、市内に2事業所ある相談支援事業所のうち1事業所が閉所し、事業所数は減少しましたが、残りの1事業所において相談支援専門員の配置数が増加し、体制は維持されています。今後は基幹相談支援センターの設置や、関係機関等との更なる連携により体制強化が必要です。

②第7期計画の目標値

国の指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none">○令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)する。○基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 <p>※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規) <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none">○基幹相談支援センターの設置の有無。(新規)○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数。○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数。(新規)○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)。(新規)
------	--

項目	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	市内に1事業所（基幹相談支援センター受託事業所）しかないため、数値目標は設定しません。			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数				
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数				
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（新規）	回/年	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（新規）	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）（新規）	各専門部会において以下のとおり設定します。			
相談支援専門部会	回/年	12	12	12
就労支援専門部会	回/年	12	12	12
協議会の参加事業者・機関数（新規）	団体	24	24	24
協議会の専門部会の設置数（新規）	部会	2	2	2

③安芸市の方針

- ・基幹相談支援センターについては、令和6年度に地域活動支援センター（安芸市社会福祉協議会）に委託し、地域における相談支援の総合的な窓口として、相談支援体制の強化を図ります。
- ・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。
- ・自立支援協議会において、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

高知県が実施する障害福祉サービスなどに関する研修に、積極的に参加するとともに、障害福祉サービス事業所職員への研修参加を促進します。また、現在も行っている障害福祉サービス管理システムを活用したサービス内容審査について、サービスの質の向上を図るために、より詳細な審査を実施します。

2 障害福祉サービスの実績と見込量

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績、令和5年度障害福祉に関するアンケートなど実態調査、本市の実情などを踏まえ、以下のとおり、各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

①第6期実績と第7期見込量

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間数/月	285	160	137	134	134	128
	実利用者数/月	30	26	21	22	21	20
重度訪問介護	時間数/月	360	810	1,306	1,520	1,520	1,520
	実利用者数/月	5	5	5	5	5	5
行動援護	時間数/月	11	11	5	4	6	6
	実利用者数/月	3	3	2	2	3	3
同行援護	時間数/月	7	6	10	20	20	20
	実利用者数/月	2	2	1	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間数/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
合計	時間数/月	663	987	1,458	1,678	1,680	1,674
	実利用者数/月	40	36	29	32	32	31

②サービス・事業の実施に関する考え方

- ・障害のある人が地域で自立した生活を継続するためには、ニーズや特性に応じた障害福祉サービスの確保が必要不可欠です。障害のある人がその人らしく、生きがいをもって地域で暮らすために、多様なサービスの提供が求められています。
- ・介護人材が不足する中、特に訪問系サービスを提供するヘルパー不足が顕著です。圏域で訪問系サービスを提供する事業所が限られており、今後、支援が集中する時間帯では調整が困難となる可能性があります。
- ・近隣自治体に令和3年1月より重度訪問介護事業所が開所されたことにより、重度障害者への訪問支援が増加しました。
- ・高齢の重度障害者が在宅生活を継続するために、介護保険制度を利用し、不足する部分について障害福祉サービスを利用しており、増加傾向にあります。

③第7期見込量確保のための方策

- ・今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする人の増加が見込まれますが、地域で安心して暮らすために必要な訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、引き続き介護職員の処遇改善を図るとともに、介護離職の防止や、介護人材の確保に取り組めます。



(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害があり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障害があり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。※令和7年10月施行
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

①第6期実績と第7期見込量

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,177	1,170	1,173	1,472	1,495	1,541
	実利用者数/月	61	61	60	64	65	69
うち 重度障害者	人日/月	/	/	/	1,311	1,311	1,311
	実利用者数/月	/	/	/	57	57	59
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	1	23	15	0	0	0
	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	61	52	16	69	69	69
	実利用者数/月	3	3	2	3	3	3
就労選択支援	実利用者数/月	/	/	/	/	0	0
就労移行支援	人日/月	47	85	47	115	161	138
	実利用者数/月	3	5	2	5	7	6
就労継続支援 (A型)	人日/月	102	161	114	161	207	207
	実利用者数/月	6	9	6	7	9	9
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,321	1,289	1,524	2,162	2,185	2,185
	実利用者数/月	79	77	86	94	95	95
就労定着支援	実利用者数/月	1	1	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日/月	58	89	81	124	124	124
	実利用者数/月	9	11	10	12	12	12
うち 重度障害者	人日/月	/	/	/	20	20	20
	実利用者数/月	/	/	/	5	5	5
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
うち 重度障害者	人日/月	/	/	/	0	0	0
	実利用者数/月	/	/	/	0	0	0
療養介護	実利用者数/月	9	9	9	9	9	9

②サービス・事業の実施に関する考え方

- ・日中活動系サービスについては、令和2年4月より、市内の介護事業所で共生型サービスや、農福連携に取り組む就労継続支援B型作業所が開所され、また、令和5年2月に圏域に短期入所事業所が開設されたことで、支援の選択肢が広がっています。
- ・就労継続支援A型や就労定着支援など、圏域に事業所がないサービスがあり、事業所が遠方であることで、利用者によってはサービスの利用が困難な場合があります。

③第7期見込量確保のための方策

- ・日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として必要不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した人や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した人、また、ひきこもりがちな人などが社会参加していくための場として、引き続き日中活動系サービスの充実を図ります。
- ・圏域に事業所がないサービスについては、相談支援事業所や基幹相談支援センター等と連携し、事業所情報などの収集に努め、利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

①第6期実績と第7期見込量

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数/月	30	33	38	43	44	44
	うち 重度障害者 人日/月				10	10	10
施設入所支援	実利用者数/月	40	39	39	41	41	41

②サービス・事業の実施に関する考え方

- ・施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、入所者の高齢化に加え、待機者もいることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ることが必要です。
- ・共同生活援助については、令和5年2月に安芸圏域で1事業所開所されたことで、サービス利用体制が強化され、共同生活援助の利用者が増加傾向にあります。また、市内に新たなグループホームを望む声も多く、地域移行を進めるためにもグループホームの整備が課題となっています。

③第7期見込量確保のための方策

- ・引き続き、施設入所が必要な方への入所支援を行います。また、高齢化や身体状況の変化に応じて、入所施設の変更を検討します。
- ・自立生活援助については、サービス利用実績はありませんが、地域生活へ移行を希望する対象者に対して、地域活動支援センターや基幹相談支援センター等で随時相談・助言等を行います。
- ・グループホームの整備の支援と並行して、公営住宅や一般住宅を活用するなど、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

①第6期実績と第7期見込量

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数/月	50	50	51	55	55	55
地域移行支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0

②サービス・事業の実施に関する考え方

- ・計画相談支援については、市内2事業所のうち1事業所が令和5年度に閉所し、1事業所で計画相談支援を担っている状況ですが、相談支援専門員が新たに追加配置されたことで、相談支援専門員は充足しています。また、精神保健福祉士や医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修修了者等の専門職が相談支援専門員を担っていることから、専門的な知識を生かした支援が期待されます。

③第7期見込量確保のための方策

- ・サービス等利用計画^{*}は、サービスの支給決定における根拠となるだけでなく、利用者の状況やニーズを適切に把握し、支援体制を築くものであり、サービスの根幹を占める非常に重要なものです。計画書の質の向上を目指し、計画を作成する指定特定相談支援事業所との協力や連携をさらに深めながら、より適切なサービス提供を行います。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、圏域に事業所がありませんが、地域活動支援センターや令和6年度より開設予定の基幹相談支援センターにおいて、地域生活への移行等の体制を整備します。

(5) 障害児支援

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害児に対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

①第2期実績と第3期見込量

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	12	8	6	20	20	20
	実利用者数/月	3	2	1	2	2	2
医療型児童発達支援※	人日/月	0	0	0			
	実利用者数/月	0	0	0			
放課後等 デイサービス	人日/月	3	149	154	280	280	280
	実利用者数/月	1	16	20	28	28	28
保育所等 訪問支援	人日/月	0	2	3	6	6	6
	実利用者数/月	0	2	3	6	6	6
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数/月	2	6	7	9	9	9

※医療型児童発達支援については、児童福祉法改正により令和6年4月より児童発達支援に一元化されるため、令和6年度以降の計画値は設定していない。

②サービス・事業の実施に関する考え方

- ・児童発達支援は早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要です。
- ・放課後等デイサービスについては市内に1事業所、圏域に1事業所開設され、利用者数が大幅に増加しました。保育所等訪問支援についても市内の放課後等デイサービス事業所で提供開始され、増加傾向にあります。
- ・保育所等訪問支援については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、支援ミーティングの開催などを行い、保育、教育など関係機関との連携を緊密に図る必要があります。
- ・障害児相談支援は、障害のある子どもたちが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量共に充実させることが必要です。

③第3期見込量確保のための方策

- ・障害はあっても、可能な限り子どもたちの身近な地域での支援が保障されるように、支援ミーティングを活用し、他の分野(保健、医療、教育など)と緊密に連携しながら、広域においてサービスの提供を図ります。
- ・強度行動障害児や重度心身障害児に対する支援など、障害の特性を踏まえて、子どもたちに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修などを行い、資質向上を目指します。



(6) 発達障害者等に対する支援

■サービスの内容

サービス名	内容
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレント・トレーニングは、専門職による、保護者の具体的な養育スキルを獲得することを目的としたトレーニングです。 ○ペアレント・プログラムは、保育士や市職員など専門職に限らず、地域の支援者によるプログラムです。

①第2期実績と第3期見込量

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラムの受講者数	人/年	4	5	5	6	6	6

②サービス・事業の実施に関する考え方

- ・本市では令和3年度まで外部専門職によるペアレント・トレーニングに取り組み、令和4年度からは、地域の支援者によるペアレント・プログラムに取り組んでいます。ペアレント・プログラムは、保育士や市職員といった専門職に限らない支援者によって取り組むことができるため、ペアレント・プログラムの研修やワークショップに取り組んでいます。

③第3期見込量確保のための方策

- ・引き続き、ペアレント・プログラムへの参加を広く周知し、子育てに悩む保護者への支援に取り組みます。
- ・市職員等が支援者となり、ペアレント・プログラムの開催を目指します。

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績、令和5年度障害福祉に関するアンケートなどの実態調査、本市の実情などを踏まえ、以下のとおり、各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

(1) 相談支援事業

サービス利用時に計画相談が必須となったことに伴い、相談支援専門部会を積極的に開催し、相談支援事業者の資質の向上に努めています。また、制度改正などに柔軟に対応できるよう、施策推進協議会や自立支援協議会については毎年開催し、施策協議・連携体制を整えています。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	1	1	1
施策推進協議会・自立支援協議会	回	2	2	2	2	2	2
相談支援専門部会	回	12	12	12	12	12	12

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	3	1	1	1	1

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する費用の一部を助成することを通じて、意思疎通支援を行います。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	利用者数 (実人数)	4	3	3	3	3	3

(4) 日常生活用具給付費事業

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	5	1	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	7	2	6	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	2	8	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件	434	421	478	470	470	470
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	0	0	1	1	1
合計	件	450	432	489	481	481	481

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援をすることで、地域における障害のある人の自立生活及び社会参加を促進します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	利用者数	11	9	6	6	6	6

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域の実情に応じた支援を行う地域活動支援センターの機能を強化する事業です。本市では令和5年5月に地域活動支援センターニコスマイルを開設し、めだかの学校やあったかふれあいセンター等と連携して、地域活動の場の充実に努めます。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所	0	0	1	1	1	1
	利用者数 (延べ)	0	0	3,000	3,000	3,000	3,000

(7) 生活訓練等事業

障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練及び指導を行うことにより、生活の質の向上を図ります。本市では「めだかの学校」を生活訓練等事業として実施し、交流や社会活動の場を提供しています。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニコスマイル	人	681	597	0	0	0	0
めだかの学校	人	384	327	306	357	387	417

※ニコスマイルは生活訓練等事業より地域活動支援センターに移行したため、令和5年度以降の実績・計画値は0としている。

(8) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害のある人の社会参加促進のため、運転免許取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	3	1	0	1	1	1

(9) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場の確保と、障害のある人を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	件	0	0	0	2	2	2

(10) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【実績】

令和3年度

日 時	講 師	内 容
令和4年 3月8日(火)	療育福祉センター 発達障害者支援センター 所長 川村 郁子 氏	発達障害の理解とその対応方法について 第2弾！ ～生きづらさや特性を理解し、人と人がつながっていくために～

令和4年度

日 時	講 師	内 容
令和5年 3月3日(火)	高知県聴覚障害者協会理事 高橋 靖子 氏	聴覚障害児の災害時の配慮と対応方法 「聞こえない当事者の体験(困ること・知ってほしいこと・気づいてほしいこと)から学ぶ～簡単な手話を覚えましょう」

令和5年度

日 時	講 師	内 容
令和5年 5月13日(土)	宮崎大学教育学部 教授 境 泉洋 氏	「ひきこもり等の生きづらさの理解と生きる意欲の回復」 ～生きづらさを抱えた親子への支援の実践事例紹介・ソーシャルスキルトレーニング方法、やる気向上プログラムの紹介など♪～
令和6年 2月2日(金)	一般社団法人高知相談安心センター代表理事 藤原 由親 氏	「障がいのある子の親なきあとについて考える」～親が今、やっておくこと。心配事を減らそう～
令和6年 2月7日(水)	高次脳機能障害支援拠点センター 青い空 支援コーディネーター 津野 雅人 氏	「高次脳機能障害への理解と対応」

【計画】

サービス名	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	回	3	3	3

(11) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	件	0	0	0	2	2	2

(12) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の意思疎通を支援する手話奉仕員を養成するための講座をニーズに応じて開催します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	0	0	0	5	5

(13) 障害者虐待防止対策支援事業

障害のある人への虐待防止・早期発見のため、支援従事者向けに虐待防止に関する研修を実施します。

①第6期実績と第7期見込量

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業	回	0	0	0	1	1	1

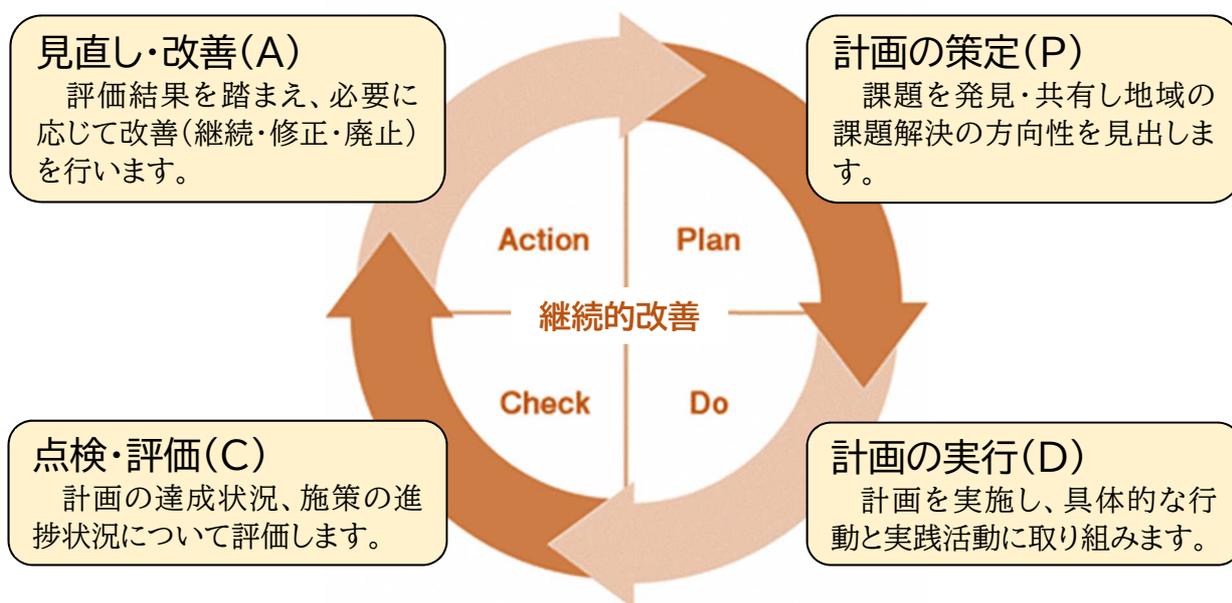
第6章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本市における障害施策は、市の各行政部門や地域の関係機関との連携と発展が重要です。介護をはじめとする福祉分野、保健、医療、教育、農業などの産業、労働、建設、防災、人権に関わる行政各部門・分野との連携を一層深め、障害施策の展開を図ります。また、障害者ケアの日々の課題、教育研修といった人材育成課題について、各障害福祉サービス事業者、安芸市社会福祉協議会、地域活動支援センター、ハローワークといった地域の各関係機関とのネットワークをさらに推進します。そして、相談支援専門部会と就労支援専門部会で、障害のある人に関する社会資源の情報や支援体制に関する課題を共有し、施策推進協議会及び自立支援協議会において、障害者やその家族の声を障害施策に反映させていきます。

2 計画の進行管理と評価

計画の進み具合や実施状況を点検し、その結果を検討し評価をする作業を行う際に、「PDCAサイクル」の考え方を利用します。



この「PDCAサイクル」による進行管理の考え方を活用し、計画の実施状況について、施策推進協議会及び自立支援協議会の場において、毎年、点検・評価を行います。

また、施策推進協議会及び自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障害のある人のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などを検討し、個々に対応する多様な施策(計画)の推進に努めます。

資料編

1 安芸市障害者施策推進協議会条例

平成11年3月26日

条例第15号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、安芸市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の職員
- (2) 行政機関の職員
- (3) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月11日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日条例第22号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 安芸市障害者施策推進協議会委員

団 体	役 職	氏 名
安芸広域障害支援区分認定審査会	会長	臼井 隆
社会福祉協議会	会長	松田 秀樹
障害者施設代表	安芸市身体障害者福社会理事長	田野岡 和美
//	ゆうハート安芸の会所長	箕浦 美加
//	ホップあき・ホップ日和所長	牛窓 佳代
//	障害者支援施設ステージ桜が丘施設長	伊東 健一
知識経験者	障害者相談員	竹島 義信
//	障害者相談員	中川 阿佐子
行政機関	安芸公共職業安定所長	北村 利江
//	安芸福祉保健所長	西野 美香
//	安芸市副市長	竹部 文一
//	安芸市教育次長兼学校教育課長	大坪 浩久
//	安芸市市民課長	植野 浩二

3 安芸市障害者施策推進協議会幹事

所 属	役 職	氏 名
総務課	総務係長	宇根 祥智
企画調整課	企画係長	野崎 一生
財産管理課	課長補佐兼住宅係長	横井 克彦
危機管理課	危機管理係長	米田 広志
市民課	課長補佐	國藤 美紀子
〃	健康ふれあい係長	足達 恵美
〃	課長補佐兼国保年金係長	福島 由美
〃	介護保険係長	若江 真一郎
建設課	土木係長	戸島 伯仁
農林課	課長補佐兼農業振興係長兼農業委員会事務局主幹	中川 亮
学校教育課	学校教育係長	清岡 幹
生涯学習課	スポーツ振興係長	高橋 峰彦
福祉事務所	こども係長	中川 友紀
〃	障害ふくし係長	寺岡 里奈
〃	障害ふくし係主任保健師	中山 京子

4 安芸市障害者自立支援協議会設置要綱

平成19年9月12日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制の整備に関する協議を行うため、安芸市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)の設置に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営(委託相談支援事業者等の評価を含む。)に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 権利擁護等の分野別専門部会の設置、運営に関すること。
- (6) 障害福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相談支援事業の適切な実施を図るため市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
 - (2) 障害福祉サービス事業者
 - (3) 保健、福祉、医療関係者
 - (4) 障害者又は障害者の保護者
 - (5) 教育、雇用関係機関
 - (6) 学識経験者
 - (7) 行政関係者
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 会長は、必要に応じて、協議会を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明、その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要に応じて協議会の委員及び会長が指名する者により構成する専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長があらかじめ指定した者が会議を主宰するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員及び実務者会議の構成員は、職務に関して知り得た個人情報その他の情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

附 則(平成20年11月12日)

この要綱は、平成20年11月12日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

5 安芸市障害者自立支援協議会委員

組 織	役 職	氏 名
相談支援事業者	地域活動支援センターニコスマイル施設長	北川 香里
障害福祉サービス事業者	障害者就業・生活支援センター ポラリス施設長	田野岡 和美
〃	ゆうハート安芸所長	箕浦 美加
〃	ホップあき・ホップ日和施設長	牛窓 佳代
〃	障害者支援施設ステージ桜が丘 サービス管理責任者	岡林 稔浩
〃	児童通所支援センターまなふる所長	横田 和典
保健・福祉・医療関係者	県立あき総合病院地域連携室 医療ソーシャルワーカー	笹岡 亮佑
〃	芸西病院 リハビリテーション部 部長	加賀野井 聖二
〃	安芸福祉保健所 次長兼健康障害課長	中島 信恵
障害者またはその保護者	障害者相談員	竹島 義信
〃	安芸市障害児をもつ親の会 会長	平井 美和
教育・雇用関係機関	安芸公共職業安定所 統括職業指導官	片岡 純
〃	学校教育課指導主事	篠原 博之
学識経験者	民生児童委員	一圓 昌估
行政関係者	福祉事務所 こども係長	中川 友紀
〃	市民課 課長補佐(保健師)	國藤 美紀子
〃	市民課 地域包括支援センター所長	門田 将樹
その他市長が必要と認める者	安芸警察署 生活安全係長	中山 義浩
〃	法テラス安芸法律事務所 弁護士	山森 涼平

6 計画策定の経緯

日程	項目
令和5年8月31日 ～9月15日	障害者・障害児アンケート調査の実施
令和5年10月	事業所アンケート(ヒアリング)の実施
令和5年8月1日	安芸市障害者施策推進協議会幹事会 (1)障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について ①安芸市の現状について ②令和4年度実施状況と課題・令和5年度の具体的な取り組みについて
令和5年9月1日	令和5年度 第1回安芸市障害者自立支援協議会 ①安芸市の人口及び障害者の現状 ②障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況 ③自立支援協議会専門部会での取組状況について ④その他 ・各団体における取組について ・その他報告・確認事業について
令和5年9月27日	令和5年度 第1回安芸市障害者施策推進協議会 ①障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況について ②安芸市障害者自立支援協議会の報告 ③第5次安芸市障害者やさしさプラン(案)について
令和6年1月26日	令和5年度 第2回安芸市障害者施策推進協議会 ①障害者計画 各施策の展開(基本目標・今後の取組) ②障害福祉計画・障害児福祉計画(障害福祉サービスの見込み量等) ③「障害」の表記について
令和6年2月5日 ～2月19日	第5次安芸市障害者やさしさプランへの意見募集(パブリックコメント)
令和6年3月1日	令和5年度 第3回安芸市障害者施策推進協議会 ①パブリックコメントの結果について ②第5次安芸市障害者やさしさプランの最終(案)について ～障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)～

7 用語解説一覧

【あ】

■あつたかふれあいセンター

障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者までの集いの場を提供したり、安否確認のための訪問や、簡単な生活支援などを地域のニーズに合わせて提供していく小規模で多機能な地域福祉の支援拠点。

■いっぽいっぽ

発達障害のある子どもの家族の集まり。

■インクルーシブ教育

障害のある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育。

■ウェルビーイング

すべての個人が主体性をもち、権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好であること。

■親とともに支援を考える会

特性に応じた適切な支援が必要なお子さんが健やかに発育発達し、就学・進学・就労に向けて切れ目のない支援を受けることができるよう、医療・福祉・保健・教育の各関係機関が連携を図りながら支援体制づくりに取り組んでいる会。

【か】

■経歴書

安芸市版として、就労パスポートと同等の役割をもつ障害のある人の就労支援のための情報共有ツール。市独自で作成。

■合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。

■子育て世代包括支援センター★きらり★

妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援するため、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点。

【さ】

■サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況などをふまえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

■支援引き継ぎシート

保育所・学校などの様子や支援の状況を記載するシートで、保育所・学校などでの様子や支援内容を進級・進学先や就職先へも引き継ぐための重要なものである。

■支援ミーティング

特性に応じた適切な支援が必要な子どもとその家族にとってどのような支援が必要か、また、特性に合わせた支援が継続して受けられるよう関係機関とともに協議する会。

■就労パスポート

障害のある人が働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。厚生労働省が作成。

■手話言語条例

手話を言語として明示した「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」に基づき、手話への理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する総合的かつ計画的に施策を推進し、障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

■障害者就業・生活支援センター

就労を希望している、又は就労している障害のある人の様々な相談を受け、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携して就労支援を行う施設。

■情報アクセシビリティ

パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害のある人を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

■スクールアドバイザー

スクールカウンセラーと同じく、高度な専門知識を有し、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

■スクールカウンセラー

心理学や心理援助の専門知識を有し、学校内の様々な問題行動に対する心理相談業務に従事する心理職専門家。

■スクールソーシャルワーカー

社会福祉などの専門的な知識を用いて児童の環境に働きかける支援を行う専門家。

■ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。

【た】

■つながるノート

発達障害の診断を受けた人や疑いのある人が、乳幼児期から一貫した支援が受けられるように、自身の特性、関わり方や支援の仕方などを記録したファイル。

■特別支援教育支援員

発達障害又はその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援などを行えるように、小・中学校へ配置している支援員。

【な】

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。

■ノーマライゼーション

障害のある人の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障害のある人もない人も地域で共に生活している状態こそが自然という考え方。

【は】

■発達障がい者当事者の会「はしる会」

発達障害者などが集まる当事者の会。

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去しようとする事。

■ピアサポート

障害のある人などで、自らの体験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間(ピア)である障害のある人などを支援し、共に問題解決を図ること。

■避難行動要支援者名簿

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に高齢や障害、病気などの理由により、ご自分の力で避難する事が難しく、また、安全に避難するためには支援が特に必要と思われる人(避難行動要支援者)の名簿。

■避難支援個別計画

要支援者の避難を迅速に実施するため、避難手順や支援する人の氏名などについて事前に決めておく個別の計画。

■福祉あき元気応援マイレージ

障害のある人の社会参加による生きがい作りを目指すため、65歳未満の障害のある人がボランティアを行った際にポイントを付与し、ポイントに応じて商品券などに交換することができる制度。

■福祉避難所

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人などが避難生活をするための、特別な配慮がなされた避難所。

■保健・福祉ゾーン

デイサービスセンター「はまちどり」、高齢者活動センター「老人憩いの家」、総合社会福祉センター、健康ふれあいセンター「元気館」などの保健・福祉の拠点となる場所。

■ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ボールを投げたり転がしたり、他のボールに当てたりして、ジャックボール(目標球)にいかに近づけるかを競う競技。

■ほっと会

18歳以上の発達障害者の親の会。

【ま】

■めだかの学校

障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、みんなが孤立したり閉じこもることなく、誰もが様々な活動を通して地域の人々と交流し、支え合うことを学ぶ交流広場。〈出会いと交流の場〉〈仲間作りの場〉〈支え合いの場〉〈癒しの場〉を目指して、住民が主体的に活動することを大切に、閉じこもりや孤立している人をなくしていこうという広場。

【や】

■ユニバーサルデザイン

障害のある人に限定することなく、できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること。

【ら】

■リハビリテーション

人権の視点に立って障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

第5次安芸市障害者やさしさプラン
～障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)～

発行:令和6年3月
発行者:高知県安芸市
編集:安芸市福祉事務所障害ふくし係
〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地1
TEL:0887-37-9451 FAX:0887-35-1028
E-mail:syakaifukusi@city.aki.lg.jp
安芸市ホームページ: <https://www.city.aki.kochi.jp/>
